

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設への効率的かつ効果的な指導監督に関する
調査研究
調査報告書

KPMGコンサルティング株式会社
令和5年 3月



目次

1	本調査研究事業の概要	p.3
1.1	背景・目的	p.3
1.2	方法・計画	p.4
2	調査結果	p.5
2.1	有識者ヒアリング調査	p.5
2.2	文献調査	p.7
2.3	自治体アンケート調査	p.13
2.4	自治体ヒアリング調査	p.30
3	有識者検討会	p.37
3.1	実施概要	p.37
3.2	検討結果	p.38
4	自主点検表及びチェックリストひな形、活用事例集	p.40
4.1	自主点検表及びチェックリストひな形	p.40
4.2	活用事例集	p.43
5	謝辞	p.45
6	参考資料	p.47
6.1	参考資料 1 文献調査結果（詳細）	p.47
6.2	参考資料 2 自治体アンケート調査票	p.58
6.3	参考資料 3 自主点検表及びチェックリストひな形	p.64
6.4	参考資料 4 活用事例集	p.73

1 本調査研究事業の概要

1.1 背景・目的

厚生労働省では、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とし、「子ども・子育て支援推進調査研究事業」を実施している。同事業においては複数の課題が設定されているところ、本年度は KPMG コンサルティング株式会社が「認可外保育施設への効率的かつ効果的な指導監督に関する調査研究」の実施者として採択を受け、調査研究（以下、「本調査研究事業」という。）を推進している。

認可外保育施設は、令和元年 10 月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第 30 条の 2 等）となっており、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすことが要件とされている（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号及び子ども・子育て支援法施行規則第 1 条）。ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後 5 年間は、認可外保育施設の指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）附則第 4 条）が置かれており、経過措置期間内において認可外保育施設指導監督基準の適合のために必要な支援を行うこと、さらに、経過措置期間後においても認可外保育施設の質の向上を図るための仕組みを構築することが急務とされている。

また、認可外保育施設については、年一回以上立入調査を行うことが原則とされているものの、認可外保育施設が多数設置されているなどの理由により、立入調査の実施率が低い都道府県等がある。このような都道府県等においても、指導監督基準の適合判定を着実に実施できるようにしていく必要があることから、現行の認可外保育施設指導監督の指針では、前回の立入調査の結果や、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないとされている。

本調査研究事業では、上記を踏まえ、各地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市。以下、同じ）における認可外保育施設への指導監督の取組について調査・分析を行うとともに、効率的かつ効果的な指導監督の実施に寄与するために、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ認可外保育施設に提出を求める自主点検表ひな形、自治体が書面確認を行う際に活用するチェックリストひな形、並びに各地方公共団体が認可外保育施設の指導監督の際等に活用できる活用事例集の作成を行った。

1.2 方法・計画

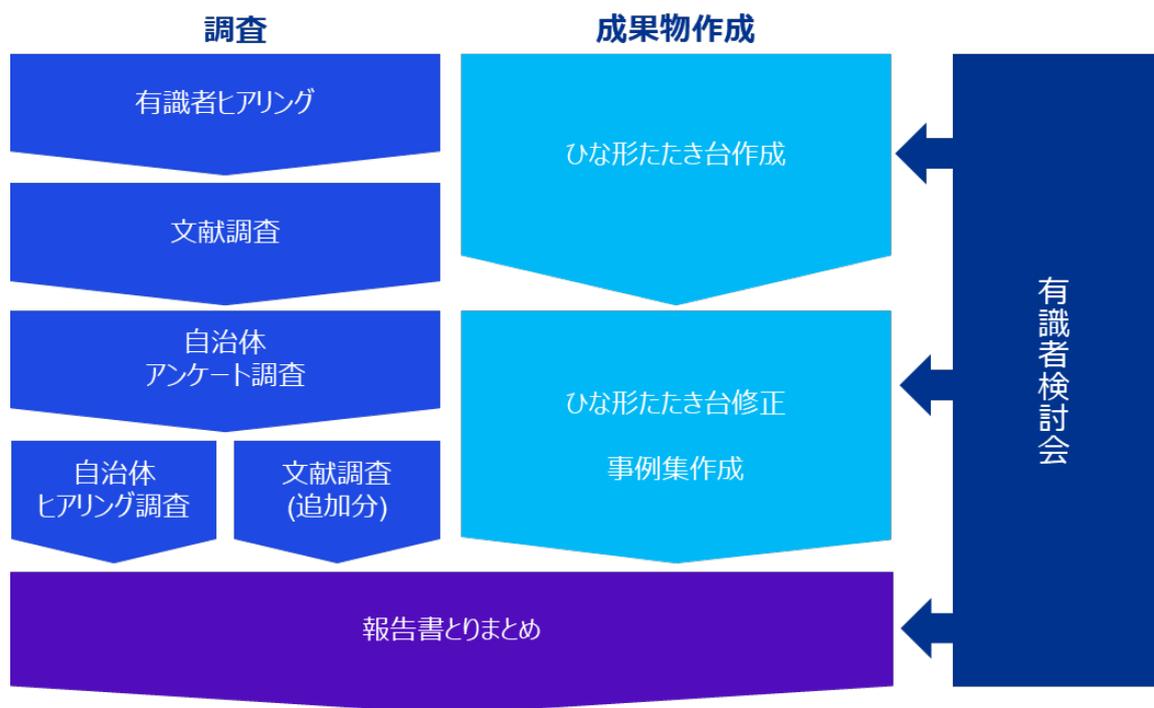
本調査研究事業では、最初に「有識者ヒアリング」を学識経験者に対して実施し、本調査研究事業全体の進め方及び自主点検表及びチェックリストひな形を作成するうえでの考慮事項等について助言をいただいた。また、「文献調査」として、自治体が独自に作成している自主点検表及びチェックリストを収集し、自治体が独自に記載している内容（評価の観点等）の調査・整理を行った。

「自治体アンケート調査」では、自主点検表及びチェックリストひな形を作成するための基礎資料とするべく、認可外保育施設の指導監督義務がある自治体（47 の都道府県、20 の政令指定都市、62 の中核市、6 の児童相談所設置市）及び、権限移譲が行われている自治体（都道府県や市より認可外保育施設の指導監督における事務・権限の移譲を受けている自治体）を対象に自主点検表及びチェックリストの作成・活用実態等を調査した。また、「自治体アンケート調査」の結果を踏まえ「自治体ヒアリング調査」を実施し、「自主点検表等」の活用方法を含む指導監督の流れや、自主点検表及びチェックリストひな形に対する要望等をいただいた。

これらの調査を踏まえて、自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集の作成を進め、有識者検討会にて適宜意見をいただきながら本調査研究事業を実施した。

以下、図表 1 に本調査研究事業の全体フローを示す。

図表 1 本調査研究事業の全体フロー



2 調査結果

2.1 有識者ヒアリング調査

2.1.1 実施概要

本調査研究事業を効率的に推進するために、本調査研究事業全体への助言、自主点検表及びチェックリストひな形作成において留意すべきこと等を確認すべく、保育に関する有識者に対してヒアリングを実施した。以下にヒアリング調査実施概要を示す。

日時	: 令和4年10月～11月の間にそれぞれ1時間程度
形式	: Web会議ツールを用いたオンライン形式
調査対象	: 保育に関する有識者（学識経験者）2名
ヒアリング項目	: <ul style="list-style-type: none">• 本調査研究事業の進め方について• 自主点検表及びチェックリストひな形について• 活用事例集について

2.1.2 調査結果概要と考察

◆ 調査結果概要

保育に関する有識者より、以下のような助言をいただいた。

- 調査対象の自治体は本事業が全国に公表されるものであれば、北海道や東北などの地方都市も含める方が良いだろう。
- 認可外保育施設が使う自主点検表は、チェックしながら自分たちの園や保育の振り返りや学びにつなげるようにすると良いのではないかな。
- 活用の仕方が分からないと作って終わりになりがちのため工夫が必要と思う。
- 活用事例集は自主点検表と連動していれば良いのではないかな。活用事例集のここを参考にしてくださいといったような見せ方が考えられる。

◆ 考察

上記のヒアリング結果から、本調査研究事業においては認可外保育施設が自主点検をしながら保育の振り返りや学びにつなげられるものとすることに留意して、自主点検表やチェックリスト、活用事例集の作成を進めた。

活用事例集においては、活用の仕方を示す工夫が必要で、自主点検表と連動した見せ方、具体的な記述が重要になることが分かった。

2.2 文献調査

2.2.1 実施概要

自治体の自主点検表及びチェックリスト活用取組を把握するとともに、ヒアリングを行う自治体を選定するべく文献調査を実施した。以下に、文献調査実施概要を示す。

期 間 : 令和4年10月～令和5年1月
 調 査 対 象 : 自治体のWebサイトで自主点検表を公開している13自治体と、後述の自治体アンケート調査の過程で自主点検表を送付いただいた4自治体（Web非公開）の、計17自治体
 調 査 方 法 : 文献調査実施期間中に、自治体が独自で作成している自主点検表を入手し調査した。それぞれの自治体が自主点検表を作成するうえで参考としている「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（厚生労働省通知）」の別表の評価基準（以下、「評価基準」という。）の項目及び内容と、入手した自治体の自主点検表を比較し、自治体が独自に追加している評価の観点、具体的に明記している確認資料名などの事例を調査・抽出・整理した。
 取りまとめの方針 : 自治体が追加で行った評価基準の項目ごとに、「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」の3分類で整理した。

<補足情報>

自治体において作成されている自主点検表は、評価基準を基に作成されている。一方、自治体においては評価基準に記載されていない具体的な確認観点や参考となる情報を記載されている場合があり、そのような事例を「補足情報」と定義した。

<入力を求める情報>

自治体において作成されている自主点検表のなかには、認可外保育施設に入力を求めるもの（例：幼児の人数、認可外保育施設の面積等）があり、このような事例を「入力を求める情報」と定義した。

<確認資料>

自治体において作成されている自主点検表のなかには、確認対象の資料名が明示されているものがあり、このような事例を「確認資料」と定義した。

なお、チェックリストに関しては、公開している自治体が確認できなかった。後述の自治体アンケート調査後に調査対象先の自治体より各自治体にて「チェックリスト」と認識している帳票を受領したが、本調査研究事業において定義する「チェックリスト」に該当しなかった。よって、文献調査は自主点検表のみを対象とした。

以下、図表 2 に文献調査の取りまとめイメージを示す。

図表 2 文献調査の取りまとめイメージ

①点検に当たっての補足情報
(評価基準にはなく自治体独自で記載している点検ポイントなどを記載)
②具体内容の入力欄
(点検に際して入力を求めている場合は、何の入力を求めているか記載)
③確認資料
(具体的な資料名を示している場合記載)

評価基準の項目				①	②	③
指導基準	調査事項	調査内容	評価基準	市 補足情報	市 具体内容の入力欄	市 確認資料
第 1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 ○乳児 おむね 3 人につき 1 人以上 ○幼児 ・1、2 歳児 おむね 6 人につき 1 人以上 ・3 歳児 おむね 20 人につき 1 人以上 ・4 歳児以上 おむね 30 人につき 1 人以上 ※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 (考え方) ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算(有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を 8 時間で除して常勤職員数とみなす。)として上記の人数を確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点 1 桁(小数点 2 桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の総数(小数点 1 桁)を四捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。(以下「基礎乳幼児数」という。) b 時間預かり(一時預かり)がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加算すること。(以下「総乳幼児数」という。) c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が 1 人である場合を除き、常時、2 人以上の保育に従事する者を配置しているか。	—	・年齢ごとの乳幼児の入数	・受入乳幼児数のわかる書類 ・施設の開所時間等がわかる書類(バリエーション等) ・勤務表など保育従事者の勤務実態がわかる書類	児童の年齢に定期利用が多くなる傾向(3月31日として考えられている。ただし、児童の状況等に照らし合わせることについて年度の初日の曜日とせず、基準日を判断可能である。 食事の世話などに手がかる時間については、児童の帰来までの保育従事者の配置する。
	2 保育に従事する者の有資格者の数 (考え方) ここでいう有資格者は、保育士(国家資格特別)	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の 3 分の 1(保育に従事する者が 2 人の施設又は 1 の c により 1 人が配置されている時間帯については 1 人)以上いるか。	—	—	・全保育従事者の数と有資格者の数	・資格証の写し

2.2.2 調査結果と考察

◆ 調査結果

以下に、「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」の分類別、評価基準項目別の調査結果の概要を示す。なお、文献調査の詳細な結果は参考資料 1 に紹介する。

1 「補足情報」に関する調査結果

自主点検表に「補足情報」を記載している自治体は、調査対象である 17 自治体のうち 10 自治体であった。また、「第 7 健康管理・安全確保」の章で追加している自治体が最も多く、9 自治体が追加していることを確認した。次に多い章は「第 5 保育内容」で、7 自治体が追加していることを確認した。内容としては、健康管理・安全確保において国等のガイドラインの参照、遊具の具体例、乳幼児への配慮に欠ける行為の具体例、保育室の有効面積の算出方法など評価基準の解釈に関する事項が多かった。

以下、図表 3 に「補足情報」に関する調査結果を示す。

図表 3 「補足情報」に関する調査結果

指導基準	内容
第 1 保育に従事する者の数及び資格	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の年齢の基準日」の定義 保育従事者数算出の留意事項（保育とは別の業務を行う場合は含まない） 「主たる開所時間」の定義 保育士でない者を保育士であると誤認されるようにした場合に法令違反になるおそれがある旨
第 2 保育室等の構造、設備及び面積	<ul style="list-style-type: none"> 保育室の有効面積の算出方法（内法面積、ピアノは除く等）
第 3 非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策の具体条件（施設規模に限らず計画作成が必要な条件、計画に盛り込む具体項目等）
第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> なし
第 5 保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の例 乳幼児への配慮に欠ける行為の例 保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知する旨 乳児から6歳児まで各年齢のかかわり方の留意事項
第 6 給食	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理等は国等のガイドラインを参照する旨 独自で献立を作成することが困難な場合の工夫（市等が作成した献立を活用）
第 7 健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策、安全対策等について国等のガイドラインを参照する旨 子どもの安全確保の具体例（児童が出入りする場所に危険物を配置しない、危険な場所には囲いや施錠を行う等） 職員の健康診断が法令上義務付けられている旨 事故報告の必要範囲や第一報は当日連絡の旨
第 8 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 「設置者の氏名」の記載方法（法人、個人での記載方法） サービス内容を利用者が見やすい場所に掲示する際の具体的な方法（保育士の配置・予定、緊急時の連絡方法等）
第 9 備える帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

2. 「入力を求める情報」に関する調査結果

自主点検表に、「入力を求める情報」を追加している自治体は、調査対象である 17 自治体のうち 9 自治体であった。また、追加している自治体が一番多い章は「第 7 健康管理・安全確保」で 8 の自治体が追加していることを確認した。次に多い章は「第 2 保育室等の構造、設備及び面積」及び、「第 3 非常災害に対する措置」で 5 の自治体が追加していることを確認した。健康管理・安全確保に関する事項については、認

可外保育施設に具体的な内容を記載いただくことを求めている自治体が多く、子どもの健康管理・安全確保について特に重要と認識していることが想定される。

以下、図表 4 に「入力を求める情報」に関する調査結果を示す。

図表 4 「入力を求める情報」に関する調査結果

指導基準	内容
第 1 保育に従事する者の数及び資格	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の人数（年齢別、時間別） 職員の人数（時間別配置数、有資格者数）
第 2 保育室等の構造、設備及び面積	<ul style="list-style-type: none"> 建物の情報（構造、形態等） 保育室の情報（部屋数、面積等） トイレの情報（数、清掃の頻度等）
第 3 非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具の個数と設置場所 非常口の数と設置場所 消防計画の届け出年月日 防火管理者の氏名、届出年月日 避難訓練の実施回数（うち消防署への届出回数）
第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児が出入り又通行する場所の有無 常用施設と避難用施設における設備の有無
第 5 保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育の具体的な取組（沐浴施設の有無、睡眠の場所・時間、外遊び内容、遊具の種類等） 保育に従事する者の研修参加状況（研修日、参加者名、研修名等） 保護者との連絡方法（連絡帳の有無、緊急連絡の有無等）
第 6 給食	<ul style="list-style-type: none"> 食器・哺乳瓶の管理方法（消毒方法、保管場所等） アレルギー疾患のある乳幼児の有無及び対応方法
第 7 健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健康診断の実施状況 職員の健康診断の実施状況（検便含む） 事故の発生状況（発生日、内容等） 備えている医薬品の種類 安全確保対策（乳幼児突然死症候群予防の観察の間隔、不審者対策等） 救命処置訓練の実施状況（実施日、内容）
第 8 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 保険の種類、内容、金額 施設管理者の氏名、住所、職名、メールアドレス、電話番号
第 9 備える帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> 作成している帳簿

3. 「確認資料」に関する調査結果

自主点検表に、「確認資料」として資料名を追加している自治体は、調査対象である 17 自治体のうち 3 自治体であった。また、「第 1 保育に従事する者の数及び資格」、「第 2 保育室等の構造、設備及び面積」、「第 3 非常災害に対する措置」、「第 5 保育内容」、「第 6 給食」、「第 7 健康管理・安全確保」、「第 8 利用者への情報提供」の章では、3 自治体全てが追加していることを確認した。

以下、図表 5 に「確認資料」に関する調査結果を示す。

図表 5 「確認資料」に関する調査結果

指導基準	内容
第 1 保育に従事する者の数及び資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童、職員の在籍簿（出勤簿） 施設の開設時間等がわかる書類（施設案内・パンフレット等） 資格証の写し
第 2 保育室等の構造、設備及び面積	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の部屋割り、面積等がわかる図面（平面図等）
第 3 非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画 災害マニュアル等 防火管理者選任届出書 避難訓練の実施状況がわかる書類
第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築図面（平面図）
第 5 保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育計画、デイリープログラム 外部研修に参加したことがわかる書類 施設内研修の実施状況がわかる書類 連絡帳 施設だより 献立表 保護者の緊急連絡先 消防署等の連絡先一覧表
第 6 給食	<ul style="list-style-type: none"> 献立表 アレルギーへの対応方法の確認
第 7 健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 連絡帳 健康診断表等健康診断の実施状況がわかる書類 職員の健康診断受診状況がわかる書類 検便の検査結果 最新の賠償責任保険への加入状況がわかる書類の写し 教育・保育施設等事故報告様式
第 8 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 掲示物や掲示場所の確認 利用者への契約内容についての書面交付がわかる書類

指導基準	内容
第9 備える帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> • 児童に係る書類 • 職員名簿

◆ 考察

文献調査を行った結果、各自治体の Web サイトで自主点検表を公開している自治体の中には、自主点検表に補足情報を独自に追加等している自治体がある一方で、特段独自に補足情報等の追加は行わず評価基準をそのまま自治体の自主点検表として運用している自治体もあることがわかった。また、チェックリストを公開している自治体は確認されなかった。

「補足情報」では、児童の年齢の基準日の定義や保育室の有効面積の算出方法など、担当者によって評価基準の解釈に差異が生じてしまう可能性のある項目について情報を補足していることがわかった。「入力を求める情報」では、乳幼児や職員の健康診断の実施状況や備えている医薬品の種類等、安全・衛生に関する内容の記載を求める自治体が多くみられた。「確認資料」については、認可外保育施設の構造や設備を把握するための図面等の資料を求めている自治体が多かった。

自治体はそれぞれの方針や地域性に合うように独自に工夫を行い自主点検表を運用しているとみられるため、自主点検表のひな形は現状の自治体の創意工夫を制限しないように検討していくことが重要といえる。一方、文献調査にて収集した「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」については他自治体の参考になると考えられるため事例として示すことが望ましい。

2.3 自治体アンケート調査

2.3.1 実施概要

自治体における自主点検表とチェックリストの作成・活用実態を調査し、本調査研究事業で作成する自主点検表とチェックリストの基礎資料とすべく、自治体に対してアンケート調査を実施した。以下に、自治体アンケート調査の実施概要を示す。

期 間	: 令和4年11月10日～12月5日
調 査 形 式	: Web でのオンラインアンケートにより実施した。一部の自治体は Microsoft Excel 形式での回答希望があったため、個別に記入用シートを送付し返信をいただくこととした。(自治体アンケート調査票は参考資料3を参照)
調 査 対 象	: 認可外保育施設の指導監督義務がある自治体(47の都道府県、20の政令指定都市、62の中核市、6の児童相談所設置市)及び、権限移譲が行われている自治体(都道府県や市より認可外保育施設の指導監督における事務・権限の移譲を受けている自治体)

以下、図表6に自治体アンケート回答状況を示す。

図表6 自治体アンケート回答状況

対象	母数	回答数	回答率
都道府県	47	30	64%
政令市	20	16	80%
中核市	62	37	60%
児童相談所設置市 (政令市、中核市除く)	6	5	83%
権限移譲の自治体	-	115	-
計	-	203	-

2.3.2 調査結果と考察

◆ 調査結果

以下に、自治体アンケート調査結果を示す。

1 立入調査全般

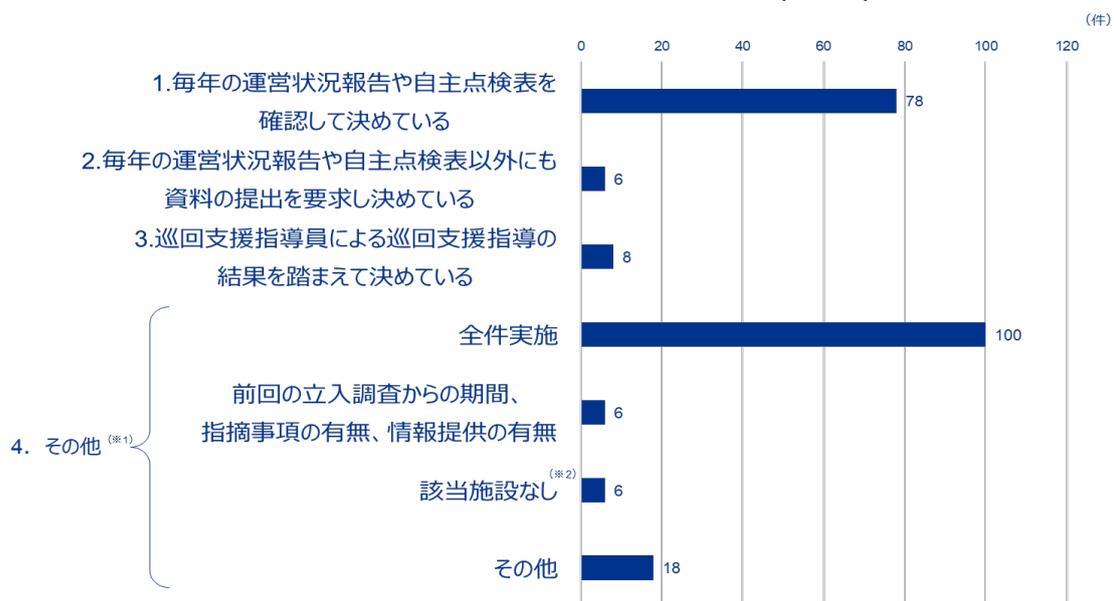
立入調査は、認可外保育施設の運営状況等を把握するほか、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要という観点から、届出対象施設については、年 1 回以上行くことを原則としている。しかし、認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年 1 回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないとされている。

a) 立入調査対象施設の選定方法

自治体において、立入調査対象施設をどのように選定するかたずねた。立入調査対象施設の選定方法として、「1.毎年の運営状況報告や自主点検表を確認して決めている」と答えた自治体は 78 件と全体の 38%、「4.その他」の自由回答にて全件実施と回答した自治体は 100 件と全体の 49% であった。

以下、図表 7 に立入調査対象施設の選定方法を示す。

図表 7 立入調査対象施設の選定方法（複数選択）（n=203）



(※1) 選択肢「4.その他」を選択した方の自由記入欄記載内容をもとに、KPMGコンサルティングにて作成
 (※2) 都道府県から指導監督権限を委譲されている市町村のうち認可外保育施設がない自治体

b) 資料提出のタイミング及び提出を求めている資料

立入調査の対象施設を選定する際に「2. 毎年の運営状況報告や自主点検表以外にも、資料の提出を要求し決めている」と回答した自治体に対して、認可外保育施設に提出を求めている資料の種類とその提出タイミングをたずねた。資料提出のタイミングとしては「立入調査 2 週間前」、「立入調査当日」もしくは「不明」という回答が得られた。また提出を求めている資料としては、運営状況報告や自主点検表といった認可外保育施設の指導監督において基礎的な情報を記載してもらう書類以外に、職員の名簿・認可外保育施設の図面・賠償保険契約の写し等、認可外保育施設の詳細がより明らかになる書類が挙げられた。

以下、図表 8 に資料提出のタイミング及び求めている資料内容を示す。

図表 8 資料提出のタイミング及び求めている資料内容（自由記述）(n=6)

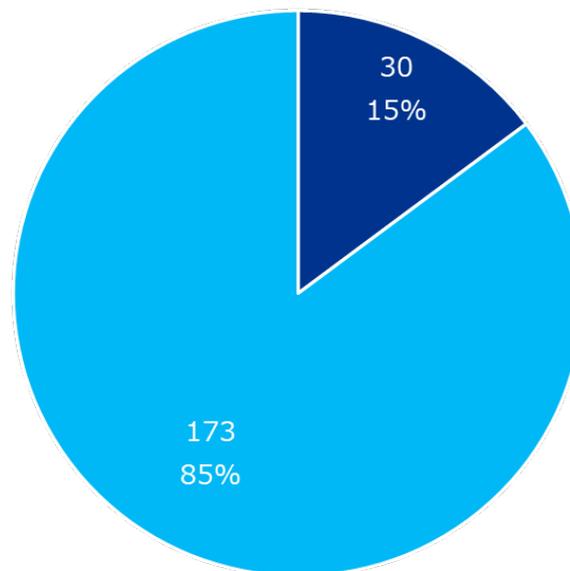
#	時期	資料
1	立入調査 2 週間前	<ul style="list-style-type: none"> 職員名簿 施設の平面図（各部屋の面積の記載があるもの） 職員の勤務シフト表 重要事項説明書及び入園のしおり 副食費確認シート
2	立入調査当日	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児に関する資料（健康診断の記録、日誌等）、職員に関する資料（職員名簿、出勤簿等）、避難訓練の記録等を準備してもらっている。
3	不明	<ul style="list-style-type: none"> 運営状況報告書の作成日と立入調査実施月が異なることが多いため、調査実施月の1日（第一営業日）時点の在園児童数と配置職員数等の提出を別途依頼している。
4	不明	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講状況を示す資料、有資格者の資格証の写し、賠償保険契約の写し、施設の図面等を運営状況報告書とともに提出してもらっています。
5	不明	<ul style="list-style-type: none"> シフト表
6	不明	<ul style="list-style-type: none"> ベビーシッターを除く認可外保育施設について、おおよそ検査日の1～2か月前に通知をし、当日の確認資料として従事者に関するもの（就業規則、賃金台帳、健康診断記録等）管理運営に関するもの（消防関係書類、事故防止マニュアル、衛生管理マニュアル、給食に関する書類等）処遇に関するもの（保育計画、児童の記録等）を求めている。

c) 立入調査に際して関連研修等の事前実施の有無

立入調査に際して、自治体で事前に関連する研修等を実施しているかたずねた。15%の自治体が「1.実施している」と回答し、85%の自治体が「2.特に実施していない」と回答した。

以下、図表 9 に立入調査に際して関連研修等の事前実施の有無を示す。

図表 9 立入調査に際して関連研修等の事前実施の有無 (n=203)



■ 1.実施している ■ 2.特に実施していない

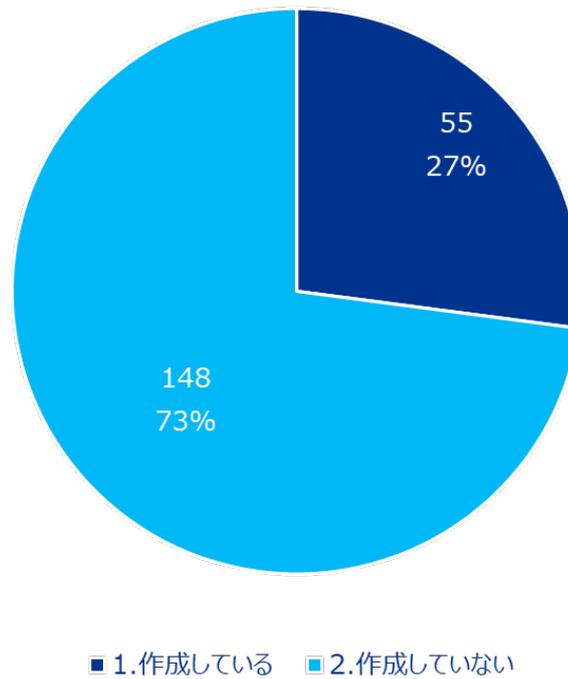
2 自主点検表

a) 自主点検表のひな形の作成有無

認可外保育施設に記入を求める自主点検表のひな形の作成有無についてたずねた。27%の自治体が「1.作成している」と回答し、73%の自治体が「2.作成していない」と回答した。

以下、図表 10 に自主点検表のひな形の作成有無を示す。

図表 10 自主点検表のひな形の作成有無 (n=203)

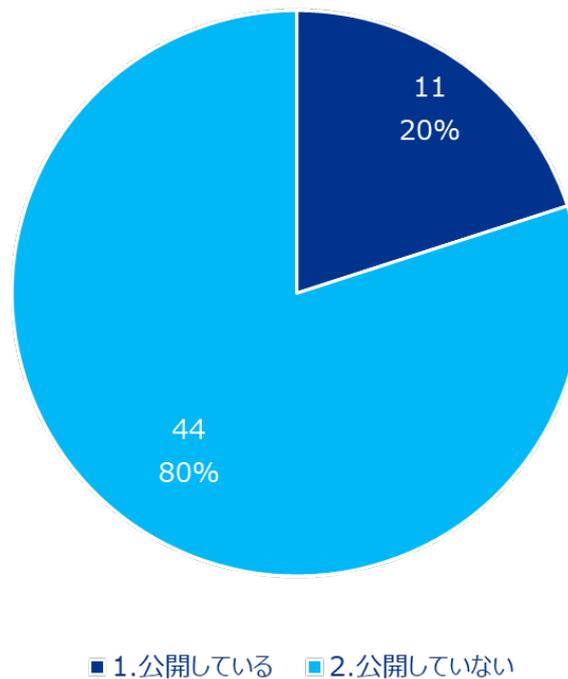


b) 自主点検表のひな形のWebサイト等での公開有無

自主点検表のひな形を作成していると回答した自治体に対して、その自主点検表を Web サイト等で公開しているか否かをたずねた。20%の自治体が「1.公開している」と回答し、80%の自治体が「2.公開していない」と回答した。

以下、図表 11 に自主点検表のひな形の Web サイト等での公開有無を示す。

図表 11 自主点検表のひな形の Web サイト等での公開有無 (n=55)

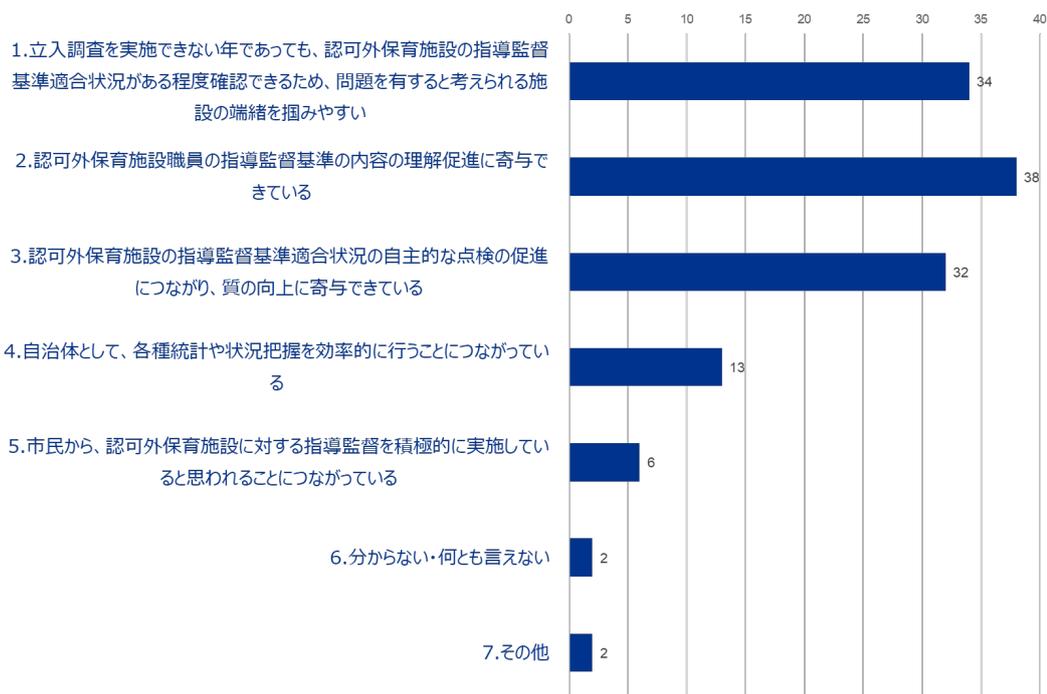


c) 自主点検表のひな形を認可外保育施設に提供していることによる実感する効果

自主点検表のひな形を作成していると回答した自治体に対して、その作成・運用によって感じられる効果についてたずねた。「1.立入調査を実施できない年であっても、認可外保育施設の指導監督基準適合状況がある程度確認できるため、問題を有すると考えられる施設の端緒を掴みやすい」、「2.認可外保育施設職員の指導監督基準の内容の理解促進に寄与できている」、「3.認可外保育施設の指導監督適合状況の自主的な点検の促進につながり、質の向上に寄与できている」等が上位にあがった。

以下、図表 12 に自主点検表のひな形の作成・運用による実感する効果を示す。

図表 12 自主点検表のひな形の作成・運用による実感する効果（複数選択）（n=55）

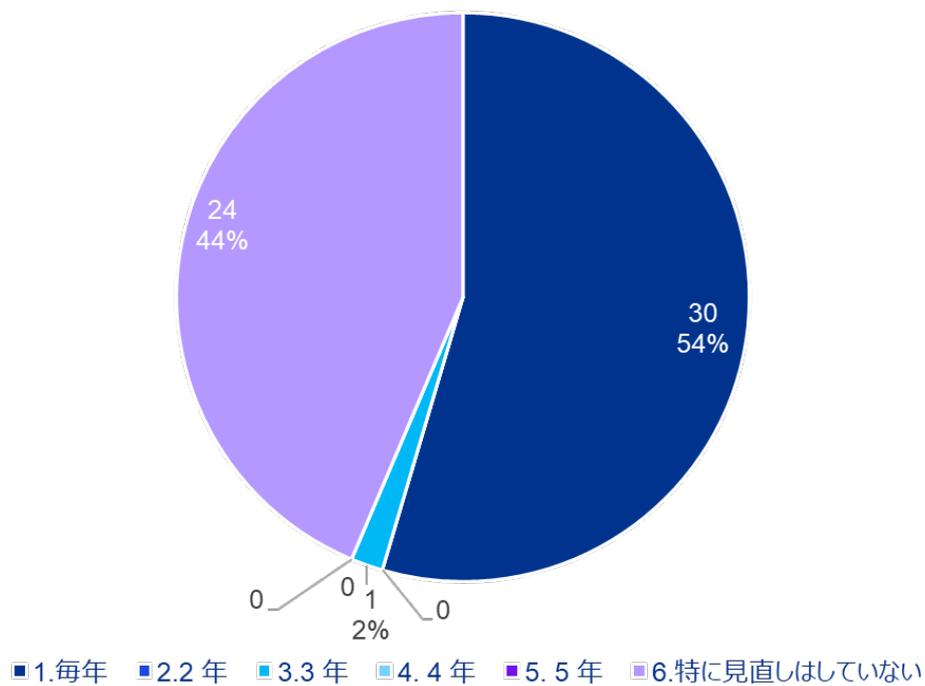


d) 自主点検表ひな形の見直し頻度

自主点検表のひな形を作成していると回答した自治体に対して、その見直し頻度をたずねた。「1.毎年」と答えた自治体が54%、「6.特に見直しはしていない」と答えた自治体が44%であった。

以下、図表 13 に自主点検表ひな形の見直し頻度を示す。

図表 13 自主点検表ひな形の見直し頻度 (n=55)



e) 自主点検表に関する課題

自主点検表のひな形を作成していると回答した自治体に対して、作成・運用に関する課題をたずねた。分類すると、自治体は「評価基準の解釈」、「自主点検表の見直し」、「点検に際しての専門知識不足」、「使い勝手・運用負荷」に関する課題を抱えていることが分かった。

以下、図表 14 に自主点検表に関する課題を示す。

図表 14 自主点検表に関する課題（自由記述）（n=55）

#	課題	内容
1	評価基準の解釈	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体を参考にして見直しを行っているが、標準例があるわけではないので、妥当性について疑問が残るケースもある。 前任者からの引継ぎが不十分な時や、実務を初めて行う職員にとっては、ポイントとすべき点がわかりづらくなっている。 点検表の基準の確認。 細かな運用での視点で見ると○×だけで判別できない事例もある。 適合状況の解釈が難しい箇所がある。 自主点検表のみの場合、施設側は理解が十分でない。 安全点検の項目で「危険な場所・設備等」の基準が曖昧で判断しづらい。 認可外保育施設指導監督基準を基にひな形を作成しているが、具体的な事例で基準を満たしているか判断に迷うことがある。
2	自主点検表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 保育環境について時代の変化に合った事項（例えばこどもの安全面）を毎年盛り込む必要があるが実際にはひな形の見直しは難しい。 原則、指導監督基準に則った内容であるため、見直しの判断が難しい。 施設が理解・回答しやすい設問を設定することが難しい。 当年度の当市の課題をどのように取り入れ、質の改善へとつなげていくか課題としている。 認可施設の様式においては登園バスの運行管理など随時項目を見直しているが、認可外の場合必ずしも運用内容が合致せず、見直し頻度が少ない。
3	点検に際しての専門知識不足	<ul style="list-style-type: none"> 運用面において点検項目の内容を施設職員が正しく理解できていない等。 担当者の専門知識の不足、時間的制約。 認可外保育施設指導監督基準等に不明確な点があること。 自分自身の知識だけでは不十分である可能性があるため、全国統一の自主点検表があれば良いと思う。

#	課題	内容
4	使い勝手・運用負荷	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別表を基にひな形を作成したため、点検者（施設担当者）が使いづらい。 • 自主点検表のレイアウト面の整備が不十分で読みづらい。 • 認可外保育施設の自主点検表が見つらい。認可保育施設の指導監査の自主点検表と同じ確認項目だと良い。 • ひな形作成自体が手間となっている。 • 自治体独自の補助対象となっている認可外保育施設であり、特定こども・子育て支援施設としての確認を受けている施設については根拠法令違いから自主点検表が3種類必要になってしまうこと。

f) 自主点検表に関する課題への対応

自主点検表のひな形を作成していると回答した自治体に対して、作成・運用時の課題への対応についてたずねた。自治体は、「評価基準の解釈」、「自主点検表の見直し」、「点検に際しての専門知識不足」、「使い勝手・運用負荷」の課題に対して、他自治体の事例を参考にすることや、厚生労働省に確認をするなどといった対応を行っていることが分かった。

以下、図表 15 に自主点検表に関する課題への対応を示す。

図表 15 自主点検表に関する課題への対応（自由記述）(n=55)

#	課題	内容
1	評価基準の解釈	<ul style="list-style-type: none"> なるべく多くの自治体の事例を参考にして検証を行う。 気づいた点は都度メモなどをして、実地調査する職員また、点検を行う職員が分かりやすい表現等に変更している。 点検に当たり、監査要綱や前年度の報告書を用いながら、内容理解に努めている。 問い合わせについて県担当者と協議しながらアドバイスしている。 県や国の担当課に確認し、施設側に電話で伝えたり、次回立入調査時に丁寧に伝える。 実地調査及び施設の安全点検等を基に確認し安全確保を求めている。 基準適合・不適合の判断については、監査担当で協議を行い、認識を合わせている。
2	自主点検表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 重点項目を設定し、立入調査の際、口頭で確認する。 可能な限り時事的なニュース等を参考にしている。 毎年度施設からの質問を記録し、次年度の見直しに反映している。 関係機関との協力体制を図り、指導監査だけでなく、日頃の指導支援により課題解決につながるようにしている。 県より毎年示される重点指導項目が認可外施設にも合致する場合は、速やかに書式を見直す。
3	点検に際しての専門知識不足	<ul style="list-style-type: none"> 立入調査時に理解が不十分な箇所については個別に説明を行っている。 国や先例都市を参考に作成している。 必要に応じて厚生労働省に確認をする。 法令や通知の確認をする。
4	使い勝手・運用負荷	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準の判定区分を選択しやすい内容に変更した。 現在のところ特に対応は行っていない（可読性を上げるための対応は検討中）。 現点検表で対応している。

#	課題	内容
		<ul style="list-style-type: none">• 統一様式の作成。• 他市HP等で公開されているひな形等を参考にしている。

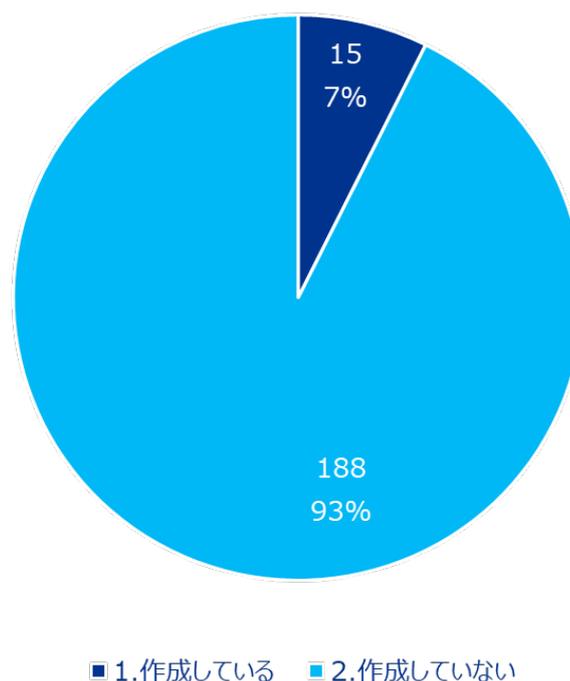
3 チェックリスト

a) チェックリストの作成有無

認可外保育施設への立入調査前などに書面による確認を行う際に活用するチェックリストの作成有無についてたずねた。「1.作成している」と答えた自治体は非公開により詳細が確認できていない15件の約7%、「2.作成していない」と答えた自治体は188件の93%となった¹。

以下、図表 16 にチェックリストの作成有無を示す。

図表 16 チェックリストの作成有無 (n=203)



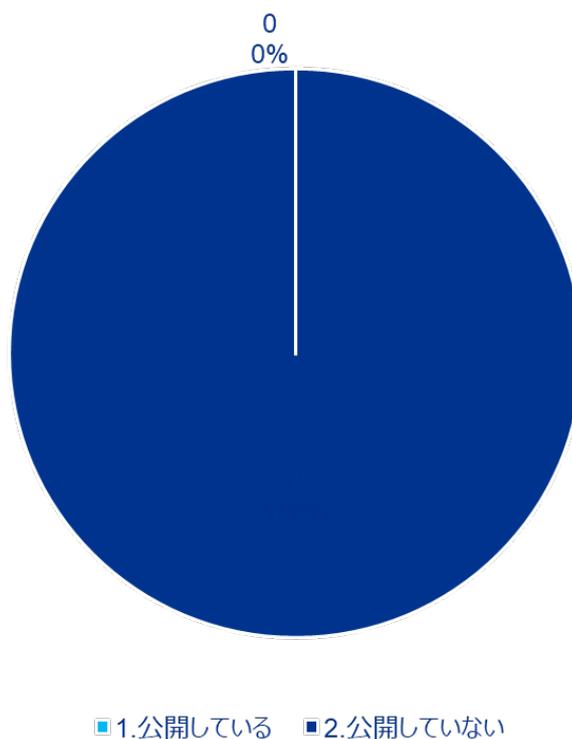
¹自治体アンケート調査では、チェックリストを「1.作成している」と回答した自治体が42件の約21%、「2.作成していない」と答えた自治体が161件の約79%であった。しかし「1.作成している」と回答した自治体にチェックリストの提出を依頼したところ、「該当する書類は作成していない」と回答の修正を希望した自治体が18件あり、また、提出いただいた自治体に関しては資料の内容を確認したところ、認可外保育施設への立入調査前などに書面による確認を行う際に活用するチェックリストに該当しない資料（自主点検表や提出を求める書類一覧等）であった自治体が9件あった。よって、当初チェックリストを作成していると回答した42件から27件を除外し15件とした。さらに、残った15件も非公開等により詳細が確認できなかった。

b) チェックリストのWebサイト等での公開の有無

チェックリストを作成していると回答した自治体に対して、そのチェックリストを Web サイト等で公開しているか否かをたずねたところ、「1.公開している」と答えた自治体は 0 件であった²。

以下、図表 17 にチェックリストの Web サイト等での公開の有無を示す。

図表 17 チェックリストの Web サイト等での公開の有無 (n=15)



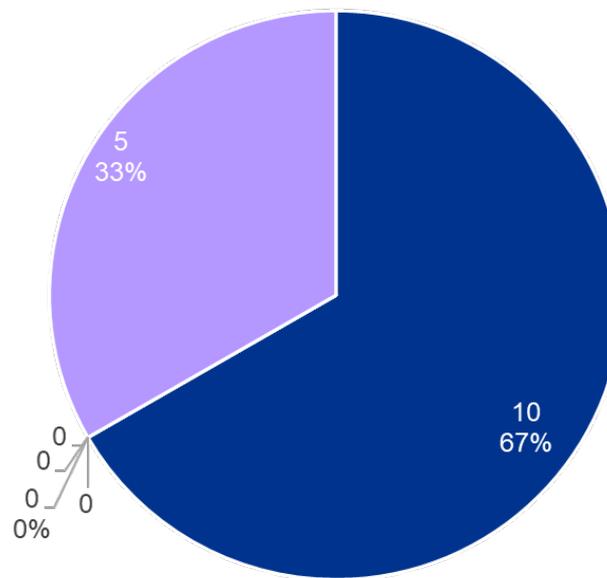
² 自治体アンケート調査の回答では、2 件の自治体が「1.公開している」と回答した。しかし、その 2 件の自治体のチェックリストを確認したところ、認可外保育施設への立入調査前などに書面による確認を行う際に活用するチェックリストとは異なる資料（自主点検表や提出をを求める書類一覧等）だったため、当初の 2 件から 2 件を除算し、結果「1.公開している」自治体は 0 件となった。

c) チェックリストの見直し頻度

チェックリストを作成していると回答した自治体に対して、その見直し頻度についてたずねた。67%の自治体が「1.毎年」と回答し、33%の自治体が「2.特に見直しはしていない」と回答した。

以下、図表 18 にチェックリストの見直し頻度を示す。

図表 18 チェックリストの見直し頻度 (n=15)



■ 1.毎年 ■ 2.2年 ■ 3.3年 ■ 4.4年 ■ 5.5年 ■ 6.特に見直しはしていない

d) チェックリストに関する課題

チェックリストを作成していると回答した自治体に対して、作成・運用に関する課題をたずねた。自治体は「評価基準の解釈」、「チェックリストの見直し」、「点検に際しての専門知識不足」に関する課題を抱えていることが分かった。

以下、図表 19 にチェックリストに関する課題を示す。

図表 19 チェックリストに関する課題（自由記述）（n=15）

#	課題	内容
1	評価基準の解釈	<ul style="list-style-type: none"> 指針と国通知が一致していない。 指導基準第 8 利用者への情報提供の 1 施設及びサービスに関する内容の掲示に関して、5人以下の施設での、掲示必要とされている研修受講状況の内容はどこまで記載させるか不明と感じる。具体的に備える帳簿の範囲も不明と感じる。
2	チェックリストの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督基準の改正が漏れなくチェックリストに反映されているか不安を感じる。 各施設に配布し、自施設でもチェックできるような様式に修正したい。
3	点検に際しての専門知識不足	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識や時間的制約がある。

e) チェックリストに関する課題への対応

チェックリストを作成していると回答した自治体に対して、作成・運用時の課題への対応についてたずねた。自治体は、「評価基準の解釈」、「チェックリストの見直し」、「点検に際しての専門知識不足」の課題に対して、最新の通知に基づき判断したり、他自治体を参考にしたりして対応を行っていることが分かった。

以下、図表 20 にチェックリストに関する課題への対応を示す。

図表 20 チェックリストに関する課題への対応（自由記述）(n=15)

#	課題	内容
1	評価基準の解釈	<ul style="list-style-type: none"> 最新の通知に基づき判断している。 他自治体を参考に対応している。
2	チェックリストの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 更新後のチェックリストのダブルチェックを行っている。 様式の変更については今後要検討。
3	点検に際しての専門知識不足	<ul style="list-style-type: none"> 先例市町を参考にしている。

◆ 考察

自主点検表とチェックリストの作成状況については、自主点検表を作成していると回答した自治体は全体の27%で、他方、チェックリストを作成している自治体は7%だった。自主点検表を作成・運用する効果としては「認可外保育施設職員の指導監督基準の内容の理解促進に寄与できている」、「問題を有すると考えられる認可外保育施設の端緒を掴みやすい」、「自主的な点検の促進につながり質の向上に寄与できている」を挙げている自治体が多かった。よって、自主点検表とチェックリストに関しては、作成している自治体の数は全国的に少ないものの、運用している自治体においては保育の質の向上に効果があると考えられ、現在利用していない多くの自治体においても、自主点検表及びチェックリストひな形を活用していくことが有用と考えられる。

自主点検表における課題として、「適合状況の解釈が難しい箇所がある」や「危険な場所・設備等」の基準が曖昧で判断しづらいなどといった評価基準の解釈に関する意見が多くみられたことより、文献調査で収集した自治体事例を参考として提示していくことが有用といえる。

また、自主点検表に関する課題として「自主点検表のレイアウト面の整備が不十分で読みづらい」といった意見もみられたため、自主点検表及びチェックリストひな形は初めて利用する方でも使いやすいようなレイアウトにすることが必要である。

2.4 自治体ヒアリング調査

2.4.1 実施概要

文献調査と自治体アンケート調査の結果を踏まえ、自主点検表とチェックリストの利用状況等の詳細を把握するため、自治体に対するヒアリング調査を行った。以下に、自治体ヒアリング調査の実施概要を示す。

日 時	：令和4年10月～令和5年2月の間にそれぞれ1時間程度
形 式	：Web 会議ツールを用いたオンライン形式
調 査 対 象	：自主点検表のひな形を作成し、評価の観点や具体的な確認資料名等を追記している自治体で、ヒアリングに協力可能と回答をいただいた10自治体
ヒアリング項目：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査の実施状況 ・ 立入調査の際に重点的に確認する項目 ・ 現在の認可外保育施設への指導監督における課題 ・ 自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集に対する要望 ・ 指導監督業務の流れ及び職員体制

2.4.2 調査結果と考察

◆ 調査結果

以下に、自治体ヒアリング調査結果の詳細を示す。

1 立入調査の実施状況

a) 自治体A

- ・ 全認可外保育施設に対して毎年立入調査を実施している。ただし、昨年及び一昨年はコロナ禍のため（対象を）絞り込んだ実施となっている。前年の指摘事項や苦情の発生件数を踏まえて対象施設の絞り込みを実施している。

b) 自治体B

- ・ 認可外保育施設が増加していることや自治体の人員不足等の問題もあり、毎年全件は実施できていない。「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書」の交付状況を基に立入調査の対象施設を選定しており、未交付の認可外保育施設は全件実施、交付済み認可外保育施設は2～3年に1回の頻度で実施している。また、新設された認可外保育施設においては開設から1年経過後に必ず実施するようにしている。

c) 自治体C

- 全認可外保育施設に対して毎年立入調査を実施している。また、過去に幼児の死亡事故が発生したことを背景に、立入調査を年2回実施している。以前は2回とも立入調査を実施していたが、新型コロナウイルス感染症蔓延後はコロナ対策の観点から、1回は書面監査、もう1回は立入調査を実施というやり方に変更している。
- d) 自治体D
 - 1つの部署が、保育施設のほかに介護施設や障害者施設などの（社会福祉施設全般の）監査を担っていることもあり、人員不足の観点から全ての認可外保育施設に対して毎年1回の立入調査を実施することは難しい状況である。立入調査は、ベビーホテルは毎年1回、認証保育施設いわゆる保育ルームは2年に1回、企業主導型の認可外保育施設は3年に1回というように、施設の類型ごとに方針を定めてそれに則って実施している。
- e) 自治体E
 - 全認可外保育施設に対して毎年立入調査を実施している。
- f) 自治体F
 - 認可外保育施設の経営形態や運営状況報告の内容を鑑みて、一部の認可外保育施設は隔年で立入調査を行っている。それ以外の認可外保育施設は毎年立入調査を実施している。
- g) 自治体G
 - 全認可外保育施設に対して毎年立入調査を実施している。
- h) 自治体H
 - 「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書」が未交付の認可外保育施設を優先して立入調査を実施している。
- i) 自治体I
 - 全認可外保育施設に対して毎年立入調査を実施している。
- j) 自治体J
 - 令和元年度までは全認可外保育施設に対して立入調査を実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあって令和2年度から全認可外保育施設に立入調査できなくなった。そのため、令和2年度から書面監査を導入しており、年末までに可能な限りの認可外保育施設へ立入調査を行い、3月までに実施が難しい認可外保育施設に対しては年始頃に書面監査の様式を送付している。令和2年度は半数の認可外保育施設に立入調査をし、もう半数の認可外保育施設は書面監査を実施した。令和3年度は、前年度に書面監査を実施した認可外保育施設を優先的に立入調査し、前年度に立入調査を実施した認可外保育施設には書面監査というように、交互に実施した。

2 立入調査の際に重点的に確認する項目

- a) 自治体A
 - 子どもへの処遇、人員基準、施設設備基準、安全確保、利用契約の5つを重点的に確認している。
- b) 自治体B

- 児童の安全に関連する事項は重点的に確認している。具体的には、職員の配置、避難経路や実施状況、児童の健康診断の受診状況などである。
- c) 自治体C
- 児童の出席人数、在籍数、常時保育従事者は必要数確保されているか、認可外保育施設における安全環境が整っているか、衛生面は管理できているか、といった点を重点的に確認している。安全環境に関しては、バス送迎の方法、散歩等での園外への連れ出し方法、2階以上の認可外保育施設は転落防止策、医薬品や洗剤の配置場所、不審者の侵入対策などの点について確認している。
- d) 自治体D
- 最も重要なのは保育士の配置基準である。また、非常事態に正しく立ち振る舞えるかといった防災の観点、児童一人ひとりに対して育成の面からも計画が立てられているか、また昼食時間のアレルギー対策は行えているか等を確認している。
- e) 自治体E
- 過年度の指摘事項がある観点を重点的に確認するようにしている。また、乳幼児突然死症候群予防に関することは、国の評価基準では注意をすることという曖昧な記載になっているため、より具体的に確認方法を定めて重点的に確認をするようにしている。
- 3 現在の認可外保育施設への指導監督における課題
- a) 自治体A
- 評価基準の項目が多いと感じており、保育計画のような書類確認で済むものは敢えて立入調査時に確認しなくても良いのではないかと思う。立入調査の際には、実施でしか確認できない項目を優先にして、書類を見ての記録確認だけであれば確認項目から省略できるのではないかと思う。
- b) 自治体B
- 評価基準を満たさない認可外保育施設への指導は難しいのが現状である。例えば、有資格者がいないと指摘をした場合において、認可外保育施設側から求人しているが雇用に繋がらないと主張されるケースがあった。また、避難経路についても二方向に逃げられるようにという項目があるが、そもそも出入口が1つしかない認可外保育施設だと、認可外保育施設は助成金も少ないこともあって自費での改修は難しい。そのほか、県内の認可外保育施設は増加傾向にあるが、自治体職員の人手は不足しているため、全認可外保育施設に対して立入調査ができていない状況にも課題を感じている。
- c) 自治体C
- 指導監督制度 = 立入調査となると、言葉の印象から構えてしまう認可外保育施設が多い。それよりも、支援している印象を自治体側が与えることで、立入調査を行われる認可外保育施設側としても受け入れられる気持ちを醸成することが重要と考える。また、認可外保育施設の個別の実情は、評価基準のみで確認してしまうと聞き逃してしまうことがたくさんある。評価基準に依りすぎない立入調査を実施し、個別事情をヒアリングする機会を設けて、そのうえで認可外保育施設側に寄り添った助言をしていくことが最も良いのではないだろうか。

d) 自治体D

- 認可外保育施設の運営者は、保育運営に関して未経験の方が多く印象である。評価基準を見ても理解できない方は多く、自治体職員は理解を求めるために説明する時間を負担に感じている。また、認可外保育施設の制度としては、保育施設を始めようと思えば誰でも始められる状態にある。すなわち、後からの指導になるため、簡単には変更できない建物等のハード面に対する指導が難しいと感じている。そのような施設へは、お願いという形にすることしかできないのが現状だ。

e) 自治体E

- 評価基準に基づいて確認しているなかで、基準の一部は解釈が難しい箇所があり、職員間や自治体間で対応が変わってしまうと思われる。そのあたりについて、今回の調査研究事業において、「こういう確認をすれば間違いない」と示されると自治体は使いやすくなる。具体的には、保育士の配置基準において「基準月」との記載があるが、「基準月」とは4月1日なのか調査当日なのか分からない。このような細かい各自の判断が積み重なって、やりづらさや非効率な時間が生み出されていると思っている。より基準の解釈が明示されると、そのような問題は解決できるのではないだろうか。また、面積の「有効面積」も解釈が分かりにくい項目である。

f) 自治体F

- 現状、認可外保育施設から提出いただく書類としては運営状況報告があるが、自主点検表を認可外保育施設に書いてもらうことで、立入調査の際により具体的な事項まで確認できると考えられるとともに、認可外保育施設の運営状況の理解もしやすいと思う。また、自主点検表があった方が認可外保育施設側の事情で責任者が変わったとしても、今よりもスムーズに行政が重点的に見ている点などの引継ぎがなされると思う。

g) 自治体G

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、保育士の数について「保育所一つにつき二人を下ることはできない」と記載がある一方で、評価基準では「保育に従事する者の概ね3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有する者であること」というように、基準によって解釈に差異が生まれてしまう実情がある。自治体ごとに様々な保育の指導監督方針等があるなか解釈が緩やかな方が地域の実情に合わせやすい反面、明確に文章指導することが難しい。ただ、人員基準はより明確にしていきたい事項である。

h) 自治体I

- 健康診断の検査をどこまでのものを求めるか、というのは指導監督を行ううえで悩ましい点である。評価基準において「健康診断の代替措置として母子手帳を確認」とあるが、どのくらい過去の検診結果が有効か等明確に明記されていないため、条件をより明確にしていれば良いと思う。

i) 自治体J

- 評価基準は抽象的なものが多い印象がある。保健師や栄養士等の専門の見地からすると許容できない部分があったとしても、評価基準において厳格に明記されていないため、評価基準に載っていない以上は認可外保育施設側に対して指摘事項として挙げられないことがあった。

4 自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集に対する要望

a) 自治体B

- おおまかに文字だけ書かれていると、イメージが湧かず分かりにくいと感じている。具体的に、どういう状況であれば基準を満たすのかなどの解説があれば、認可外保育施設側として分かりやすいのではないだろうか。また、監査する自治体側としても、確認しやすくなるのではないだろうか。

b) 自治体C

- 自主点検表のひな形は、評価基準をどこまで分かりやすくしているかが重要だと思う。認可外保育施設のなかには、文書等を読み解くのが苦手と思える認可外保育施設も多い印象だ。また、市独自でひな形の作成を試みたが、最終的には評価基準に沿わなければならないという意識のもと、作成は途中で止めている。今回作成を目指しているひな形は、自治体が立入調査を実施して認可外保育施設を評価すると同時に、自治体にとってどのような認可外保育施設だと可と判断して良いのかが分かるマニュアル的存在になると、現場としては助かる。

c) 自治体D

- 認可外保育施設の保育における「業務の流れ」みたいなものがあれば、今よりも安定した保育ができるかと認識している。

d) 自治体E

- 認可外保育施設側が評価基準に基づいて自主点検結果を入力したときに適否が見られるようになればありがたい。入力をした結果、あなたの施設は、ここが適でここが不適というのが分かると良いと思っている。それにより、ここが不適だからよく見なければならぬと、認可外保育施設側が自覚して確認できるようになる。また、認可外保育施設側が適とした際に、自治体側は具体的にどのような書類を見るべきなのかが分かると、立入調査はあくまでも自主点検表の裏付けの書類を確認するという認識になり、立入調査の負担は減ると思う。

e) 自治体G

- 重点的に確認すると良い項目が設定されると、立入調査等を実施する際にメリハリがつくためより良いと思う。

f) 自治体H

- 評価基準をベースにするのは良いと思う。また、運用する段階になったとき、自治体側で必要な項目を選べるような形式になるのであれば役立つと考えられる。また、他の自治体の取組があれば勉強させていただきたい。

g) 自治体I

- ひな形を作成する場合は、全自治体共通のものを用意していただきたい。

5 指導監督業務の流れ及び職員体制（別冊活用事例集にも掲載）

a) 自治体F

- 運営状況報告等の書類を提出いただくことから始めている。例年10月1日現在の情報を運営状況報告として各認可外保育施設に提出いただき、4月や5月といった年度初めに年間計画を策定、内部決済後に認可外保育施設へ通知した後6月より実際に赴いている。また、市に巡回支

援指導員はおらず職員4人で巡回している。職員は一般職の職員が1名いるが、それ以外は保育士資格を所有している方や元施設長など現場経験が長く知見を有する職員で構成されている。

b) 自治体G

- 立入調査を行う2か月前に、立入調査に行くことを認可外保育施設へ通知しており、立入調査1週間前までに事前提出資料を提出いただいている。調査当日までに資料を読み込み、立入調査を行い、約2週間で結果を通知している。また、室長と2人の職員で行っており、2人の職員のうち1人は県から派遣されている福祉に関わる業務全般の経験がある者である。

c) 自治体H

- 6月に認可外保育施設側から運営状況報告と添付書類を提出いただき、自治体側で内容を確認し、基本的には夏以降に立入調査を実施している。また、立入調査に何う14日前には、認可外保育施設へ立入調査に行く旨を通知している。なお、職員体制は2名であるが、2名とも元保育施設の運営経験者等ではない。

d) 自治体I

- 年度初めに指導監査の計画を作成している。運営状況報告は6月末に認可外保育施設から提出いただき、6月以降に全認可外保育施設へ立入調査を行っている。また、立入調査の約2か月前には連絡を入れ、事前提出書類と当日確認資料を準備いただいている。調査結果は実施後1か月をめぐりに通知している。新規事業者には問題がなければ、基準を満たす証明書を改善結果通知と合わせて通知している。既存事業者には、年度末にまとめて基準を満たす証明書の更新を行い、その時に不備のあった書類を提出していただいている。なお、職員は2名で対応しており、特に保育の経験がある職員というわけではない。

e) 自治体J

- 毎年5月に、認可外保育施設側に6月1日時点の内容を記載した運営状況報告を提出いただくよう案内している。提出期限は7月初旬で、立入調査はその後に認可外保育施設へアポイントを取ったうえで実施している。立入調査をする際は、提出いただいた運営状況報告の内容を事前に見つつ当日に現地確認を行い、その際に前年度に指摘事項があれば併せて確認している。仮に前年度に指摘事項があった場合は、前年度の指摘を立入調査時に持参し、改善されているかどうかをみている。また、職員体制は3名で、1人は職員、残り2人は子ども子育て支援員という元保育施設で働いていた保育の経験がある方で構成されている。巡回指導員ではない。

◆ 考察

自治体ヒアリングにより、主に立入調査の実施状況、立入調査の際に重点的に確認する項目（立入調査重点項目）、認可外保育施設への指導監督における課題、自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集に対する要望等について調査した。

立入調査は、全認可外保育施設に対して実施している自治体がある一方で、認可外保育施設が増加していることや人員不足等の問題、さらには新型コロナウイルス感染症の影響もあって全認可外保育施設に実施できていない自治体もあることがわかった。

立入調査の際に重点的に確認する項目には、職員の配置、避難経路や実施状況、乳幼児突然死症候群予防に関する事など様々な意見があったものの、いずれの自治体でも子どもの安全に関する事項について重視していることがわかった。

認可外保育施設への指導監督の際の課題としては、評価基準の解釈に差異があるため職員間や自治体間で対応が変わってしまう恐れがあることへの指摘があったほか、評価基準を見ても理解できない認可外保育施設職員に対する説明に関して自治体職員の負担が大きいと感している等、評価基準の理解、及び認可外保育施設への理解促進のための対応負担について意見が挙がった。

自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集に対しては、文字だけ書かれているとイメージが湧かないため、分かり易くする工夫が重要といった意見があげられた。

以上を踏まえると、立入調査は年1回以上行うことを原則としているが、認可外保育施設の増加や新型コロナウイルス感染症の影響など外的要因もあり、全認可外保育施設に行えていないのが実態のようである。また、自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集の作成に当たっては、自治体職員と認可外保育施設職員双方にとって評価基準への理解が深まるよう、他自治体における評価基準の解釈を示すことが重要である。このほか、立入調査の際に重点的に確認する項目として多く挙げられた子どもの安全に関する事項については、自主点検表及びチェックリストひな形において立入調査重点項目として示すことで、自治体職員及び認可外保育施設職員が効果的かつ効率的な業務推進に寄与できると考えられる。さらに、必要に応じて文字だけでなく図も用いる等、分かり易い資料とすることが重要になるといえるだろう。

3 有識者検討会

3.1 実施概要

本調査研究事業に対する助言を受けるため、有識者検討会（「認可外保育施設への効果的かつ効率的な指導監督に関する調査研究に係る検討会」）を設置した。以下に、有識者検討会の実施概要を示す。

日 時	: 令和4年12月～令和5年3月の間に3回、各2時間
形 式	: Web 会議ツールを用いたオンライン形式
調 査 対 象	: <ul style="list-style-type: none"> • 自主点検表及びチェックリストひな形に関する助言 • そのほか本調査事業の調査方針やとりまとめに関する助言等

有識者検討会の委員は、学識経験者2名と自治体において認可外保育施設の指導監督に関わる職員2名に参画いただいた。また、オブザーバーとして厚生労働省より参画いただいた。以下に、各委員及びオブザーバーを示す（50音順、敬称略）。

- 委員
 - 北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課
 - 郡山市こども部保育課
 - 久富 陽子 大妻女子大学 家政学部 児童学科 教授
 - 矢萩 恭子 和洋女子大学 人文学部 こども発達学科 教授
- オブザーバー
 - 田野 剛 厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 室長補佐
 - 鶴澤 智美 厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 指導係長

以下に、有識者検討会の議事次第を示す。

第1回有識者検討会

- 開催概要
- 自治体アンケート調査結果（速報）
- 文献調査
- 自主点検表及びチェックリストひな形について
- 事業全体に対する自由討論

第2回有識者検討会

- 第1回有識者検討会での主な意見と対応方針について
- 自主点検表及びチェックリストひな形の作成状況について
- 活用事例集作成の考え方と作成状況について
- 事業全体に対する自由討論

第3回有識者検討会

- 第2回有識者検討会での主な意見と対応方針について
- 自主点検表及びチェックリストひな形の作成状況について
- 報告書の作成状況について
- 事業全体に対する自由討論

3.2 検討結果

認可外保育施設の保育の質の向上という観点で自治体が指導監督を効果的に実施するためには、自治体と認可外保育施設の信頼関係構築が非常に重要であるため、自主点検表及びチェックリストひな形は、自治体による「監査・チェック」ではなく、「支援」のためのツールというスタンスが伝わるのが重要という意見を得た。また、ひな形上に文献調査で収集した自治体の事例を記載すると、国の基準として示しているのか自治体の事例を記載しているのか分かりにくいという懸念が指摘された。

活用事例集に関しては、自主点検表及びチェックリストひな形の活用シーンがイメージできるよう、自治体の認可外保育施設に対する指導監督のフローを掲載すると良いとの意見を得た。また、保育士の配置基準や保育室等の有効面積算出方法に関する事例を示す場合は、自治体の事例が厚生労働省の方針と受け取られ、自治体によってはこれまでより厳しい基準解釈をして認可外保育施設の適合証明が発行されなくなるおそれもあるとの指摘を受けた。

本調査研究事業全体において、自治体職員等の指導監督における負担が大きいことが再認識された。しかし、そのような状況にあっても、自治体と認可外保育施設の信頼関係は重要であり、子どもの最善の利益、子どもの権利を守るため、認可外保育施設において評価基準が守られるよう自治体等と認可外保育施設双方が努力を続けていくことの重要性が述べられた。

上記のような意見を踏まえて、自主点検表及びチェックリストひな形に、目的、背景、留意事項などを記載し自治体及び認可外保育施設に期待するスタンスを示すことが重要と考えられる。また、自治体の事例については新たな基準として誤解を与えないようひな形上には記載しないことにするとともに、活用事例集においてもあくまでも事例である旨を強調することが必要といえる。

4 自主点検表及びチェックリストひな形、活用事例集

4.1 自主点検表及びチェックリストひな形

本項では、自主点検表及びチェックリストひな形の作成方針、利用時の留意事項について示す。自主点検表及びチェックリストひな形は、「6人以上施設」、「5人以下施設」、「ベビーシッター（法人）」、「ベビーシッター（個人）」の4種類を作成した。

「自主点検表及びチェックリストひな形」は参考資料3及び別冊を参照されたい。

4.1.1 作成方法

4.1.1.1 自主点検表

以下、図表21に自主点検表ひな形検討の流れを示す。

図表 21 自主点検表ひな形検討の流れ



まず、「点検項目の軸の設定」のフェーズでは、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について³⁾」において、認可外保育施設は指導監督基準を満たすことで一定の質が確保される旨が示されているため、その評価基準を自主点検項目と設定した。また文献調査等の結果より、独自に自主点検表のひな形を作成している自治体は評価基準を基に作成していることから、評価基準を自主点検項目として設定することで、ひな形の内容を1から理解する時間的負担や心理的負担等を低減できると考えた。

次に、「文献調査で内容の追加」のフェーズでは、設定した評価基準の項目に対して、立入調査等の際に確認が必要な項目をあらかじめ認可外保育施設に記載いただくための「点検結果欄」を追加した。また、自主点検時に認可外保育施設側の不明点や相談事項等の記載ができるよう、「自由記入欄」も追加した。さら

³⁾ 厚生労働省 厚生労働省子ども家庭局（2023）「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001049622.pdf>、2023年3月27日現在

に、「6人以上施設」及び「5人以下施設」に対しては、定量的な評価が必要な項目（配置基準等）を書き込める別紙を作成した。

次に、「自治体確認欄の追加」のフェーズでは、認可外保育施設で実施する自主点検結果を踏まえながら、自治体が評価基準の項目に関して確認した結果が記載できるよう、「自治体確認欄」を追加した。こちらについても自治体側からの助言、もしくは内部作業時のメモ等の記載ができるよう、「自由記入欄」も追加した。

次に、「立入調査重点項目欄を追加」のフェーズでは、立入調査等における確認を効果的かつ効率的に実施できるよう、「立入調査重点項目欄」を追加した。これは、評価事項の項目を6つの類型に分類（「人員基準」、「安全」、「衛生」、「子どもへの処遇」、「施設設備基準」、「情報提供・管理」）したうえで、立入調査等に重点的に確認することが良いと考えられる類型に対して強調する印（○）を設定した。評価事項の分類及び立入調査重点項目の設定は、文献調査、自治体ヒアリング結果等を踏まえて、厚生労働省との協議及び有識者検討会での意見を踏まえて設定した。

最後に、本調査研究事業の背景、目的、構成、利用にあたっての留意事項、想定活用シーンを「前書き」として示した。

4.1.1.2 チェックリスト

以下、図表 22 にチェックリスト検討の流れを示す。

図表 22 チェックリスト検討の流れ



まず、「チェック項目の軸の設定」のフェーズでは、自主点検表と同様に、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について⁴」において、認可外保育施設は指導監督基準を満たすことで一定の質が確保される旨が示されているため、その評価基準を点検項目に設定した。

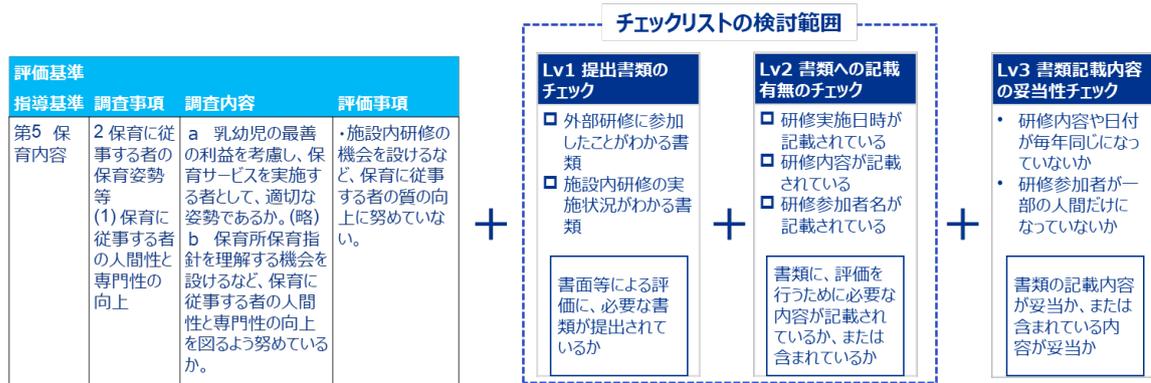
次に、文献調査や自治体アンケート調査結果から本調査研究事業におけるチェックリストに該当するひな形を有している自治体を確認できなかったため、「チェック内容の検討」のフェーズで、事務局にてチェック内容の考え方を整理した。チェックリスト認可外保育施設への立入調査前などに書面確認を行う際に活用するツール

⁴ 厚生労働省，前掲注(3)，40頁

であるが、書面確認は、「Lv1 提出書類のチェック（書面等による評価に必要な書類が提出されているか）」、「Lv2 書類への記載有無のチェック（書類に、評価を行うために必要な内容が記載されているか、または含まれているか）」及び、「Lv3 書類記載内容の妥当性チェック（書類の記載内容が妥当か、または含まれている内容が妥当か）」の3段階と整理した。そのうえで、「Lv3 書類記載内容の妥当性チェック」については、自治体ごとの個別事情も想定されることから一概に妥当な観点を設定することは難しいと考えられるため、チェックリストに記載する範囲は「Lv2 書類への記載有無のチェック」までとした。また、対象範囲を「Lv2 書類への記載有無のチェック」までとするものの、自治体ごとに用いる書類や運用等も異なることから統一的かつ網羅的な内容を記載することは困難であるため、チェック内容を例示する形式とした。

図表 23 にチェック内容検討の考え方を示す。

図表 23 チェック内容検討の考え方



最後に、「自主点検表との位置づけ整理」のフェーズでは、チェックリストは、自主点検表と同様に評価基準の項目を基にしていること、また自治体側での確認に用いるものであるが認可外保育施設が記入した自主点検表を用いて自治体側も評価を行える方が、認可外保育施設及び自治体双方にとって効率的と考えたことから、自主点検表とチェックリストを1つのツールとして提示することとした。具体的には、自主点検表のひな形に自治体側のチェック項目を記載した列を追加する形式とした。左記に伴い、資料の名称は「自主点検表及びチェックリストひな形」とした。

4.2 活用事例集

本項では、活用事例集の作成方針、構成と概要、及び事例収集方法を示す。なお、詳細は、参考資料4及び別冊「活用事例集」を参照されたい。

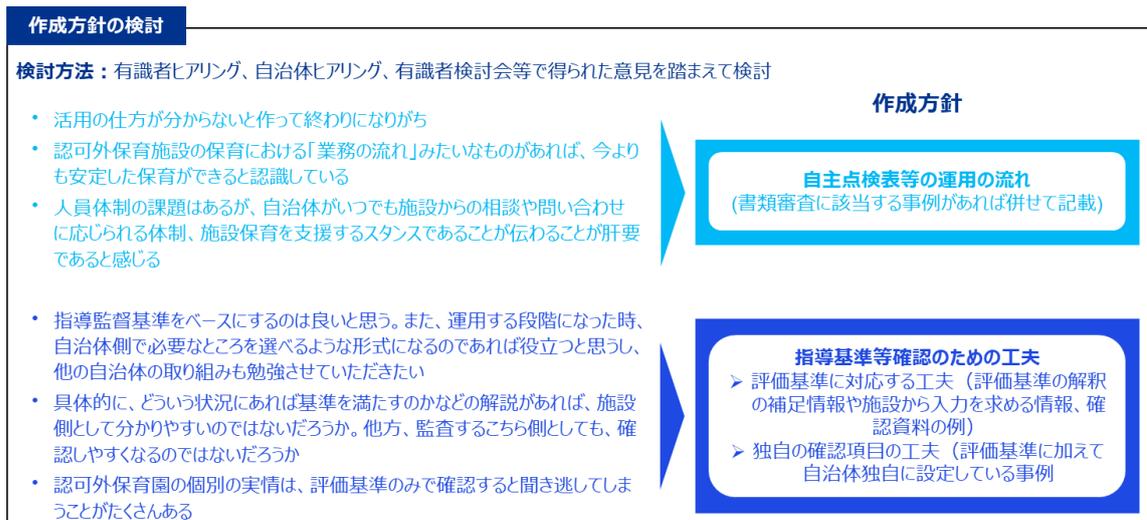
4.2.1 作成方針

有識者ヒアリング、自治体ヒアリング、有識者検討会等の意見を踏まえて、活用事例集の作成方針を検討した。図表 24 に活用事例集作成方針を示す。

有識者ヒアリング、自治体ヒアリング、有識者検討会等にて、「活用の仕方が分からないと作って終わりになりがち」や「認可外保育施設の保育における「業務の流れ」みたいなものがあれば、今よりも安定した保育ができる」と認識している等の意見が出たため、「自主点検表等の運用の流れ」を示すこととした。

また、「具体的に、どういう状況にあれば基準を満たすのかなどの解説があれば、認可外保育施設側として分かりやすい」というような意見も得られたため、自治体が作成している指導基準等確認のための工夫について紹介することとし、評価基準の解釈のサポートとなる補足情報等を指す「評価基準に対応する工夫」と、評価基準に加えて自治体が独自に設けている項目を指す「独自の確認項目の工夫」を示した。

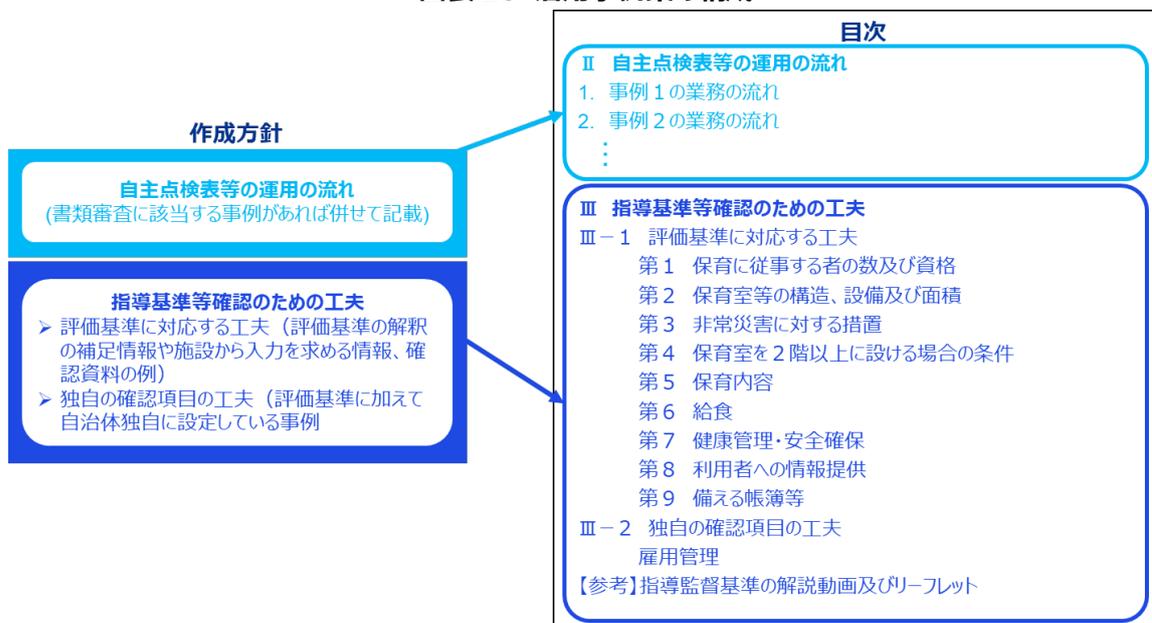
図表 24 活用事例集作成方針



4.2.2 構成と概要

活用事例集は、前述の作成方針で検討した内容に基づき、1章を自主点検表等の運用の流れを示すパート、2章を指導基準等確認のための工夫を示すパートの二部構成とした。図表 25 に活用事例集の構成を示す。3章となる指導基準等確認のための工夫を示すパートでは、各自治体の自主点検表で確認できた評価基準の第1から第9章に対応する工夫を紹介し、その後に独自の確認項目の追加等の工夫を紹介することとした。

図表 25 活用事例集の構成



4.2.3 事例収集方法

前節の活用事例集の構成を踏まえて、実施した事例の収集方法を以下に述べる。

- 自主点検表等の運用の流れ

文献調査等から自主点検表を独自に作成している自治体のうち、自主点検表の評価基準に「補足情報」、「入力を求める情報」及び「確認資料」を追加して積極的に活用しているとみられた自治体と、自治体アンケート調査にて「立入調査施設を毎年の運営状況報告等で決めている」と回答した自治体のうち都道府県、政令市、中核市のいずれかに該当した自治体から計5自治体に対してヒアリング調査を行い、事例を収集した。
- 指導基準等確認のための工夫

文献調査にて文献調査対象とした17自治体の自主点検表と評価基準の項目及び内容を比較し、「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」について、事例の収集を行った。なお、17自治体のうち13自治体は自主点検表をWebページ等で公開していたため公開情報から、4自治体は非公開であったため自治体アンケート後に各自治体に自主点検表を提供いただき事例を収集した。

5 謝辞

本調査研究事業では、認可外保育施設への指導監督の取組について調査・分析を行うとともに、効果的かつ効率的な指導監督の実施に寄与するために、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ認可外保育施設に提出を求める自主点検表のひな形、認可外保育施設への立入調査前などに書面確認を行う際に活用するチェックリストのひな形並びに、自治体が認可外保育施設の指導監督等に参考とできる活用事例集の作成を行った。

認可外保育施設への指導監督に際して、自治体アンケート調査対象の自治体のうち3割程度の自治体が自主点検表を独自に作成しているものの、評価基準の解釈等に関する課題があることが確認できた。またヒアリング調査等から、他自治体の取組が分かれば参考になる旨の意見などがみられた。このような現状・課題意識を踏まえ、自主点検表及びチェックリストひな形と、他自治体による評価基準の確認の観点や確認方法等を紹介した活用事例集を作成した。

有識者検討会でも指摘があったところであるが、本調査研究事業にて作成する自主点検表及びチェックリストひな形、活用事例集を用いて自治体等が認可外保育施設の立入調査を実施する際には、指導基準への適合のための指導という目的に留まらず、子どもの最善の利益や子どもの権利を守ることを念頭に、認可外保育施設側の実情を踏まえた相談・助言等の支援を行うことで、より堅固な信頼関係を築くことができ、保育の質の向上につながると考えられる。各自治体においては、この点を念頭に置いていただきつつ、本調査研究事業にて作成した成果物が自治体の指導監督業務を効果的・効率的に進める一助となり、認可外保育施設と自治体の信頼関係構築に貢献できることを願っている。

認可外保育施設においては、本調査研究事業にて作成した成果物を認可外保育施設内での保育状況の振り返り等に活用することで、自治体が求める指導監督基準等の理解を深めて、基準の遵守のみならず、保育の質の向上に役立てていただけることを期待する。

この自主点検表及びチェックリストひな形並びに活用事例集が、認可外保育施設への指導を行う自治体職員の業務の一助となるとともに、認可外保育施設における指導監督基準等の理解促進に寄与できれば幸いである。最後に、この場を借りて、自治体アンケート調査及びヒアリングにご協力をいただいた自治体、そして多大な協力を賜った有識者の皆様に感謝申し上げたい。

参考文献

常陸大宮市,「【修正】02_ (別表) 評価基準 (6人以上施設)」, (参照 2022 年 2 月)
高知市,「①認可外保育施設における書面監査」, (参照 2022 年 2 月)
新潟市,「指導監督基準に係るチェックシート」, (参照 2022 年 2 月)
佐世保市,「自己点検表 (長崎県佐世保市)」, (参照 2022 年 2 月)

参考ウェブサイト

愛知県,「認可外保育施設実地指導調査表 (1 日に保育する乳幼児の数 (定員) が 6 人以上の施設用)」, <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000018258.html> (参照 2022 年 2 月)
青森市,「令和 4 年度 認可外保育施設自主点検表」, <https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/ninkagai/shido-kansa/jisyutenken.html> (参照 2022 年 2 月)
千葉県,「認可外保育施設立入調査調書: 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設用」, https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/ninnkagai_shidoukantoku.html (参照 2022 年 2 月)
千葉市,「認可外保育施設: 立入調査資料 (6 人以上)」, <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/somu/chousyo.html> (参照 2022 年 2 月)
福岡県,「自主点検表 (1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設用)」, <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ninkagaihoikusisetukaisetu.html> (参照 2022 年 2 月)
浜松市, 共通様式 1 (届出事項), 共通様式 2 (基本事項), 共通様式 3 (運営状況報告事項) ※ベビーシッター以外, <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/katei/kanssa/ninkagai.html> (参照 2022 年 2 月)
川越市,「認可外保育施設自主点検表: 1 認可外保育施設 (運営管理・処遇)」, <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kenkofukushi/fukushikaigo/shidoukansa/kihonhoushin-tenken.html> (参照 2022 年 2 月)
前橋市,「認可外保育施設自主点検表 (6 人以上)」, <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24152.html> (参照 2022 年 2 月)
奈良市,「認可外保育施設指導監督基準適合状況自主点検表 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設」, <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/9/112986.html> (参照 2022 年 2 月)
新座市,「認可外保育施設: 自主点検表施設型 (6 人以上) 用」, <https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/hoiku-shidoukansa2023.html> (参照 2022 年 2 月)
西宮市,「自己点検表 (6 人以上の施設)」, <https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakujoho/tetsuzuki/ninkagaihoiku.html> (参照 2022 年 2 月)
志木市,「自主点検シート・地域子育て支援拠点事業 (令和 2 年 6 月版)」, <https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/21/3065.html> (参照 2022 年 2 月)
鳥取県,「自主点検表 (6 人以上) (居宅訪問型以外)」, <https://www.pref.tottori.lg.jp/306374.htm> (参照 2022 年 2 月)

6 参考資料

6.1 参考資料 1 文献調査結果（詳細）

図表 26 「補足情報」に関する調査結果詳細

第 1 保育に従事する者の数及び資格
<ul style="list-style-type: none"> • 保育従事者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者に含むことはできない（西宮市） • 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについては、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である（新座市、志木市） • 主たる開所時間とは、施設の開所時間の内、児童数が多い11時間のこと（認可外保育施設指導監督基準より）※延長時間や土日含む（西宮市） • 有資格者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者（有資格者）に含むことはできない（西宮市）
第 2 保育室等の構造、設備及び面積
<ul style="list-style-type: none"> • 保育室内のピアノ等の重量物や棚などは保育室面積から除く（西宮市） • 面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する（志木市）
第 3 非常災害に対する措置
<ul style="list-style-type: none"> • 火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画（非常災害対策計画）を施設の状況や地域の状況を踏まえて策定しているか（千葉県） • 地震対策（室内対策・備蓄品・避難場所等）ができていないか（高知市） • 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている場合、避難確保計画を作成し、市町村に報告しているか（洪水時等の避難確保計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行う）（千葉県） • 防災マップ上の災害のおそれがある区域に立地する施設はその施設規模に関わらず「避難確保計画」の作成・届出も必要（西宮市）
第 4 保育室を 2 階に設ける場合の条件
なし
第 5 保育内容
<ul style="list-style-type: none"> • 月極契約を行う施設は週案、月案、年案を作成すること（愛知県） • カリキュラム（日案・週案・月案等）が、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか（高知市）

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であると認識することが必要である。児童への適切な関わりについて理解するには「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を理解することが不可欠である（志木市）
- 遊具等の例：ブロック、積み木、パズル、ボール、ぬいぐるみ、ままごと、絵本、室内用すべり台、マット、とび箱、楽器、机、椅子、食器、コップ、ベビーベッド、パーティションなど（青森市）
- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要である。なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠である（青森市）
- 遊具には玩具も含む（西宮市）
- 保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知されているか（千葉県）
- 過去2年において、保育に関する研修に参加できているか（高知市）
- 配慮に欠ける行為の例（川越市）
 - － ①身体的苦痛を与える（しつけと称したものも含む）
 - － ②ネグレクト
 - － ③差別的処遇
 - － ④言葉の暴力
- 虐待等を発見した場合の対応方法や連絡先が施設・職員間で周知されているか（千葉県）

第6 給食

- 給食を施設内で調理している場合、保存食（－20度以下、2週間以上）を実施すること。食中毒が発生した場合にその原因を見つけるためのものであるため、食材及び調理後の完成品のそれぞれについて、検査サンプルとして十分な分量（概ね30グラム）の保存が必要（愛知県）
- 原材料及び調理済食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、専用冷凍庫に－20度以下で2週間以上保存しているか（佐世保市）
- 乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を満たす献立の作成に努めること（西宮市）
- 食事の提供前に検食を行い、検食を行った時間、検食者の意見など、検食の結果を検食簿等に記録しているか（佐世保市）
- 施設で調理をしている場合、検食を実施し、検食簿として記録を残しているか（高知市）

第7 健康管理・安全確保

- 事業者の労働者に対する健診の実施は、労働安全衛生規則第43条及び第44条を参考（西宮市）
- 健康診断の実施は、労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条により義務付けられている。※健康診断の実施は法で定められているため、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。短時間労働者であっても次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である（志木市）
 - － ①期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
 - － ②週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者

- ノロウイルスに対応した嘔吐処理セットを備えること（西宮市）
- 最低限必要なもの：体温計・水まくら・絆創膏類・ペーパータオル・使い捨てゴム手袋（高知市）
- 夜間も含め睡眠中の0、1歳児および預かり始めの2歳児について、子どもごとに睡眠状態、確認した時間及び確認者が分かるように記録すること。なお、確認間隔は5分毎が望ましい（西宮市）
- 睡眠中の観察については、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに観察し、その都度、睡眠時観察表などに記録すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている（「保育所保育指針解説」）（志木市）
- 睡眠中に、5分～15分おきに乳幼児の顔色や体の向き、呼吸の状態をきめ細かく観察し、呼吸チェック（記録）を残しているか（高知市）
- 睡眠中は必ず保育室に在室し、0歳児は5分、1歳児以上は10分ごとに観察すること（新座市）
- 睡眠チェック表など活用しきめ細かく観察している（新潟市）
- たばこは、乳幼児突然死症候群発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。児童は受動喫煙による健康影響が大きいため、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となっている（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる）（志木市）
- 事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として使用している場合などは、当該一部の場所のみが禁煙の対象となる。「家庭的保育事業」を居宅で行う場合や「居宅訪問型保育事業」は、適用除外となるが、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮が必要とされている（志木市）
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、乳幼児が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要である（青森市）
- 施設内の危険な場所や設備などへの囲いの設置や施錠などを行う必要がある。施設の周囲に危険箇所などがある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵などで区画する、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えるなど）が必要である（志木市）
- 過去の事故は、プール水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください（川越市）
- 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか（千葉県）
- 食物アレルギーのある子どもに除去食、代替食を提供する際には、食事提供のプロセス（献立、調理、配膳、提供）において、人的エラーによる誤食が発生しないよう措置を講じているか（千葉県）
- 直径39mm以下の物（玩具含む）は子どもの手が届く範囲に常設しないこと（西宮市）
- 救命実技の訓練の実施が必要（愛知県）

- ここでの救命処置は、救急車が到着するまでの間に行う救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・Eピペンの使用方法等）のこと。訓練の実施間隔は、毎年が望ましいが、長くとも3年間とし、訓練内容は実技講習を主とすること。なお、外部・内部研修は問わない（西宮市）
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください（川越市）
- 事故報告は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知）を参照すること。なお市への事故報告が必要な範囲は次のとおり。（青森市）
 - － ①死亡事故
 - － ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。骨折事案は治療期間が30日を超えるか否かに関わらず報告）
 - － ③医療機関で受診（入院程度）を要したもの
 - － ④その他、報告が必要と認められる事故（職員（従業員）による横領、児童への虐待など、児童の処遇に影響のある法令違反、不祥事案含む）
 - － ⑤食中毒及び感染症※上記①～⑤のうち、①、②は市から県を通じて国へ報告する。市への事故報告の報告期限は、次のとおり。①第一報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
②第二報：原則 1ヶ月以内
- 報告の対象の範囲・死亡事故・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）報告第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）（西宮市）
- （事故の）記録は5年間保存してください（川越市）
- ここでの事故は前項目 i の報告不要の事故（怪我）のことを含む。なお、怪我未満のヒヤリ・ハット事例の状況及び処置も記録を行うことが望ましい。処置には保護者の対応記録、要因の分析、必要な対策を含む（西宮市）
- 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録している。または、現時点まで事故発生はないが、このことを理解しており、すぐに対応できる体制を整えている（新潟市）
- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること（青森市、志木市、新座市）
- 重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。（「保育所保育指針解説」）（志木市）

第 8 利用者への情報提供

- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を加算する場合には、その料金についても、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。書面での交付に代えて、利用者の承諾を得て一定の電磁的方法により提供することが可能である（新座市）
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地とは設置者が法人のとき：法人の名称及び法人所在地、個人るとき：個人の名前及び個人住所となる。あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと（認可外保育施設指導監督基準より）（西宮市）

第9 備える帳簿等

- 休憩時間を適正に定めているか。（休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない）（志木市）
- 非正規労働者も含めて6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を以下のとおり与えているか（志木市）

図表 27 「入力を求める情報」に関する調査結果詳細

第 1 保育に従事する者の数及び資格
<ul style="list-style-type: none"> ● 平日・土曜・日曜・祝日ごとに、通常と時間外の開所時間（愛知県） ● 入所児童の年齢・時間別の人数（愛知県） ● 時間別児童数（川越市） ● 歳児別の定員数（浜松市） ● 月極・時間預かりを分けた年齢別の乳幼児数（青森市） ● 時間別児童数に対する職員の必要配置数（川越市） ● 預かり児童数に対する必要保育従事者数（愛知県） ● 保育従事者の状況（愛知県） ● 全保育従事者の内訳（青森市）
第 2 保育室等の構造、設備及び面積
<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、れん瓦造、木造、その他）、建物の形態（専用建物、集合住宅、事務所ビル、業務用ビル、その他）、立地場所（住宅地、オフィス街、商店街、工業地、駅ビル・駅隣接、その他）を選択（浜松市） ● 建物の構造、建物の形態、保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室等を含む。）の状況、必要面積（青森市） ● 保育室面積（川越市） ● 月極契約乳幼児数と総乳幼児数それぞれに対する面積（愛知県） ● 項目ごとに面積を算出し、合計面積を記入（浜松市） <ul style="list-style-type: none"> － 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室における各階の部屋ごとの面積、児童用便所、調理室、医務室、その他の面積、屋外遊技場（園庭）の面積 ● トイレの数（川越市） ● 便器の数および面積（浜松市） ● 洋式、和式、おまる、男性用小便器の数(青森市)
第 3 非常災害に対する措置
<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器、火災報知機、誘導灯（標識）の数と場所（青森市） ● 非常口の数と設置場所（青森市） ● 非常災害に対する具体的計画の周知方法（川越市） ● 防火管理者職の氏名、届出年月日（川越市） ● 非常災害に対する計画の所轄消防署への届出年月日（千葉県） ● （避難訓練の）実施回数、消防署への届出回数（川越市） ● 避難及び消火に対する訓練を毎月 1 回以上定期的に実施し、その訓練の結果を記録しているか（愛知県） ● 避難消火訓練の実施回数、うち図上訓練回数（浜松市）
第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の転落事故を防止する設備の状況（青森市）

<ul style="list-style-type: none"> • 常用及び避難用の設置されている施設及び設備（青森市）
<h3>第5 保育内容</h3>
<ul style="list-style-type: none"> • 備えられている遊具等（青森市） • 屋外遊技場無の場合、公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所の有無（浜松市） • 沐浴施設、沐浴の実施、外気浴の実施、睡眠の場所、睡眠時間（青森市） • 戸外での主な遊び場所、外遊び内容（青森市） • 前年度に実施または参加した研修（川越市） • 研修名、研修年月、参加者数（浜松市） • 外部研修の研修日、参加者職員氏名、研修名（青森市） • 内部研修の研修日、研修参加人数、研修内容（青森市） • 連絡帳、施設だより、献立表、保護者の意向の把握方法（青森市） • 保護者の緊急連絡先と保管場所、保育従事者への保管場所の周知、消防署の連絡先一覧と保管場所（青森市）
<h3>第6 給食</h3>
<ul style="list-style-type: none"> • 食器の殺菌方法・保管場所（愛知県） • 食品の保存方法（川越市） • 食器・哺乳瓶の消毒方法、食器の保管場所（青森市） • 内部調理、完全給食、副食給食、調乳のみ、外部管理、弁当持参（愛知県、青森市） • アレルギー疾患のある乳幼児の対応方法（青森市） • アレルギー疾患等に対する対処方法（川越市） • 献立の作成者、給食の業者及び1食あたりの価格（愛知県）
<h3>第7 健康管理・安全確保</h3>
<ul style="list-style-type: none"> • （乳幼児の健康管理に関する）報告方法、報告内容（川越市） • 乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知方法（川越市） • 直近2回の（乳幼児の健康）診断年月日（愛知県） • 前年度の健康診断実施日、前年度の歯科検診実施日、当日欠席園児への対応方法（川越市） • 前年度と今年度の健康診断の実施の有無（内科・歯科）、受診医療機関（青森市） • 入所時の健康診断確認方法、直近2回の健康診断年月日、実施方法（新潟市） • 提携医療機関の機関名、所在地、電話番号、提携概要（浜松市） • 直近の（職員の健康）診断年月日（愛知県） • 採用時と1年に1回の健康診断の有無（青森市） • 法人や事業所等で健康診断を実施または職員個人で受けた健康診断書の写しの提出で確認（新潟市） • 備えている医薬品の種類（川越市） • （感染症の）対応方法（川越市）

- (睡眠中の) 観察の間隔 (川越市)
- ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等 (愛知県)
- 食物アレルギー対応方法 (川越市)
- (保育室内及び園庭内の) 点検の頻度 (川越市)
- 安全対策・体制 (の整備) (川越市)
- 直近の訓練実施日 (川越市)
- 直近の訓練実施年月日、内容 (西宮市)
- 保険の種類、保険の内容、保険金額 (愛知県)
- 損害賠償への備え (川越市)
- 事故・不詳事案の発生日、内容、処理対応内容、記録の有無、報告の有無 (青森市)

第8 利用者への情報提供

- 保管理者の氏名、住所、職名、メールアドレス、電話番号 (浜松市)

第9 備える帳簿等

- 作成しているものにチェック (川越市)
 - 児童出席簿
 - 児童名簿
 - 児童台帳
 - 処遇日誌
 - 児童の健康管理に関する記録
 - 給食に関する記録
 - 契約書
 - その他

図表 28 「確認資料」に関する調査結果詳細

第 1 保育に従事する者の数及び資格
<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務割表など保育従事者の勤務実態が分かる書類（青森市） ● 出勤簿（タイムカード、電子出勤簿など）（福岡県） ● 職員出勤簿、ローテーション表、給料明細書（愛知県） ● 施設の開設時間等が分かる書類（パンフレット等）（青森市） ● 児童在籍（出席）簿（愛知県） ● 受入乳幼児数の分かる書類（青森市） ● 利用児童の名簿、利用児童の出席簿、利用契約書（福岡県） ● 保育士証等の資格証の写し（愛知県、青森市、福岡県） ● 職員名簿（福岡県） ● 施設案内（入園のしおりなど）（福岡県）
第 2 保育室等の構造、設備及び面積
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築図面（平面図）（愛知県） ● 施設内の部屋割り、面積等が分かる図面（青森市） ● 施設の構造が分かる書類（平面図など）（福岡県）
第 3 非常災害に対する措置
<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器の有効期限・点検整備の有無等の確認（愛知県） ● 避難経路の確認（愛知県） ● 消防計画または具体的計画（愛知県） ● 消防計画（作成）変更届出書、災害マニュアル等（青森市） ● 消防計画、消防署への届出書（福岡県） ● 防火管理者選任届出書（愛知県、青森市） ● 避難及び消火に対する訓練実施記録等（愛知県） ● 避難訓練等の実施状況を記録した書類（青森市、福岡県）
第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築図面（平面図）（愛知県）
第 5 保育内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育計画（年間計画、月案、デイリープログラム等）、保育日誌（福岡県） ● デイリープログラム、保育計画（週案、月案、年案）（愛知県） ● 遊具、保育用品の消毒の記録等、点検結果の記録等（愛知県） ● 研修報告書、研修資料等（愛知県） ● 外部研修に参加したことが分かる書類（青森市） ● 施設内研修の実施状況が分かる書類（青森市） ● 研修の実施記録、研修に用いた資料、研修に参加した記録（出張命令・復命、参加を証する書類など）、苦情等の記録、施設職員による虐待防止措置に関する資料（福岡県） ● 児童相談所等の専門的機関の連絡先一覧表（愛知県）

- 関係機関の連絡先を記録した書類（関係機関とは消防署、病院、児童相談所等）（福岡県）
- 連絡帳（愛知県）
- 連絡帳、施設だより、献立表（青森市）
- 保護者の緊急連絡先、消防署等の連絡先一覧表（青森市）
- 連絡帳、保護者の連絡先を記録した書類（福岡県）

第6 給食

- アレルギーへの対応方法の確認（愛知県）
- 献立表（愛知県、青森市）
- 献立表・給食に関する記録（給食日誌等）（福岡県）
- 保護者への給食内容を連絡した書類（給食だより等）（福岡県）

第7 健康管理・安全確保

- 連絡帳等（愛知県）
- 連絡帳、健康状態を記録した書類、与薬に関する書類（与薬依頼票等）（福岡県）
- 発育チェック表等（愛知県）
- 身長・体重等の発育状況を記録した書類（福岡県）
- 健康診断書、母子手帳の写し、一覧表（愛知県）
- 健康診断表等健康診断の実施状況が分かる書類（青森市）
- 健康診断受診項目一覧、健康診断書又は母子健康手帳の写し、健康診断の状況を記録した書類（児童台帳など）、利用者に対し健康診断の受診を案内した書類（福岡県）
- （職員の）健康診断書、検便実施結果通知書（愛知県）
- （職員の）検便の結果を記録した書類（福岡県）
- 採用時と1年に1回の健康診断の有無、検便実施者数、検便実施回数（青森市）
- （感染症対応した際の）治癒証明書等（愛知県）
- （感染症対応した際の）かかりつけ医とのやりとりを記載した書類・対象児童の出席簿（福岡県）
- 午睡チェックを行った記録簿（福岡県）
- ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等（愛知県）
- プール活動実施マニュアル、プール活動実施記録等（愛知県）
- 保育室内及び園庭内の点検結果の記録等（愛知県）
- 緊急時対応マニュアル等（愛知県）
- 救命処置の訓練実施記録等（愛知県）
- 保険証書、契約書の写し（愛知県）
- 最新の賠償責任保険への加入状況が分かる書類の写し（青森市）
- 教育・保育施設等事故報告様式（青森市）

第8 利用者への情報提供

- 掲示物、実際の掲示場所の確認（愛知県）
- 利用者に交付する契約に関する書類（福岡県）

第9 備える帳簿等

- (資格) 関係帳簿、資格証明書(写し) (愛知県)
- 労働者名簿・賃金台帳・雇用、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(福岡県)
 - 例・出勤簿、労使協定の協定書、労働時間の記録に関する書類(残業命令書等)、退職関係書類、休職関係書類等
- 出席簿、利用に関する契約書類、児童に係る書類(福岡県)
 - 例：児童台帳、健康状態の記録簿、保護者の連絡先等

6.2 参考資料 2 自治体アンケート調査票

図表 29 自治体アンケート調査表

* 必須

I. はじめに、貴自治体の概況についてお伺いします。

1. アンケートの回答にあたっては、KPMG日本のプライバシーポリシーにつきましてご同意の上で、ご回答ください。<https://home.kpmg/jp/privacy>

同意する

2. 貴自治体名を教えてください。
*

回答を入力してください

3. 貴部署名を教えてください。
*

回答を入力してください

4. ご回答者様のお名前を教えてください。
*

回答を入力してください

5. ご連絡先（電話番号）を教えてください。（半角でご入力ください）
*

回答を入力してください

6. ご連絡先（メールアドレス）を教えてください。
*

回答を入力してください

* 必須

II. 認可外保育施設への立入調査および立入調査に際して用いる自主点検表について、以下の質問にご回答下さい。

7. 立入調査の対象施設はどのように決めていますか。（複数選択）*

- 1. 毎年の運営状況報告や自主点検表を確認して決めている
- 2. 毎年の運営状況報告や自主点検表以外にも資料の提出を要求し決めている
- 3. 巡回支援指導員による巡回支援指導の結果を踏まえて決めている
- その他

8. 上記で2を選択された方にお聞きします。（2以外を選択された方は、「なし」とご記入ください。）どのようなタイミングでどのような資料の提出を求めていますか。

*

回答を入力してください

9. 立入調査に際して事前に関連する研修等を実施していますか。*

- 1. 実施している
- 2. 特に実施していない

10. 貴自治体では、「認可外保育施設指導監督の指針（留意事項15）」において示されているように、認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない場合に、立入調査等の際に必要な項目についてあらかじめ認可外保育施設から取得するための自主点検表のひな形を作成されていますか。

引用：「認可外保育施設指導監督の指針(留意事項15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い」
(厚生労働省)

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

*

- 1. 作成している
- 2. 作成していない

11. 自主点検表のひな形は Web サイト等で公開していますか。（公開していない場合は、厚生労働省補助事業に関する調査事務局「JP-FM-KODOMO@jp.kpmg.com」宛にひな形の送付をお願いします） * *

- 1. 公開している
- 2. 公開していない

12. 自主点検表のひな形を公開している場合、その URL 等を教えてください。 *

回答を入力してください

13. 自主点検表のひな形を作成し、認可外保育施設に提供していることによって感じられる効果について教えてください。（複数選択） *

- 1. 立入調査を実施できない年であっても、認可外保育施設の指導監督基準適合状況がある程度確認できるため、問題を有すると思われる施設の端緒を掴みやすい
- 2. 認可外保育施設職員の指導監督基準の内容の理解促進に寄与できている
- 3. 認可外保育施設の指導監督基準適合状況の自主的な点検の促進につながり、質の向上に寄与できている
- 4. 自治体として、各種統計や状況把握を効率的に行うことにつながっている
- 5. 市民から、認可外保育施設に対する指導監督を積極的に実施していると思われることにつながっている
- 6. 分からない・何とも言えない
- その他

14. 自主点検表のひな形の見直し頻度を教えてください。 *

- 1. 毎年
- 2. 2 年
- 3. 3 年
- 4. 4 年
- 5. 5 年
- 6. 特に見直しはしていない

15. 自主点検表のひな形作成や運用を行うにあたり、課題と感じていることがあれば教えてください。
*

回答を入力してください

16. 上記において課題と感じていることについて、どのような工夫をし、対応をされていますか。
*

回答を入力してください

* 必須

III. チェックリストについて、以下の質問にご回答下さい。

17. 「認可外保育施設指導監督の指針（留意事項 15）」を踏まえ、貴自治体のご担当者様が指導監督基準の適合確認を行う際、一部の項目について書面等による確認を行うにあたってのチェックリストは作成していますか。

引用：「認可外保育施設指導監督の指針(留意事項15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い」（厚生労働省）

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞つて重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞つて実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

*

- 1.作成している
- 2.作成していない

18. チェックリストは Web サイト等で公開していますか。（公開していない場合は、厚生労働省補助事業に関する調査事務局「JP-FM-KODOMO@jp.kpmg.com」宛にひな形の送付をお願いしますと幸いです）*

- 1.公開している
- 2.公開していない

19. チェックリストを Web サイト等で公開している場合、その URL を教えてください。*

回答を入力してください

20. チェックリストの見直し頻度を教えてください。*

1. 毎年
2. 2年
3. 3年
4. 4年
5. 5年
6. 特に見直しはしていない

21. チェックリストの作成や運用を行うにあたり、課題と感じられていることがあれば教えてください。
*

回答を入力してください

22. 上記において課題と感じられたことについて、どのような工夫をし、対応をされていますか。
*

回答を入力してください

* 必須

IV. 本調査研究事業に関する貴自治体へのヒアリングに関して、以下の質問にご回答下さい

23. 別途、オンライン等で1時間程度のヒアリングを実施させていただく場合、ご協力いただくことは可能でしょうか。（令和4年12月中旬～令和5年1月末頃の期間内を想定）
*

可

不可

6.3 参考資料 3 自主点検表及びチェックリストひな形

図表 30 自主点検表及びチェックリストひな形

令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設への効率的かつ効果的な指導監督に関する調査研究
認可外保育施設の指導監督に係る自主点検表【施設用】及びチェックリスト【自治体用】ひな形

施設記入欄	
点検実施日	
点検者	
施設名	
施設所在地	郵便番号
施設電話番号	
事業開始年月日	
施設長名	
設置者名	
設置者電話番号	
設置者住所	郵便番号

自治体記入欄	
調査者（所属）	
調査実施日	
前回の調査者（所属）	
前回の調査実施日	

背景

認可外保育施設については、令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第30条の2等）となっており、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「指導監督基準」という。）を満たすことが要件とされています（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号及び子ども・子育て支援法施行規則第1条）。

ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間は、指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条）が置かれており、経過措置期間内において指導監督基準の適合のために必要な支援を行うこと、さらに、経過措置期間後においても認可外保育施設の質の向上を図るための仕組みを構築することが急務となっています。

目的

本資料は、各都道府県等が、認可外保育施設に対する指導監督基準の適合判定を効率的かつ効果的に実施し、着実に行うことを可能とすることを目的とし、必要とされる「自主点検表」並びに「チェックリスト」について、自治体アンケート調査に基づき課題を整理し、両者を一体的にまとめた、自主点検表【施設用】及びチェックリスト【自治体用】ひな形（以下、「自主点検表及びチェックリストひな形」という）です。

但し、都道府県等が、認可外保育施設の立入調査を実施する際には、指導監督基準への適合のための指導という目的に留まらず、子どもの最善の利益や権利を守ることを念頭に、認可外保育施設側の実情を踏まえた相談・助言等の支援を行うことで、より堅固な信頼関係を築くことができ、保育の質の向上につながると考えられます。

一方、認可外保育施設においては、本資料を施設内での保育状況の振り返りや、都道府県等が求める基準等の理解を深めるために活用いただくことで、指導監督基準の遵守のみならず、保育の評価と改善につながることも目指しています。

- ・自主点検表：認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等において、立入調査の際に必要な項目についてあらかじめ提出を求め、その内容を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うために活用するもの。
- ・チェックリスト：認可外保育施設への立入調査の際等に自治体が書面確認するために活用するもの。

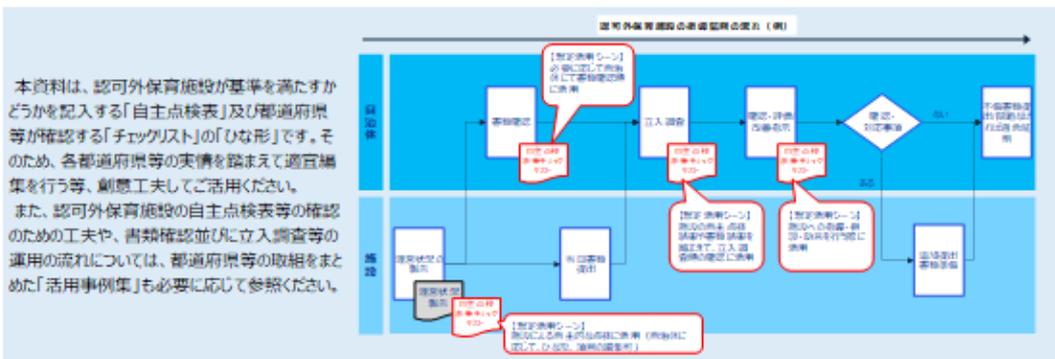
構成

本資料は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別表評価基準（以下、「評価基準」という。）の項目を軸に、この「評価基準」の項目に対応させる形で「指導監督基準」「調査事項」「調査内容」欄が構成されています。

また、認可外保育施設が立入調査の際に必要な項目をあらかじめ記載できる「施設チェック欄」を設定し、さらに同一の書類内で都道府県等の確認もできるように「自治体チェック欄」を設定しました。各チェック欄には自由記入欄を設けて、自主点検時に特記事項や都道府県等への相談事項等がある場合に活用したり、審査結果における細かな記録や留意事項を適宜記入できるようにしています。

さらに、評価事項を6つに分類（「人員基準」「安全」「衛生」「子どもへの処遇」「施設設備基準」「情報提供・管理」）し、立入調査時に重点的に確認すべき調査項目を「立入調査重点項目」として強調する〇印を付けました。評価事項の分類及び立入調査重点項目の設定は、事務局にて検討した後、厚生労働省との協議及び有識者検討会での意見を踏まえて設定しました。

利用にあたっての留意事項



自主点検表〔施設用〕及びチェックリスト〔自治体用〕ひな形（6人以上施設） 別紙

青色セル は、自動計算セルのため入力しないようにしてください。

○第1-1

乳幼児の現員(人)				配置基準 (小数点第2位以下切り捨て)				保育従事者の常勤換算人数			
年齢区分	月極	時間預かり	計	÷		=		通常保育提供時間内の 保育従事者の勤務 時間数の合計 時間 ÷ 8時間 (小数点第1位を四捨五入)			
0歳児	人	人	0人	÷	3人	=	0.0人				
1歳児	人	人	0人	÷	6人	=	0.0人				
2歳児	人	人	0人	÷	20人	=	0.0人				
3歳児	人	人	0人	÷	30人	=	0.0人				
4歳児	人	人	0人	÷		=					
5歳児 ～就学前 学童	人	人	0人	÷		=					
計	0人	0人	0人				0.0人	0人			

合計し小数点第1位を四捨五入

○第1-2

区分	人数
全保育従事者現数(①)	人
うち保育士数	人
うち看護師等数	人
有資格者計(②)	0人

○第2-1

建物の構造	階建て	階使用	鉄筋・鉄骨・木造・その他 ()
建物の形態	雑居ビル・集合住宅・個人住宅・専用建物・その他 ()		
ア) 乳児室	1部屋目	階	面積 m ²
	2部屋目	階	m ²
	3部屋目	階	m ²
イ) ほふく室	1部屋目	階	面積 m ²
	2部屋目	階	m ²
	3部屋目	階	m ²
ウ) 保育室または遊戯室	1部屋目	階	面積 m ²
	2部屋目	階	m ²
	3部屋目	階	m ²
	4部屋目	階	m ²
	5部屋目	階	m ²
		ア～ウ	合計 0 m ²
必要面積	乳幼児数 (月極・時間預かりの合計)		人×1.65m ² 0 m ²

自主点検表〔施設用〕及びチェックリスト〔自治体用〕ひな形（5人以下施設）別紙

青色セルは、自動計算セルのため入力しないようにしてください。

○第1-1-a

乳幼児の現員(人)				配置基準 (小数点第2位以下切り捨て)				保育従事者の常勤換算人数
年齢区分	月極	時間預かり	計	÷	人	=	人	
0歳児	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	通常保育提供時間内の 保育従事者の勤務 時間数の合計 時間 <hr/> ÷ 8時間 (小数点第1位を四 捨五入)
1歳児	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
2歳児	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
3歳児	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
4歳児	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
5歳児 ～就学前	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
学童	人	人	0人	÷	3	=	0.0人	
計	0人	0人	0人				0.0人	0人

合計し小数点第1位を四捨五入

○第1-1-b(家庭的保育補助者とともに保育する場合)

乳幼児の現員(人)				配置基準 (小数点第2位以下切り捨て)				保育従事者の常勤換算人数
年齢区分	月極	時間預かり	計	÷	人	=	人	
0歳児	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	通常保育提供時間内の 保育従事者の勤務 時間数の合計 時間 <hr/> ÷ 8時間 (小数点第1位を四 捨五入)
1歳児	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
2歳児	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
3歳児	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
4歳児	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
5歳児 ～就学前	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
学童	人	人	0人	÷	5	=	0.0人	
計	0人	0人	0人				0.0人	0人

合計し小数点第1位を四捨五入

○第1-2

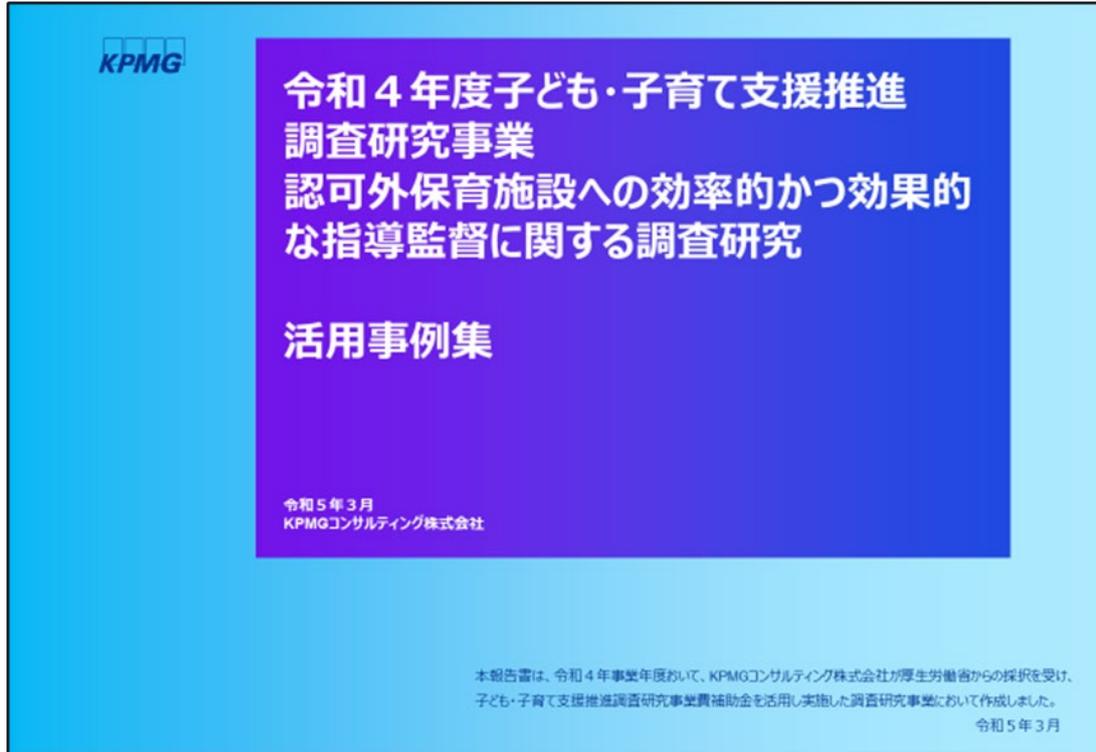
区分	人数
全保育従事者現数(①)	人
うち保育士数	人
うち看護師等数	人
有資格者計(②)	0人

自主点検表【施設用】及びチェックリスト【自治体用】ひな形（ハベ-シッター（個人））

評価項目	評価基準	評価内容	対応	対応
第1 緊急災害への対応	1 緊急災害への対応が迅速であること。	1 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-1	□
第2 緊急災害への対応	2 緊急災害への対応が迅速であること。	2 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-2	□
第3 緊急災害への対応	3 緊急災害への対応が迅速であること。	3 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-3	□
第4 緊急災害への対応	4 緊急災害への対応が迅速であること。	4 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-4	□
第5 緊急災害への対応	5 緊急災害への対応が迅速であること。	5 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-5	□
第6 緊急災害への対応	6 緊急災害への対応が迅速であること。	6 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-6	□
第7 緊急災害への対応	7 緊急災害への対応が迅速であること。	7 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-7	□
第8 緊急災害への対応	8 緊急災害への対応が迅速であること。	8 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-8	□
第9 緊急災害への対応	9 緊急災害への対応が迅速であること。	9 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-9	□
第10 緊急災害への対応	10 緊急災害への対応が迅速であること。	10 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-10	□
第11 緊急災害への対応	11 緊急災害への対応が迅速であること。	11 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-11	□
第12 緊急災害への対応	12 緊急災害への対応が迅速であること。	12 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-12	□
第13 緊急災害への対応	13 緊急災害への対応が迅速であること。	13 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-13	□
第14 緊急災害への対応	14 緊急災害への対応が迅速であること。	14 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-14	□
第15 緊急災害への対応	15 緊急災害への対応が迅速であること。	15 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-15	□
第16 緊急災害への対応	16 緊急災害への対応が迅速であること。	16 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-16	□
第17 緊急災害への対応	17 緊急災害への対応が迅速であること。	17 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-17	□
第18 緊急災害への対応	18 緊急災害への対応が迅速であること。	18 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-18	□
第19 緊急災害への対応	19 緊急災害への対応が迅速であること。	19 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-19	□
第20 緊急災害への対応	20 緊急災害への対応が迅速であること。	20 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-20	□
第21 緊急災害への対応	21 緊急災害への対応が迅速であること。	21 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-21	□
第22 緊急災害への対応	22 緊急災害への対応が迅速であること。	22 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-22	□
第23 緊急災害への対応	23 緊急災害への対応が迅速であること。	23 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-23	□
第24 緊急災害への対応	24 緊急災害への対応が迅速であること。	24 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-24	□
第25 緊急災害への対応	25 緊急災害への対応が迅速であること。	25 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-25	□
第26 緊急災害への対応	26 緊急災害への対応が迅速であること。	26 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-26	□
第27 緊急災害への対応	27 緊急災害への対応が迅速であること。	27 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-27	□
第28 緊急災害への対応	28 緊急災害への対応が迅速であること。	28 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-28	□
第29 緊急災害への対応	29 緊急災害への対応が迅速であること。	29 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-29	□
第30 緊急災害への対応	30 緊急災害への対応が迅速であること。	30 緊急災害への対応が迅速に行われている。	対応1-30	□

6.4 参考資料 4 活用事例集

図表 31 活用事例集



はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する認可外保育施設への指導監督において、効率的かつ効果的な運用の参考資料になることを目的として作成した活用事例集です

- 全国の地方自治体のうち、認可外保育施設への指導監督において独自に効率的・効果的な運用に資する取組を行っている自治体に対して、文献調査及びヒアリング調査を実施し、参考となる事例の整理を行いました
- 特に、「自主点検表等の運用の流れ」「指導基準等確認のための工夫」に着目して紹介しています
- 「指導基準等確認のための工夫」においては、「認可外保育施設指導監督基準」には必ずしも明記されていない内容も含まれますが、各自治体にて指導監督を行う中で、指導監督基準の適合性の判断にあたって独自の視点で取り組まれているものであり、参考となる情報であることから、そのまま紹介をしているものです。このため、本活用事例集は、「認可外保育施設指導監督基準」の新たな解釈をお示しするものではなく、ほかの確認方法等をとることを妨げるものではありません

※本文中の「評価基準」とは、厚生労働省の通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別表評価基準を指す

目次

I 本活用事例集の作成方針・方法及び構成	p.4
II 自主点検表等の運用の流れ	p.8
III 指導基準等確認のための工夫	p.16
III-1 評価基準に対応する工夫	p.17
資料の見方	p.18
第1 保育に従事する者の数及び資格	p.19
第2 保育室等の構造、設備及び面積	p.24
第3 非常災害に対する措置	p.30
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	p.37
第5 保育内容	p.39
第6 給食	p.48
第7 健康管理・安全確保	p.55
第8 利用者への情報提供	p.75
第9 備える帳簿等	p.77
III-2 独自の確認項目の工夫	p.79
【参考】指導監督基準の解説動画及びリーフレット	p.83

I 本活用事例集の作成方針・方法及び構成

Ⅰ 本活用事例集の作成方針・方法及び構成 ー作成方針

自治体ヒアリング、有識者検討会等で得られた意見を踏まえて、「自主点検表等の運用の流れ」、「評価基準に対応する工夫」、「独自の確認項目の工夫」を紹介

活用事例集の目的

活用事例集は、全国の地方自治体が認可外保育施設の指導監督において自主点検表を活用する際に参考となる事例を提供することで、自主点検表の円滑な運用等に貢献し、指導監督の効率的かつ効果的な推進に資することを目的とする

作成方針の検討

検討方法：有識者ヒアリング、自治体ヒアリング、有識者検討会等で得られた意見を踏まえて検討

- ・ 活用の仕方が分からないと作って終わりになりがち
- ・ 認可外保育施設の保育における「業務の流れ」みたいなのがあれば、今よりも安定した保育ができると認識している
- ・ 人員体制の課題はあるが、自治体がいっでも施設からの相談や問い合わせに応じられる体制、施設保育を支援するスタンスであることが伝わるのが肝要であると感じる
- ・ 指導監督基準をベースにするのは良いと思う。また、運用する段階になった時、自治体側で必要となるような形式になるのであれば役立つと思うし、他の自治体の取り組みも勉強させていただきたい
- ・ 具体的に、どういう状況であれば基準を満たすのかなどの解説があれば、施設側として分かりやすいのではないだろうか。他方、監査するこちら側としても、確認しやすくなるのではないだろうか
- ・ 認可外保育園の個別の実情は、評価基準のみで確認すると聞き逃してしまうことがたくさんある

作成方針

自主点検表等の運用の流れ
(書類審査に該当する事例があれば併せて記載)

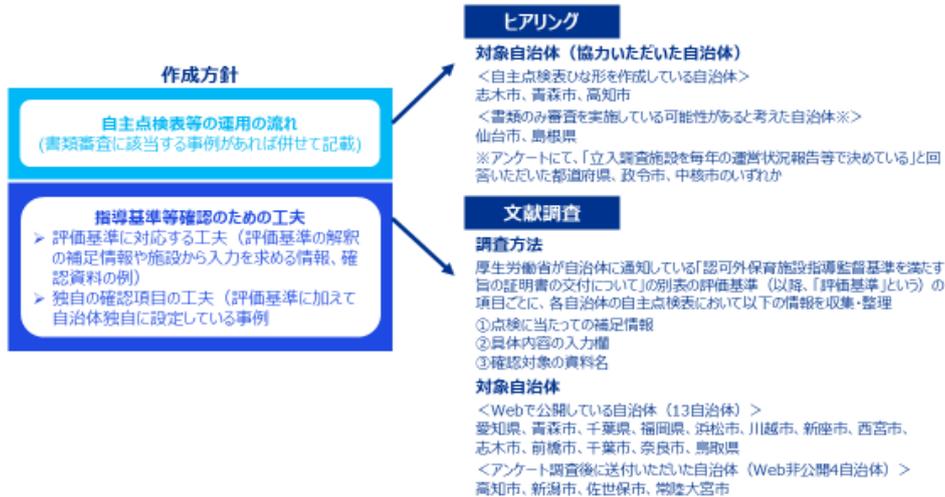
指導基準等確認のための工夫

- 評価基準に対応する工夫（評価基準の解釈の補足情報や施設から入力を求める情報、確認資料の例）
- 独自の確認項目の工夫（評価基準に加えて自治体独自に設定している事例）

Ⅰ 本活用事例集の作成方針・方法及び構成 ー作成方法

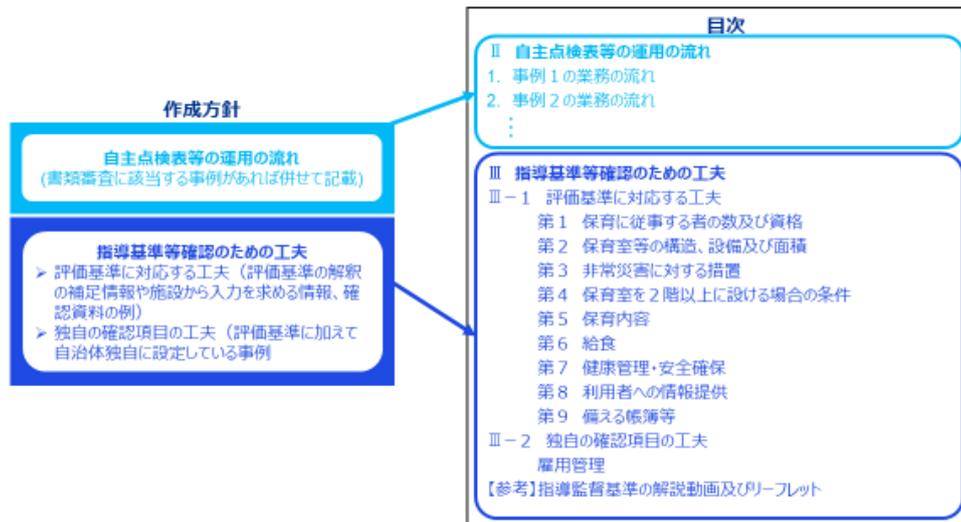
各自治体における取組事例は、ヒアリングは5自治体に、文献調査は17自治体を対象に収集した

収集方法



I 本活用事例集の作成方針・方法及び構成 ー構成

作成方針に沿って「自主点検表等の運用の流れ」パートと、「指導基準等確認のための工夫」パートの大きく2部構成とした



II 自主点検表等の運用の流れ

II 自主点検表等の運用の流れ - 事例一覧

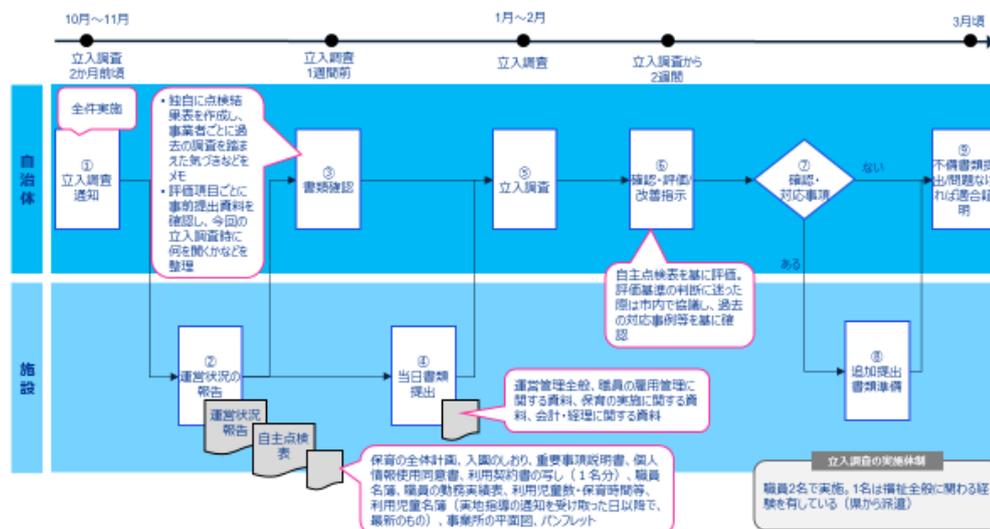
「自主点検表等の運用の流れ」の事例一覧

事例番号・自治体番号	ページ	認可外保育施設数	パターン	特徴
事例1：自治体①	P.10	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・全件立入実施 ・自主点検表事前提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入1週間前までに施設から資料提出 ・立入前に現地確認ポイントを整理
事例2：自治体②	P.11	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・全件立入実施 ・自主点検表当日提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前提出資料で確認できるものは立入時省略
事例3：自治体③	P.12	170件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全件立入実施 ・自主点検表なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・半年程度で書類確認 ・一部の施設運営者への立入は効率化
事例4：自治体④	P.13	33件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全件立入実施 ・自主点検表なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合証明が未交付の施設を優先して立入
事例5：自治体⑤	P.14	40件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全件立入実施 ・自主点検表なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の指摘内容も踏まえて立入

II 自主点検表等の運用の流れ - 自治体① (2023年1月時点の認可外保育施設数5)

全件立入実施×自主点検表事前提出

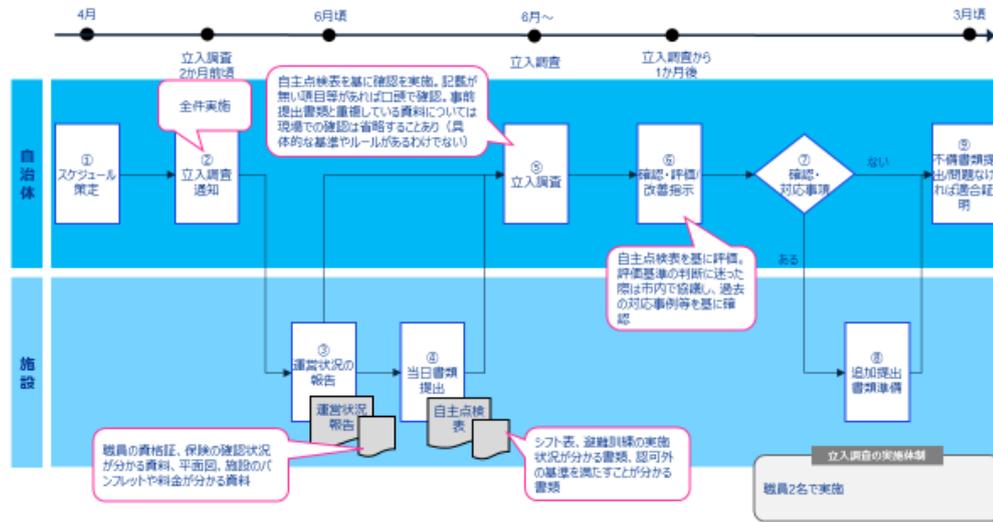
事例1：自治体①は立入調査日の1週間前までに自主点検表・運営状況報告を含む10以上の資料の提出を求め、事前に現地確認ポイントをまとめたうえで立入調査を実施



II 自主点検表等の運用の流れ - 自治体② (2023年1月時点の認可外保育施設数18)

全件立入実施×自主点検表当日提出

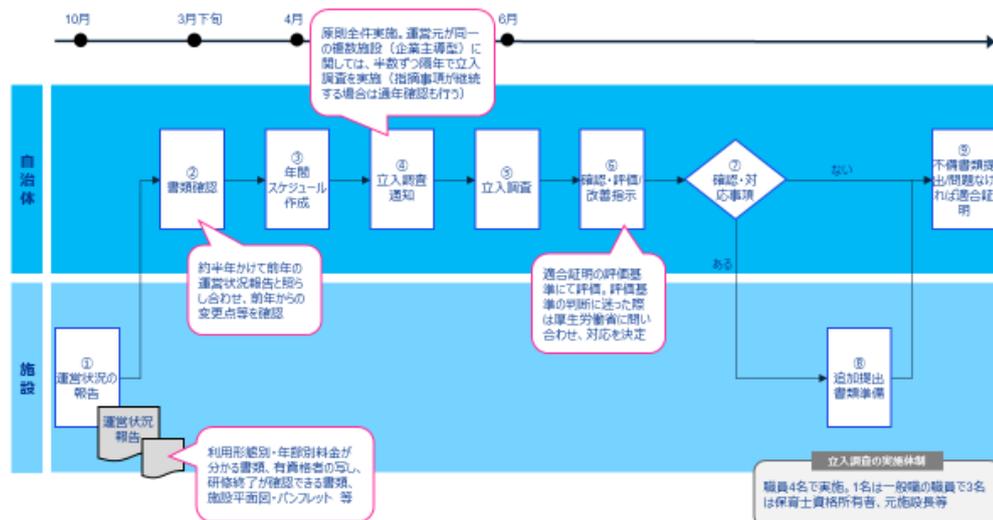
事例2：自治体②は立入調査当日に自主点検表を受領し、それを基に確認を実施
事前提出資料で確認できるものは当日省略することもあり

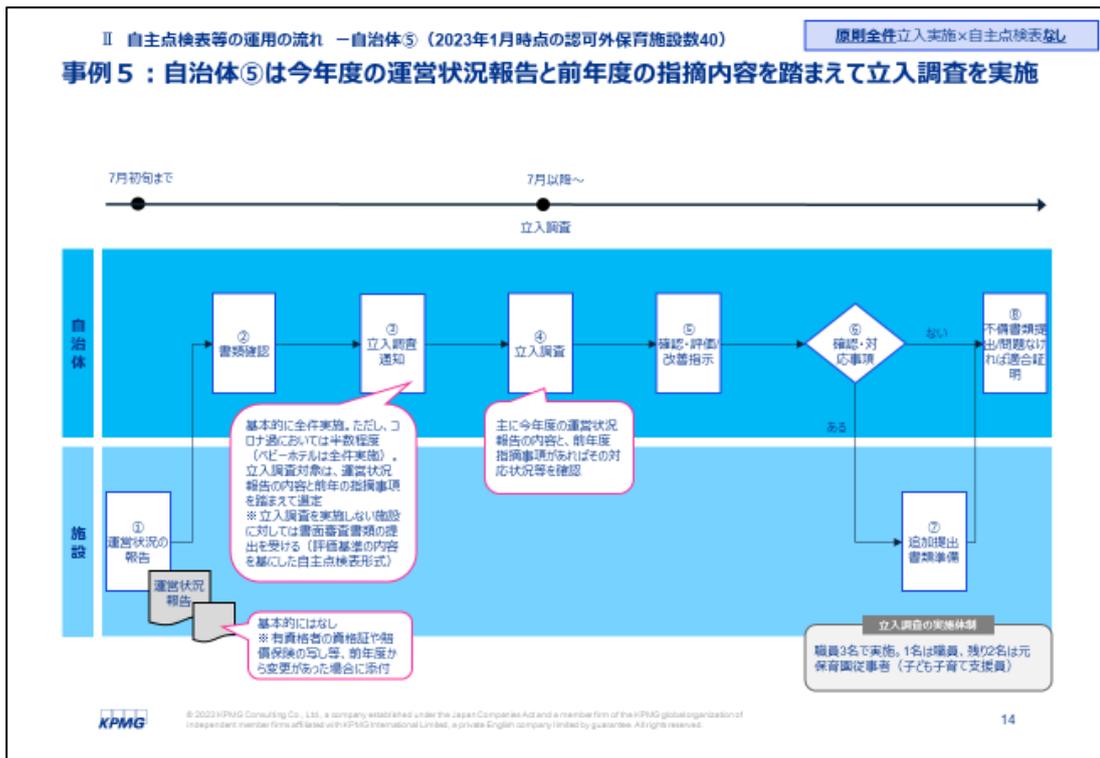
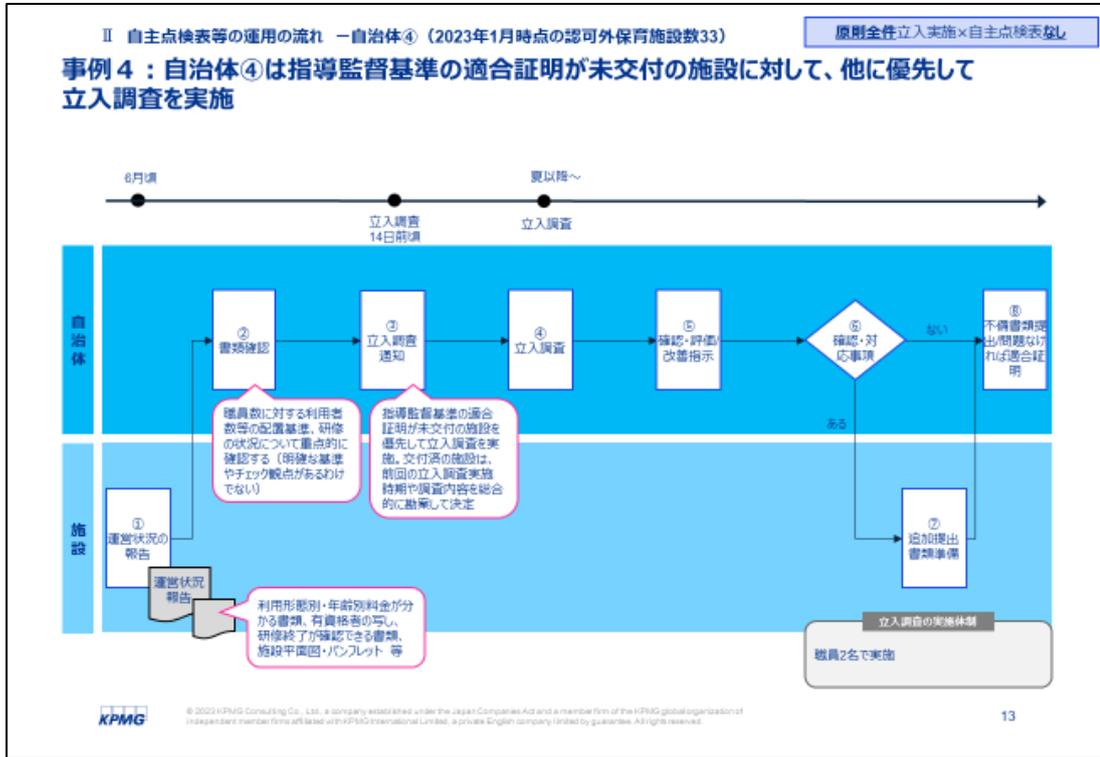


II 自主点検表等の運用の流れ - 自治体③ (2023年1月時点の認可外保育施設数170)

原則全件立入実施×自主点検表なし

事例3：自治体③は施設数が170と比較的多く、半年程度かけて書類確認を実施
また運営元が同一の複数施設については効率化して立入調査を実施





Ⅱ 自主点検表等の運用の流れ - [参考] 立入調査の体制について

立入調査を、主に巡回支援指導員が実施し、立入後に施設へフォローを行っている事例もあり、施設との信頼関係の構築や支援というスタンスが重要

有識者検討会の委員の方が所属する自治体における事例

- 巡回支援指導員が立入調査を実施している（施設の状態により職員が同行する）
- 巡回の前には、施設から事前提出された資料の読み込みを行ったうえで、職員及び巡回支援指導員が打合せを実施し、現地での確認内容等をすり合わせたうえで施設へ訪問している
- 巡回支援指導員が特に気を付けているのが、**施設との信頼関係**である。一方的に指導や監督というスタンスではなく、支援というスタンスが重要である。それにより、色々な施設から、どのような施設運営をしていくのがよいか、コロナ禍での感染対策をどのようにするのがよいか、事故が起こったときにどのように対応すればよいか、どのような所内研修がよいか、等、多岐にわたる相談を受けるようになっており、その際には有効な資料を提供することや対応と一緒に検討している。そのような関係があることで、立入調査時の指導や改善指摘に対して、施設側も担当が責任を持って対応していただけると感じる（委員ご意見より）

「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究『認可外保育施設指導監督みんなはどうしてる?』」令和4(2022)年3月」にも巡回支援指導員についての事例掲載あり
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20220331_6_02.pdf?la=ja-JP&hash=3FDC9ED79B76897F794A45B977EE6F78A40485AD



© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

15

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

Ⅲ-1 評価基準に対応する工夫

■ 指導基準等確認のための工夫

資料の見方

1 保育に従事する者の数

「指導基準等」における該当箇所			
指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
第1 保育に従事する者の数及び資格	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおよそ3人につき1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおよそ6人につき1人以上	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以上の算出は生数(△)小數点1桁(小數点2桁以下切り捨)とし、その合計の値	評価事項 補1-1-3 規1-1-2 入1-1-1
		※ 月ごと、月ごめの利用契約乳幼児数を基礎	主たる施設の種類において、月ごめの乳幼児数に対して保育に従事する者

指導基準等確認のための工夫の事例は、「自主点検表〔施設用〕」及びチェックリスト〔自治体用〕」ひな形の資料における「調査事項」、「調査内容」、「評価事項」欄の該当箇所に下線を引き、吹き出しを付記して示しました。

また、指導基準等確認のための工夫の事例は、「補足情報」、「入力を求める情報」、「確認資料」の3つに色別に分類し、以下の要領で吹き出しにナンバリングしています。

補○-△-□ → 補：補足情報
○：指導監督基準No.
△：調査事項/調査内容/評価事項No.
□：事例No.

※補○-△-▲-□ → ▲：アルファベット記号の場合もあり

補1-1-1) 保育従事者の配置

▶ 保育従事者が保育には別の業務を行う場合(例：調理等)、その時間は保育従事者に当てることができない

補1-1-2) 年齢

▶ 児童の年齢については、定期利用が原則、クラス編成を行っているような施設については保育者の前日(前日3日)を基準日として算入することとする。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと思われる場合は、例えば、一律に年度の初日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である

補1-1-3) 園所時間

▶ 異なる認可時間には、施設が提供時間の内、児童数が多い11時間00分(認可外保育施設指導監督基準より) ※延長利用や土日保育

具体的な事例内容は、上の例示のように吹き出しの番号と「対応」させる形で後続するページに紹介しています。

■ 指導基準等確認のための工夫

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

『指導基準等』における該当箇所			
指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	<p>【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】</p> <p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○乳児 おおよそ3人につき1人以上</p> <p>○幼児 +1、2歳児 おおよそ6人につき1人以上</p> <p>+3歳児 おおよそ20人につき1人以上</p> <p>+4歳児以上 おおよそ30人につき1人以上</p> <p>※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 【考え方】 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれ勤務定時勤務の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。</p>	<p>保育に従事する者の必要数の算出</p> <p>※ 以下、必要数の算出は生数値（小児点1桁（小児点2桁以下切り捨て）四捨五入）を算出し、その合計の商数（小児点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 調査日の属する月を基準月とし、月単位の利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）</p> <p>b 時短預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時短預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）</p> <p>c 常時、保育に従事する者が、施設配置に≥ 1人いる。また、主たる開所時間を超える時間帯については、別に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p>	<p>補1-1-1 入1-1-1</p> <p>補1-1-2 入1-1-2</p> <p>補1-1-3 入1-1-1</p> <p>補1-1-3 入1-1-1</p> <p>入1-1-3</p> <p>主たる開所時間において、月単位の乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 （保育に従事する者が不足する場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。）</p> <p>契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、別に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の場合については、常勤の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

補足情報	確認資料
<p>【補1-1-1】保育従事者の配置</p> <p>➢ 保育従事者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者に含むことはできない（西宮市^①）</p> <p>【補1-1-2】年齢</p> <p>➢ 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等によりこれに該当しない判断した場合などについては、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である（新屋市^①、志木市^②）</p> <p>【補1-1-3】開所時間</p> <p>➢ 主たる開所時間とは、施設の開所時間の内、児童数が多い11時間のこと（認可外保育施設指導監督基準より）※延長時間や土日含む（西宮市^①）</p>	<p>【補1-1-1】職員の勤務時間が分かる資料</p> <p>➢ 勤務割表など保育従事者の勤務実態が分かる書類（青森市^③）</p> <p>➢ 出勤簿（タイムカード、電子出勤簿など）（福岡県^④）</p> <p>➢ 職員出勤簿、ローテーション表、給料明細書（愛知県^⑤）</p> <p>【補1-1-2】開所時間の分かる資料</p> <p>➢ 施設の開所時間等が分かる書類（パンフレット等）（青森市^③）</p> <p>【補1-1-3】児童の情報</p> <p>➢ 児童在籍（出席）簿（愛知県^⑤）</p> <p>➢ 受入乳幼児数の分かる書類（青森市^③）</p> <p>➢ 利用児童の名簿、利用児童の出席簿、利用契約書（福岡県^④）</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

入力を求める情報

【入1-1-1】開所時間

▶ 平日・土曜・日曜・祝日ごとに、通常と時間外の開所時間（※1愛知県^(a)）

【入1-1-2】児童の年齢と人数

▶ 入所児童の年齢・時間別の人数（※1愛知県^(a)）

▶ 時間別児童数（※2川崎市^(b)）

▶ 歳児別の定員数（※3浜松市^(c)）

▶ 月齢・時間預かりを分けた年齢別の乳幼児数（※4青森市^(d)）

【入1-1-3】職員の配置

▶ 時間別児童数に対する職員の必要配置数（※2川崎市^(b)）

▶ 預かり児童数に対する必要保育従事者数（※5愛知県^(a)）

※1 愛知県^(a)

児童数	保育従事者数	保育士(注1)保育士(注2)	備考
0	0	0	
1	1	1	
2	2	2	
3	3	3	
4	4	4	
5	5	5	
6	6	6	
7	7	7	
8	8	8	
9	9	9	
10	10	10	

※2 川崎市^(b)

児童数	保育士(注1)保育士(注2)	備考
0	0	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	

※3 浜松市^(c)

児童数の定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計(注1)	学年	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	6	1	6
2	2	2	2	2	2	2	12	2	12
3	3	3	3	3	3	3	18	3	18
4	4	4	4	4	4	4	24	4	24
5	5	5	5	5	5	5	30	5	30
6	6	6	6	6	6	6	36	6	36
7	7	7	7	7	7	7	42	7	42
8	8	8	8	8	8	8	48	8	48
9	9	9	9	9	9	9	54	9	54
10	10	10	10	10	10	10	60	10	60

※4 青森市^(d)

児童数	保育士(注1)保育士(注2)	備考
0	0	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	

※5 愛知県^(a)

児童数	保育従事者数	保育士(注1)保育士(注2)	備考
0	0	0	
1	1	1	
2	2	2	
3	3	3	
4	4	4	
5	5	5	
6	6	6	
7	7	7	
8	8	8	
9	9	9	
10	10	10	

■ 指導基準等確認のための工夫

第1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の有資格者の数、3 保育士の名称

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
第1 保育に従事する者の数及び資格	<p>【1日に保育する乳幼児の人数および異なる】</p> <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>【考え方】 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区指定第1.2条の5第5項に規定する事業実施区域内に所在施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区指定保育士、以下同じ。）又は看護師（看護課程を含む。）の資格を有する者をいう。</p>	<p>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。</p> <p>a 月間契約乳幼児数に対する有資格者の数</p> <p>b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出にあつては、小数点1桁を四捨五入</p>	<p>—</p> <p>・月間契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。</p> <p>・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 （有資格者が不足する場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。）</p>
	3 保育士の名称	<p>a 保育士でない者を保育士又は保育、療育等と称して記載し、名称で表示していないか。</p> <p>b 国家戦略特別区指定保育士が、その名称に関して国家戦略特別区指定保育士の名称を表示するとともに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。</p>	<p>・左記の事項につき、違反がある。</p> <p>・左記の事項につき、違反がある。</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の有資格者の数

補足情報

【補1-2-1】資格の情報

- 有資格者が保育とは別の業務を行う場合（例：調理等）、その時間は保育従事者（有資格者）に含むことはできない（西宮市⁽⁹⁾）

確認資料

【補1-2-1】資格者かどうか分かる資料

- 保育士証等の資格証の写し（愛知県⁽⁹⁾、青森市⁽⁹⁾、福岡県⁽⁹⁾）
- 職員名簿（福岡県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入1-2-1】資格者数

- 保育従事者の状況（※1 愛知県⁽⁹⁾）
- 全保育従事者の内訳（※2 青森市⁽⁹⁾）

※1 愛知県 ⁽⁹⁾										※2 青森市 ⁽⁹⁾	
区分	保育士	准保育士	保育士補	その他	合計	保育士	准保育士	保育士補	その他	合計	備考
保育士											
准保育士											
保育士補											
その他											
合計											

※2 青森市⁽⁹⁾の表は、保育従事者の人数を記入してください。

3 保育士の名称

確認資料

【補1-3-1】施設の情報

- 施設案内（入園のしおりなど）（福岡県⁽⁹⁾）

■ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第2 保育室等の構造、設備及び面積	<p>【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】</p> <p>1 保育室の面積</p> <p>（考え方） 保育室面積：当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。</p> <p>補2-1-1 第2-1-1 入2-1-1 入2-1-2</p>	<p>保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積</p> <p>b 総乳幼児数についての1人当たりの面積</p>	<p>・不足している。</p> <p>・不足している。 （総乳幼児数に対して保育室面積が不足する場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。）</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

補足情報

【補2-1-1】面積の算出方法

- ▶ 保育室内のピアノ等の重量物や棚などは保育室面積から除く（西宮市^①）
- ▶ 面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する（志木市^②）

確認資料

【補2-1-1】建物の図面

- ▶ 建築図面（平面図）（盛知県^③）
- ▶ 施設内の部屋割り、面積等が分かる図面（青森市^④）
- ▶ 施設の構造が分かる書類（平面図など）（福岡県^⑤）

入力を求める情報（1/2）

【入2-1-1】建物の構造及び形態

- ▶ 建物の構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、れん瓦造、木造、その他）、建物の形態（専用建物、集合住宅、事務所ビル、業務用ビル、その他）、立地場所（住宅地、オフィス街、商店街、工業地、駅ビル・駅隣接、その他）を選択（※1 浜松市^⑥）

※1 浜松市^⑥

屋外遊戯場 （遊具）	有（ ） 無（ ）	無の場合の設置など付添で子どもを収容し得る場合は、全に算入することを確認する。
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他（ ）	毎室で建物の構造を選択する。
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他（ ）	うち、使用用途を選択する。
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他（ ）	

- 建物の形態
実施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で記入してください。
- 専用建物.....保育等に専ら使用している一戸建て施設
 - 集合住宅.....マンション等の一部を保育に使用している場合
 - 事務所ビル.....事務所が主な用途の一部を保育に使用している場合
 - 業務用ビル.....事務所以外の用途の一部を保育に使用している場合
 - その他.....上記のいずれにも該当しないもの
- 立地場所
設置地の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で記入してください。
- 住宅地.....住宅街となる場所
 - オフィス街.....事務所や会社が多くなる場所
 - 商店街.....商店街や集客の多い場所。駅建物内や駅隣にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で記入してください。
 - 工業地.....工場となる場所
 - 駅ビル・駅隣接.....駅舎と一体となったビル、駅近接となる場所（近隣の目的は駅から徒歩5分以内）
 - その他.....上記のいずれにも該当しないもの

■ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

入力を求める情報（2/2）

【入2-1-2】各種面積

- ▶ 建物の構造、建物の形態、保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室等を含む。）の状況、必要面積（※2 青森市^④）
- ▶ 保育室面積（※3 川崎市^⑦）
- ▶ 月極契約乳幼児数と総乳幼児数それぞれに対する面積（※4 愛知県^⑧）
- ▶ 項目ごとに面積を算出し、合計面積を記入（※5 浜松市^⑥）
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室における各階の部屋ごとの面積、児童用便所、調理室、医務室、その他の面積、屋外遊戯場（園庭）の面積

※3 川崎市^⑦

※3 川崎市^⑦

※保育室の人数を記入してください。

乳児室の人数.....人

ほふく室の人数.....人

保育室の人数.....人

※乳児室以外の保育室は165cm以上標準とすることが必要で、保育室の人数は165cm以上の人数を記入してください。

※保育室の人数は165cm以上の人数を記入してください。

※4 愛知県^⑧

※4 愛知県^⑧

① 保育室の面積は、欄外乳幼児数にありたり、4.8㎡以上あるか、

※月極契約乳幼児数に対して.....人

※総乳幼児数に対して.....人

※5 浜松市^⑥

階	用途	面積		備考
		㎡	㎡	
1階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
2階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
3階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
4階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
5階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
6階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
7階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
8階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
9階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100
10階	乳児室	100	100	100
	ほふく室	100	100	100
	保育室	100	100	100
	遊戯室	100	100	100

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 保育室の面積

有識者検討会の委員の中には保育室等の面積を内法で算出している事例あり

有識者検討会の委員の方が所属する自治体における事例

- 所属自治体においては内法面積で算出している。立入調査当日に現場を確認した際、狭くみられる場合やベビーベッドが埋め尽くされていて有効面積が足りないおそれがあるような場合は現場の判断で指導している。(委員ご意見より)

専用設備	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	調理室	図書室	児童用トイレ
名称	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室又は遊戯室		
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
(注) 敷地面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
敷地面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
その他	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
合計						
敷地面積(調査)	有() 無()					
敷地面積(調査)	有() 無()					
建築物の種類	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設	教育施設
建築物の形態	本館	その他				
建築物の用途	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室	保育室
建築物の用途	住宅地	オフィス街	商業地	工業地	駅ビル・駅前街	その他

調査事項	調査内容	適否	調査メス	基準 値
①保育室等の設備及び面積等の確認	保育室の面積は、おおよそ1人あたり1.65㎡以上確保されているか。 ※ P5(27)施設・設備⇒専用施設や保育室等の面積より下回っていないこと	適・否	P5(15)定員数 ×1.65	㎡
		適・否	P5(16)定員数 ×1.65	㎡

各部署における面積を記載し、合計値を算出(内法面積での算出結果を記載)

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

5 便所

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第2 保育室等の構造、設備及び面積	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられている。
		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)
		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 ・便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)
	(2) 便所の数	a 便所の数が、おおよそ乳幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合便所が同一階にあり、共用使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便所の数が大きく不足している。

入26-1

■ 指導基準等確認のための工夫

第2 保育室等の構造、設備及び面積

5 便所

入力を求める情報

【入2-5-1】トイレ数及び面積

- ▶ トイレの数（※1川崎市⁽¹⁾）
- ▶ 便器の数および面積（※2浜松市⁽²⁾）
- ▶ 洋式、和式、おまる、男性用小便器の数（※3青森市⁽³⁾）

※1川崎市⁽¹⁾
 ⇒ 基
 ※ 便所が同一階にあり、共用使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ない場合については、必要数を下回っていても差し支えない。

※2浜松市⁽²⁾

工 見 用 便 所	1 部屋目		2 部屋目		3 部屋目	
	部 屋 数	㎡	部 屋 数	㎡	部 屋 数	㎡
		（ 便器の数 ）		（ 便器の数 ）		（ 便器の数 ）

※3青森市⁽³⁾
 ⇒ トイレの数、使用状況を入力してください。

区分	個数	区分	個数
乳幼児専用計（①）	個	乳幼児・職員専用計（②）	個
うち洋式トイレ	個	うち洋式トイレ	個
うち和式トイレ	個	うち和式トイレ	個
うち男性用小便器	個	うち男性用小便器	個
その他（おまる等）	個	職員専用計	個
乳幼児が使用できるトイレの合計（①+②）			個

■ 指導基準等確認のための工夫

第3 非常災害に対する措置

1 (1) 消火用具の設置 (2) 非常口の設置

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置 	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。
	(2) 非常口の設置 	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・非常口を1階に設けているが、適切な避難用経路がない。

■ 指導基準等確認のための工夫

第3 非常災害に対する措置

1 (1) 消火用具の設置

確認資料

【**確3-1-(1)-1**】消火用具

➢ 消火器の有効期限・点検整備の有無等の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【**入3-1-(1)-1**】消火用具

➢ 消火器、火災報知機、誘導灯（標識）の数と場所（※1 青森市^(b)）

※1 青森市^(b)

一、実施されている施設(児童福祉施設)について記入し、

施設名称	種別	設置箇所

(2) 非常口の設置

確認資料

【**確3-1-(2)-1**】避難経路

➢ 避難経路の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【**入3-1-(2)-1**】非常口

➢ 非常口の数と設置場所（※2 青森市^(b)）

※2 青森市^(b)

⇒ 空欄以外の非常口の状況を記入してください。

空欄以外の非常口等の箇所数	設置場所

■ 指導基準等確認のための工夫

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され提出が行われているか。 ※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び提出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から提出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更が必要がある場合は、変更後の提出を行うものとする。	【30人以上の施設】 - 具体的計画（消防計画）を作成、提出していない。 【30人未満の施設】 - 具体的計画を作成していない。
		b 防火管理者の選任、提出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、提出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、提出を行うことが望ましい。	- 30人以上の施設であって選任、提出していない。

■ 指導基準等確認のための工夫

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

補足情報	確認資料
<p>【補3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画（非常災害対策計画）を施設の状態や地域の状況を踏まえて策定しているか（千葉県^(a)） 地震対策（室内対策・備蓄品・避難場所等）ができていないか（高知市^(b)） 	<p>【補3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防計画または具体的計画（愛知県^(a)） 消防計画（作成）変更届出書、災害マニュアル等（青森市^(b)） 消防計画、消防署への届出書（福岡県^(c)）
<p>【補3-2-(1)-2】避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている場合、避難確保計画を作成し、市町村に報告しているか※洪水時等の避難確保計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行う（千葉県^(a)） 防災マップ上の災害のおそれがある区域に立地する施設はその施設規模に関わらず「避難確保計画」の作成・届出も必要（西宮市^(b)） 	<p>【補3-2-(1)-2】防火管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任届出書（愛知県^(a)、青森市^(b)）

■ 指導基準等確認のための工夫

第3 非常災害に対する措置

2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

入力を求める情報

【入3-2-(1)-1】消防計画または非常災害対策計画、防火管理者

- 非常災害に対する具体的計画の周知方法（※1 川越市^(a)）
- 防火管理者職の氏名、届出年月日（※1 川越市^(a)）
- 非常災害に対する計画の所轄消防署への届出年月日（※2 千葉県^(b)）

※ 1 川越市^(a)

<p>消防計画を周知に用いた方法。</p> <p>※1-1-1-1</p>	<p>※1-1-1-2</p> <p>消防計画</p> <p>○ 消防計画を施設内に掲示し、見やすいところに掲示しとわけてください。また、緊急連絡網や連絡図表、施設に備蓄品等あった場合は、そのついでに、職員に周知してください。</p> <p>○ 防火管理者職・氏名： _____ 年 ____ 月 ____ 日 届出年月日</p> <p>○ マニュアルの一、二ページで管理職の責任が記されている場合は、届出がされていることを確認しその内容を記載してください。</p> <p>○ 防火管理者は、階層における防火管理者制令について、階層毎に定められています。階層毎に防火管理者の交代は、事前に通知し、所轄消防署に届け出る必要がります。</p>
---------------------------------------	---

※ 2 千葉県^(b)

<p>【研究人員個人事業の施設】</p> <p>災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、要員の役割分担等が記された計画が策定されているか。</p> <p>※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可。研究人員個人事業の施設であっても、消防庁の安全管理課の職から消防計画の作成・届出が望ましい。</p>	<p>【研究人員個人事業の施設】</p> <p>・ 具体的計画を作成しているか。</p> <p>・ 所轄消防署への届出年月日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p><input type="checkbox"/> 1/6 <input type="checkbox"/> 1/30</p>
--	--	---

■ 指導基準等確認のための工夫
第3 非常災害に対する措置

2 (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第3 非常災害に対する措置	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 規3-2-(2)-1 入3-2-(2)-1 </div>	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練が定むね毎月実施されている状況にない。

■ 指導基準等確認のための工夫
第3 非常災害に対する措置

2 (2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施

確認資料

【規3-2-(2)-1】避難訓練

- 避難及び消火に対する訓練実施記録等（愛知県^(a)）
- 避難訓練等の実施状況を記録した書類（青森市^(b)、福岡県^(c)）

入力を求める情報（1/2）

【入3-2-(2)-1】避難訓練

- 実施回数、消防署への届出回数（※1川崎市^(a)）
- 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上定期的に実施し、その訓練の結果を記録しているか（※2愛知県^(b)）
- 避難消火訓練の実施回数、うち回上訓練回数（※3浜松市^(c)）

※1川崎市^(a)
前年度の訓練の実施回数を記入してください。

実施回数	避難訓練	回
	消火訓練	回
	通報訓練	回
消防署への届出回数		回

※2愛知県^(b)
 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上定期的に実施し、その訓練の結果を記録しているか。
 (直近の訓練日：令和 年 月 日)
 いる・いない

※3浜松市^(c)

① 避難消火訓練 実施 (実施回数 回/年 ・ うち、回上訓練 回/年)

■ 指導基準等確認のための工夫

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

1 保育室が2階の場合の条件

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
【1日に保育する乳幼児6人以上の施設併設案】	1 保育室が2階の場合の条件	<p>入4-1-1</p> <p>a 保育室その他乳幼児が出入し又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えてしかならぬ。</p> <p>b 耐火建築物又は準耐火建築物又は乳幼児の避難に準じた構造の建築物又は設備の設置がなされていなければならない。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合には、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p> <p>出4-1-1</p>	<p>転落防止設備がない。</p> <p>下記のイ及びロのいずれも満たしてあらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に準じた構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <p>常用 ①室内階段 ②屋外階段</p> <p>避難用 ①建築基準法施行令第123条第4項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②避難上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外避難階段又はこれに準ずる設備 ④屋外階段</p>

※「保育室が3階、4階の場合の条件」も同様の内容であるため上記表に包含

■ 指導基準等確認のための工夫

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

1 保育室が2階の場合の条件

確認資料

【出4-1-1】図面

➢ 建築図面（平面図）（愛知県^①）

入力を求める情報

【入4-1-1】転落防止設備

➢ 乳幼児の転落事故を防止する設備の状況（※1青森市^②）

➢ 常用及び避難用の設置されている施設及び設備（※2青森市^③）

※1 青森市^②

⇒ 乳幼児の転落事故を防止する設備の状況を記入してください。

保育室 有 無 その他（乳幼児が出入し又は通行する場所） 有 無

※2 青森市^③

常用	① 室内階段	② 屋外階段	③ 避難用
	① 屋内避難階段又は屋内特別避難階段	② 避難上有効なバルコニー	③ 避難用階段又はこれに準ずる設備
	④ 屋外階段	⑤ 常用上の重機不詳	⑥ 避難用

⇒ 乳幼児が避難用の設置されている施設及び設備の番号を記入してください。

常用	避難用

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第5 保育内容	<p>【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 1 保育の内容</p> <p>※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。</p> <p>補5-1-1 補5-1-1</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で適切な環境の中で、遊び、運動、働き遊び(ワンスよく遊ぶ)を合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。</p> <p>(b) 必要に応じて入所(利用)乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</p> <p>(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。</p> <p>(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。</p> <p>c 通常と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは備えない。</p> <p>補5-1-2 入5-1-2 留意事項3</p>	<p>・左記 b～d の事項を満たしていること。(高額の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。)</p> <p>留意事項2</p> <p>・デイリープログラム等が作成されている。</p> <p>・市れたまの処置が不適当(特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。)</p> <p>・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児)</p> <p>・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児)</p> <p>・テレビが文字を見せ続けている。(留意事項1)</p> <p>・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互反应的に関わっていない(特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。)</p> <p>・遊具がない。</p> <p>・遊具につき、改善を要する点がある。年齢に応じた玩具が備えられていない。衛生面に問題がある等。</p> <p>・大型遊具を備える場合においては、その安全性に問題がある。</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

補足情報

【補5-1-1】保育所保育指針

- 月極契約を行う施設は園案、月案、年案を作成すること(盛知県⁽⁴⁾)
- カリキュラム(日案・週案・月案等)が、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか(高知県⁽⁴⁾)
- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であると認識することが必要である。児童への適切な関わりについて理解するに「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」を理解することが不可欠である(志木市⁽⁴⁾)

【補5-1-2】遊具

- 遊具等の例：ブロック、積み木、パズル、ボール、ぬいぐるみ、ままごと、絵本、室内用すべり台、マット、どろ箱、楽器、机、椅子、食器、コップ、ベビーベッド、パーテーションなど(青森市⁽⁴⁾)
- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要である。なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を行うことが事故防止の観点から不可欠である(青森市⁽⁴⁾)
- 遊具には玩具も含む(西宮市⁽⁴⁾)

確認資料

【補5-1-1】保育の記録

- 保育計画(年間計画、月案、デイリープログラム等)、保育日誌(福岡県⁽⁴⁾)
- デイリープログラム、保育計画(園案、月案、年案)(盛知県⁽⁴⁾)
- 遊具、保育用品の消毒の記録等、点検結果の記録等(盛知県⁽⁴⁾)

入力を求める情報

【入5-1-1】遊具

- 備えられている遊具等(※1青森市⁽⁴⁾)

【入5-1-2】外遊び、外気浴

- 屋外遊技場無の場合、公園など付近で子ども安全に遊ばせることが可能な場所の有無(※2浜松市⁽⁴⁾)
- 沐浴施設、沐浴の実施、外気浴の実施、睡眠の場所、睡眠時間(※3青森市⁽⁴⁾)
- 戸外での主な遊び場所、外遊び内容(※3青森市⁽⁴⁾)

<p>※1 青森市</p> <p>遊具等の例：ブロック、積み木、パズル、ボール、ぬいぐるみ、ままごと、絵本、室内用すべり台、マット、どろ箱、楽器、机、椅子、食器、コップ、ベビーベッド、パーテーションなど</p>	<p>※3 青森市</p> <p>沐浴施設、沐浴の実施、外気浴の実施、睡眠の場所、睡眠時間</p> <p>戸外での主な遊び場所、外遊び内容</p>
<p>※2 浜松市</p> <p>公園など付近で子ども安全に遊ばせることが可能な場所の有無</p>	

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考してください

留意事項1 ～テレビ等の扱いについて～

- ▶ テレビやDVD視聴等については、視聴時間、内容、保育で活用する場面等は書面での確認は難しいため、直接話を聞きながら確認することが重要である

留意事項2 ～遊びについて～

- ▶ 単に遊具の種類を揃えるのではなく、どのように遊具を提供しているのが重要で、子どもが自身で遊具を選んで使える遊びの環境が整っているのが、非常に大切である

留意事項3 ～遊具について～

- ▶ 遊具は、年齢に応じた玩具が備えられ、木材などの素材にも気を配った保育環境が望ましい。いわゆるプラスチックの安価な景品のようなおもちゃが置かれているのではなく、例えば低年齢の子ども向けには布や木等の様々な材質から多様な感触を子どもが味わえるような工夫がされていることが重要である

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	留意事項	評価基準
第5 保育内容	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	留意事項6 a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設員については、その職責にがんがみ、資質の向上、継続性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	留意事項4 留意事項5	施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めている。
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えないことや、人格を傷めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。		配慮に欠けている。 (例) しつけと称するが否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いせゆるキグレートや差別的差遣、言葉の暴力が見られる。等
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連携を図るべきこと。		虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

補足情報

【補5-2-(1)-1】職員研修

- 保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知されているか（千葉県^(a)）
- 過去2年において、保育に関する研修に参加できているか（高知市^(b)）

【補5-2-(2)-1】児童への配慮

- 配慮に欠ける行為の例：①身体的苦痛を与える（しつけと称した物も含む）②ネグレクト③差別的処遇④言葉の暴力（川越市^(c)）
- 虐待等を見つけた場合の対応方法や連絡先が施設・職員間で周知されているか（千葉県^(a)）

確認資料

【確5-2-(1)-1】職員研修

- 研修報告書、研修資料等（愛知県^(d)）
- 外部研修に参加したことが分かる書類（青森市^(e)）
- 施設内研修の実施状況が分かる書類（青森市^(e)）
- 研修の実施記録、研修に用いた資料、研修に参加した記録（出張命令・復命、参加を証する書類など）、苦情等の記録、施設職員による虐待防止措置に関する資料（福岡県^(f)）

【確5-2-(3)-1】連絡先

- 児童相談所等の専門的機関の連絡先一覧表（愛知県^(d)）
- 関係機関の連絡先を記録した書類 ※関係機関とは消防署、病院、児童相談所等（福岡県^(f)）

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

入力を求める情報

【入5-2-(1)-1】研修受講状況

- 前年度に実施または参加した研修（※1川越市^(a)）
- 研修名、研修年月、参加者数（※2浜松市^(b)）
- 外部研修の研修日、参加者職員氏名、研修名（※3青森市^(c)）
- 内部研修の研修日、研修参加人数、研修内容（※3青森市^(c)）

※1 川越市^(a)

前年度に実施または参加した研修	
実施日	研修内容

※2 浜松市^(b)

職員の研修等の参加状況	参加（研修名等）	年 月		参加者数（名）	備 考
		年 月	年 月		

【注】研修に出席する全ての職員（園長系・事務系、保育指導者、調理員、その他の職員）の研修等の出席状況について記入してください。ベビーシッターの身分で、個人で事業を実施している場合は事業個人の参加状況を記入してください。
※1 日に保育する乳幼児の数が人減下の施設については必ず記入してください。

※3 青森市^(c)

➢ 研修名、参加者等の外部研修参加状況を記入してください。
（所属から自分又は他者氏名を記入してください。）

研修日	参加者職員氏名	研修名

空欄が空欄する場合は、別紙に記載するなどしてください。

➢ 施設内研修の実施状況を記入してください。
（所属から自分又は他者氏名を記入してください。）

研修日	研修参加人数	研修内容

空欄が空欄する場合は、別紙に記載するなどしてください。

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (3) 児童相談所等の専門的機関との連携

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考してください

留意事項4 ～研修成果の施設内活用について～

- 外部研修に関して、施設によっては研修に参加する者が限られていることがある。全ての職員が研修を受ける機会が得られ、また、そこで得た情報や学びを施設内で活用していくことを直接話をしながら確認することも重要である
- 保育所においては、保育実践の質及び専門性の向上に向けて組織的な取組が求められている。体系的な研修計画を作成し、日常的に職員同士が学び合う職場における研修のほかに、関係機関等による外部研修への参加機会が特定の職員に偏ることなく確保され、そこで得た知識及び技能をほかの職員と共有し、実践に活かしていくことが重要である

留意事項5 ～保育内容等の評価と評価に基づく改善について～

- 保育に関しては、保育日誌などで子どもの様子を記録することとされているが、それをもとに保育士自身の自己評価、保育施設として全職員の対話を通して共通理解や評価を行っていることが重要である
- 保育士等は、保育の計画の展開や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価を行うことによって、専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならないとされている。また、保育所は、保育士等の自己評価を踏まえて、保育内容等の自己評価を行い、その結果を公表することが求められており、評価に基づく改善に全職員が共通理解をもって取り組むことが重要である

留意事項6 ～保育に従事する者の保育姿勢等～

- 保育に従事している者は、髪の毛や服装等、清潔な身なりに気を配っており、子どもに温かく、丁寧な対応を心掛けているか等を確認することも重要である

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

3 保護者との連絡等

(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 (2) 保護者との緊急時の連絡体制 (3) 保育室の見学

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第5 保育内容	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡先又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけている。
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ緊急に連絡できるような緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	保護者の緊急連絡表が整備されていない。
	(3) 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が可能なよう適切に対応しているか。	保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の両面等に支障のない範囲でも、これらの要望に適切に対応していない。

■ 指導基準等確認のための工夫

第5 保育内容

3 保護者との連絡等

(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 (2) 保護者との緊急時の連絡体制 (3) 保育室の見学

確認資料

【入5-3-(2)-1】保護者との連携

- 連絡帳（愛知県^(a)）
- 連絡帳、施設だより、献立表（青森市^(b)）
- 保護者の緊急連絡先、消防費等の連絡先一覧表（青森市^(b)）
- 連絡帳、保護者の連絡先を記録した書類（福岡県^(c)）

入力を求める情報

【入5-3-(2)-1】保護者との連携

- 連絡帳、施設だより、献立表、保護者の意向の把握方法（※1 青森市^(b)）
- 保護者の緊急連絡先と保管場所、保育従事者への保管場所の周知、消防費の連絡先一覧と保管場所（※2 青森市^(b)）

※1 青森市^(b)

一、連絡帳上の連絡先は活字で記入してください。

連絡帳	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
施設だより	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
献立表	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
保護者との緊急連絡先	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
保管場所の周知	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無

※2 青森市^(b)

一、連絡先が緊急連絡先の情報は活字で記入してください。

緊急連絡先	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
保管場所の周知	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
消防費の連絡先	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
保管場所の周知	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

1 衛生管理の状況

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
第6 給食 入6-1-4	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器 また、哺乳びんは使用することによく洗い、滅菌しているか。箸やみそ、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。 d 配膳が衛生的であるか。 e 食事時、食器類や哺乳びんは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について菌数、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	評価事項 ・使用することによく洗っていない、十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 ・汚れている。雑菌等が放置されている。 ・不適切な事項がある。 ・汚れている。雑菌等が放置されている。 ・不適切な事項がある。 ・汚れている。雑菌等が放置されている。 ・不適切な事項がある。 ・（十分な消毒がなされる前）共用されていることがある。 ・冷凍・冷蔵設備がない、その他、食品の保存に關し、不適切な事項がある。

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

1 衛生管理の状況

補足情報

【補6-1-1】食品の保存

- ▶ 給食を施設内で調理している場合、保存食（-20度以下・2週間以上）を実施すること。食中毒が発生した場合にその原因を見つけるためのものため、食材及び調理後の完成品のそれぞれについて、検査サンプルとして十分な分量（概ね30グラム）の保存が必要（愛知県⁽⁶⁾）
- ▶ 原材料及び調理済食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、専用冷凍庫に-20度以下で2週間以上保存しているが（佐世保市⁽⁶⁾）

入力を求める情報

【入6-1-1】食器・食品

- ▶ 食器の殺菌方法・保管場所（※1 愛知県⁽⁶⁾）
- ▶ 食品の保存方法（※2 川崎市⁽⁶⁾）
- ▶ 食器・哺乳瓶の消毒方法、食器の保管場所（※3 青森市⁽⁶⁾）

【入6-1-2】給食の実施状況

- ▶ 内部調理、完全給食、副食給食、調乳のみ、外部管理、弁当持参（※4 愛知県⁽⁶⁾、青森市⁽⁶⁾）

※1 愛知県⁽⁶⁾ ※2 川崎市⁽⁶⁾

(殺菌方法—) (保存方法—)

※4 愛知県⁽⁶⁾

給食の実施形態	内部調理	完全給食	副食給食	調乳のみ
外部管理	[]			
※ 「はい」のとき、対応状況を記入してください。	[]			
※ 弁当持参	[]			
※ その他	[]			

※ 衛生管理や食育内容の検討等に必ず関係が当たっては、保育所における食育情報データベース（平成28年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成27年3月厚生労働省）を参考にすること。

※3 青森市⁽⁶⁾

※ 食器・哺乳瓶の消毒方法を記入してください。

殺菌	消毒方法	保管場所
食器	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒 <input type="checkbox"/> 薬液消毒 <input type="checkbox"/> その他()	
哺乳瓶	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒 <input type="checkbox"/> 薬液消毒 <input type="checkbox"/> その他()	
※ 消毒回数	[]	
※ 消毒時間	[]	
※ 消毒場所	[]	
※ 消毒担当者	[]	

※ 食器・哺乳瓶を十分に消毒をせずに、乳幼児や保育従事者の間で共用することは不適切である。

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

2 食事内容等の状況（1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準
第6 給食	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 [市販の弁当等の場合] c 乳幼児に譲じた内容であるか。 d 乳児にミルクを与えた場合は、ミルクの処置が行われているか。また、離乳意欲後の乳児についても食事事情の状況に注意が払われているか。	評価事項 ・配慮されていない。 ・配慮されていない。 ・乳児に対する配慮が適切に行われていない。

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

2 食事内容等の状況（1） 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

確認資料

【確6-2-(1)-1】アレルギー疾患者の対応確認資料

- アレルギーへの対応方法の確認（愛知県^(a)）

入力を求める情報

【入6-2-(1)-1】アレルギー疾患者の対応

- アレルギー疾患のある乳幼児の対応方法（※1 青森市^(b)）
- アレルギー疾患等に対する対処方法（※2 川越市^(c)）

※1 青森市^(b)
 ○ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

⇒ 給食等の状況を記入してください。

乳児と幼児の食事の区別	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
アレルギー疾患のある乳幼児の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
上記が有の場合の対応方法		

⇒ 対応方法 ※2 川越市^(c)

対応方法	
------	--

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

2 食事内容等の状況（1） 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容

本調査研究の有識者検討会において以下のような意見がございましたので、適宜参考にしてください

留意事項7 ～健康状態等に配慮した食事内容について～

- アレルギーの子どもの食事提供については、具体的な方法（保護者と調理員との連携、調理員と保育士と連携、食器や調理器具の扱い等）を確認することも重要である。また、アレルギー食の子どもが孤立して食事をするにならないような配慮や工夫がされているか等も確認することが望ましい。

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

2 食事内容等の状況（2） 献立に従った調理

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第6 給食	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。

補6-2(2)-1
補6-2(2)-2
指6-2(2)-1
入6-2(2)-1

■ 指導基準等確認のための工夫

第6 給食

2 食事内容等の状況（2） 献立に従った調理

補足情報

【補6-2-(2)-1】献立

- 乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を満たす献立の作成に努めること（西高市⁽⁹⁾）

【補6-2-(2)-2】検査の実施

- 食事の提供前に検査を行い、検査を行った時間、検査者の意見など、検査の結果を検査簿等に記録しているか（佐世保市⁽⁹⁾）
- 施設で調理をしている場合、検査を実施し、検査簿として記録を残しているか（高知市⁽⁹⁾）

確認資料

【補6-2-(2)-1】献立・食事の記録

- 献立表（愛知県⁽⁹⁾、青森市⁽⁹⁾）
- 献立表・給食に関する記録（給食日誌等）（福岡県⁽⁹⁾）
- 保護者への給食内容を連絡した書類（給食だより等）（福岡県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入6-2-(2)-1】献立作成者及び費用

- 献立の作成者、給食の業者及び1食あたりの価格（※1 愛知県⁽⁹⁾）

※1 愛知県⁽⁹⁾

① 乳児状況	区 分		朝 食		昼 食		夕 食		お 弁 っ ぱ	
	乳 児	幼 児	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
保育施設での調理			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
調理 業 の 協 会			保護者持込の弁当・業者納入の弁当・社員食堂(病院の給食部門)で調理							
調理者の場合			献立 有 (作成者)						有 ・ 無	
給食業者名・価格 (業者名:) (価格: 1食 (円))										

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察、 2 乳幼児の発育チェック

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 b 登園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。 ・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない
	【園宅訪問事業は対象外】 2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察、 2 乳幼児の発育チェック

確認資料

【権7-1-1】連絡帳等

- 連絡帳等（愛知県⁽⁹⁾）
- 連絡帳、健康状態を記録した書類、与薬に関する書類（与薬依頼票等）（福岡県⁽⁹⁾）

【権7-2-1】発育の分かる資料

- 発育チェック表等（愛知県⁽⁹⁾）
- 身長・体重等の発育状況を記録した書類（福岡県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入7-1-1】乳幼児の健康管理

- 報告方法、報告内容（※1川越市⁽⁹⁾）

※1川越市⁽⁹⁾

⇒ 報告の方法 _____

報告内容 _____

※例：体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	【在宅訪問事業は対象外】 3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、子供保健室に規定する健康診断に準じて実施	<p>a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後速 chóng に行っているか。</p> <p>b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しを提出を受けること。</p> <p>c 入所（利用開始）後の乳幼児の体格、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。</p>	<p>・入所（利用開始）時に実施されていない、ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がされたものとみなすこと。</p> <p>・全く実施されていない。 入7-3-2</p> <p>・1年に1回しか実施していない。</p> <p>・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。</p> <p>・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。</p> <p>・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 入7-3-3</p>

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

確認資料

【**確7-3-1**】健康診断書

- 健康診断書、母子手帳の写し、一覧表（愛知県⁽¹⁾）
- 健康診断表等健康診断の実施状況が分かる書類（青森市⁽²⁾）
- 健康診断受診項目一覧、健康診断書又は母子健康手帳の写し、健康診断の状況を記録した書類（児童台帳など）、利用者に対し健康診断の受診を案内した書類（福岡県⁽³⁾）

入力を求める情報（1/2）

【**入7-3-1**】職員への周知方法

- 乳幼児の体格、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知方法（※1川越市⁽⁴⁾）

⇒ 職員への周知方法 ※ 1川越市⁽⁴⁾

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

3 乳幼児の健康診断

入力を求める情報 (2/2)

【入7-3-2】健康診断実施状況

- ▶ 直近2回の診断年月日 (※ 2 愛知県^(a))
- ▶ 前年度の健康診断実施日、前年度の歯科検診実施日、当日欠席園児への対応方法 (※ 3 川崎市^(b))
- ▶ 前年度と今年度の健康診断の実施の有無 (内科・歯科)、受診医療機関 (※ 4 青森市^(c))
- ▶ 入所時の健康診断確認方法、直近2回の健康診断年月日、実施方法 (※ 5 新潟市^(d))

【入7-3-3】提携先医療機関情報

- ▶ 提携医療機関の機関名、所在地、電話番号、提携概要 (※ 6 浜松市^(e))

※ 4 青森市^(c)

※ 5 新潟市^(d)

※ 2 愛知県^(a)

※ 3 川崎市^(b)

※ 6 浜松市^(e)

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

4 職員の健康診断

『指導基準等』における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	4 職員の健康診断 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 補7-4-1 補7-4-2 規7-4-1 入7-4-1 </div>	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	-実施されていない。
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	-実施されていない。 -おおむね月1回の検便が実施されている状態にない。

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

4 職員の健康診断

補足情報

【補7-4-1】職員の健康診断

- 事業者の労働者に対する健康診断の実施は、労働安全衛生規則第43条及び第44条を参考（西宮市⁽⁴⁾）

【補7-4-2】職員の健康診断対象者

- 健康診断の実施は、労働安全衛生法第68条、労働安全衛生規則第44条により義務付けられている。※健康診断の実施は法で定められているため、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。短時間労働者であっても次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である（志木市⁽⁵⁾）
 - ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
 - ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者

確認資料

【補7-4-1】健康診断書・検便結果の分かる書類

- 健康診断書、検便実施結果通知書（愛知県⁽⁶⁾）
- 検便の結果を記録した書類（福岡県⁽⁷⁾）
- 採用時と1年に1回の健康診断の有無、検便実施者数、検便実施回数（青森市⁽⁸⁾）

入力を求める情報

【入7-4-1】職員の健康診断・検便実施状況が分かる書類

- 直近の診断年月日（※1愛知県⁽⁹⁾）
- 採用時と1年に1回の健康診断の有無（※2青森市⁽⁸⁾）
- 法人や事業所等で健康診断を実施または職員個人で受けた健康診断書の写しの提出で確認（※3新潟市⁽¹⁰⁾）

※1 愛知県⁽⁹⁾
 （直近の診断日：令和 年 月 日）

※2 青森市⁽⁸⁾
 ※ 職員の健康診断の実施状況を記入してください。
 採用時の健康診断 有 無
 1年に1回の健康診断 有 無 実施時期

※3 新潟市⁽¹⁰⁾
 ・実施されている。
 実施している場合は、以下の方法にも○をつけること。
 1. 法人や事業所等で健康診断を実施
 2. 職員個人で受けた健康診断書の写しの提出で確認

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

5 医薬品等の整備、6 感染症への対応

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	【住宅以外に事業は対象外】 5 医薬品等の整備	a 必要医薬品その他の医薬品が備えられているか。 ※ 感染症に必要なもの：体温計、水まぐ、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医薬品がない。
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いのある乳幼児については、かかっけ医師の指示に従うよう保護者に指示しているか。 b 再調査時には、かかっけ医師の中心で「我々」認識した看護等の検出などについて、保護者の理解と協力も求めているか。 c 面ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・対応が適切ではない。 ・消毒の前後を問わず保護者に食わしている。 ・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。

補7-5-1
補7-5-2
入7-5-1

入7-4-1

補7-6-1

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

5 医薬品等の整備

補足情報

【補7-5-1】医薬品セットの備え

- ノロウイルスに対応した嘔吐処理セットを備えること（西宮市⁽⁹⁾）

【補7-5-2】医薬品例

- 最低限必要なもの：体温計・水まくら・絆創膏類・ペーパータオル・使い捨てゴミ手袋（高知市⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入7-5-1】医薬品の備えについての記載

- 備えている医薬品の種類（※1川越市⁽⁹⁾）

※1川越市⁽⁹⁾

※ 備えている医薬品の種類

※ 備えている医薬品の種類（※1川越市⁽⁹⁾）

6 感染症への対応

確認資料

【補7-6-1】感染症対応した際の書類

- 治癒証明書等（盛岡県⁽⁹⁾）
- かかりつけ医とのやりとりを記載した書類・対象児童の出席簿（福岡県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入7-6-1】感染症の対応方法の記載

- 対応方法（※1川越市⁽⁹⁾）

※1川越市⁽⁹⁾

⇒ 対応方法

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

7 乳幼児突然死症候群に対する注意

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	補7-7-1	評価基準	入7-7-1
第7 健康管理・安全確保	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をまめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向きに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p> <p>c 保育園では指導を厳守しているか。</p>	補7-7-1	<p>・保育園に職員が在業していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。</p> <p>・乳幼児突然死症候群に対する注意が不十分している。</p>	入7-7-1
			補7-7-1		補7-7-2
					補7-7-2

■ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

7 乳幼児突然死症候群に対する注意

補足情報

【補7-7-1】乳幼児の睡眠

- ▶ 夜間も含め睡眠中の0、1歳児および預かり始めの2歳児について、子どもごとに睡眠状態、確認した時間及び確認者が分かるように記録すること。なお、確認間隔は5分毎が望ましい（西宮市¹⁰）
- ▶ 睡眠中の観察については、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに観察し、その部数、睡眠時観察表などに記録すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またおもちゃ及びおもちゃのものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている（「保育所保育指針解説」）（志木市¹¹）
- ▶ 睡眠中に、5分～15分おきに乳幼児の顔色や体の向き、呼吸の状態をきめ細かく観察し、呼吸チェック（記録）を残しているか（高知市¹²）
- ▶ 睡眠中は必ず保育室に在室し、0歳児は5分、1歳児以上は10分ごとに観察すること（新座市¹³）
- ▶ 睡眠チェック表など活用しきめ細かく観察している（新潟市¹⁴）

【補7-7-2】喫煙

- ▶ たばこは、乳幼児突然死症候群発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。児童は受動喫煙による健康影響が大きいため、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となっている（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる）（志木市¹¹）
- ▶ 事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として使用している場合などは、当該一部の場所のみが禁煙の対象となる。「家庭的保育事業」を居宅で行う場合や「居宅訪問型保育事業」は、適用除外となるが、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮が必要とされている（志木市¹¹）

確認資料

【補7-7-1】午睡の記録

- ▶ 午睡チェックを行った記録簿（福岡県¹⁵）

入力を求める情報

【入7-7-1】観察の間隔

- ▶ 観察の間隔（※1川崎市¹⁶）

※1川崎市¹⁶

⇒ 観察の間隔

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	分	分	分	分	分	分

○ 保育室に職員が在室するようにしてください。

■ 指導基準等確認のための工夫

第7 健康管理・安全確保

8 安全確保

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	補7-8-a-1 入7-8-a-1	評価基準 評価事項
第7 健康管理・安全確保	【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 8 安全確保	a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を怠っていないか。 c プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 d 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 e 窒息の可能性がある玩具、小物が不用意に保育環境下に置かれていないなどについて、保育室内及び施設内の点検を定期的に実施しているか。 f 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 h 緊急責任保険に加入するなど、保育中の方がの事故に備えているか。 i 事故発生時には速やかに当該事実を報道関係者に報告しているか。 j 事故の状況及び事故で得た処置について記録しているか。 k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と関連の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	補7-8-c-1 補7-8-c-1 補7-8-d-1 入7-8-d-1 補7-8-e-1 補7-8-f-1 補7-8-g-1 補7-8-g-1 補7-8-h-1 入7-8-h-1 補7-8-i-1 補7-8-i-1 補7-8-j-1 補7-8-j-2 補7-8-j-3 補7-8-k-1 補7-8-k-2	・保育士だけでなく、乳幼児の入出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 ・施設内の危険な場所、設備等への防護の設置がない。 ・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 ・訓練等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 ・定期的な点検が行われていない。 ・防護はあるが、数値等が不十分。 ・定期的な訓練が実施されていない。 ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け行字本第912号、29幼幼教第11号、子保発1110第1号、子発発1110第1号、子発発1110第1号通知）に基づき報告が行われていない。 ・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 ・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と関連の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

8 安全確保

a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。

確認資料

【補7-8-a-1】乳幼児の安全確保の記録

▶ ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等（愛知県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入7-8-a-1】乳幼児の安全確保の記録

▶ ヒヤリハットの記録、事故報告、事故対応マニュアル等（※1愛知県⁽⁹⁾）

※1愛知県⁽⁹⁾

乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しているか。また、施設内での事故（転倒・けが等）発生時、適切に対応しているか。**【基本事項】**
 （対応方針）
 発生（ ）
 けが（ ）
 転倒（ ）
 発生時の対応については、事故対応マニュアルを参照し、職員間で共有することが必要。

b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

補足情報

【補7-8-b-1】園いの設置

- ▶ 施設周囲に危険箇所等がある場合には、乳幼児が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要である（青森市⁽⁹⁾）
- ▶ 施設内の危険な場所や設備などへの園いの設置や施設などを行う必要がある。施設周囲に危険箇所などがある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵などで区画する、出入口の錠は幼児の手の届かないところに備えるなど）が必要である（志木市⁽⁹⁾）

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

c プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。

補足情報

【補7-8-c-1】事故の未然防止

- ▶ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。このような状況で事故は発生するわけがない、今まで起きてことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください（川越市⁽⁹⁾）
- ▶ 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか（千葉県⁽⁹⁾）

確認資料

【補7-8-c-1】プールの記録

▶ プール活動実施マニュアル、プール活動実施記録等（愛知県⁽⁹⁾）

d 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

補足情報

【補7-8-d-1】食物アレルギーの対処

▶ 食物アレルギーのある子どもに除去食、代替食を提供する際には、食事提供のプロセス（献立、調理、配膳、提供）において、人的エラーによる誤食が発生しないよう措置を講じているか（千葉県⁽⁹⁾）

入力を求める情報

【入7-8-d-1】食物アレルギー対応方法

▶ 食物アレルギー対応方法（※1川越市⁽⁹⁾）

※1川越市⁽⁹⁾

※ 食物アレルギー対応方法

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

e 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。

補足情報 【補7-8-e-1】手の届く範囲の物品に関して > 直径39mm以下の物（玩具含む）は子どもの手が届く範囲に常設しないこと（西宮市 ^④ ）	入力を求める情報 【入7-8-e-1】安全対策 > 点検の頻度（※1川越市 ^④ ）
確認資料 【補7-8-e-1】点検結果 > 保育室内及び園庭内の点検結果の記録等（愛知県 ^④ ）	⇒ 点検の頻度 _____ ※1川越市 ^④ 毎

f 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。

確認資料 【補7-8-f-1】緊急時対応マニュアル > 緊急時対応マニュアル等（愛知県 ^④ ）	入力を求める情報 【入7-8-f-1】安全対策 > 対策・体制（※1川越市 ^④ ）
	⇒ 対策・体制 _____ ※1川越市 ^④

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

補足情報 【補7-8-g-1】適切な救命救命と訓練 > 救命実技の訓練の実施が必要（愛知県 ^④ ） > ここでの救命処置は、救急車が到着するまでの間に行う救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・EIBの使用方法等）のこと。訓練の実施期間は、毎年が望ましいが、長くとも9年間とし、訓練内容は実技講習を主とすること。なお、外部・内部研修は問わず。（西宮市 ^④ ） > 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください。（川越市 ^④ ）	入力を求める情報 【入7-8-g-1】訓練実施日及び内容 > 直近の訓練実施日（※1川越市 ^④ ） > 直近の訓練実施年月日、内容（※2西宮市 ^④ ）												
確認資料 【補7-8-g-1】訓練実施記録 > 救命処置の訓練実施記録等（愛知県 ^④ ）	⇒ 直近の訓練実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>※1川越市^④</td> <td>※2西宮市^④</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的な救命処置の訓練を実施している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直近の訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 ____ 月 ____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容 _____</td> </tr> </table>	※1川越市 ^④	※2西宮市 ^④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定期的な救命処置の訓練を実施している		直近の訓練		年 ____ 月 ____		内容 _____
※1川越市 ^④	※2西宮市 ^④												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
	定期的な救命処置の訓練を実施している												
	直近の訓練												
	年 ____ 月 ____												
	内容 _____												

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の手故に備えているか。

確認資料

【補7-8-h-1】保険

- 保険証書、契約書の写し（※知県⁽⁹⁾）
- 最新の賠償責任保険への加入状況が分かる書類の写し（青森市⁽¹⁰⁾）

入力を求める情報

【入7-8-h-1】保険

- 保険の種類、保険の内容、保険金額（※1 豊知県⁽⁹⁾）
- 損害賠償への備え（※2 川越市⁽¹¹⁾）

※1 豊知県⁽⁹⁾

保険（児童に関するもの）に加入しているか。

保険の種類 ()

保険の内容 ()

保険金額 ()

※2 川越市⁽¹¹⁾

➢ 損害賠償への備え _____

■ 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

i 事故発生時には速やかに当該事案を都道府県知事等に報告しているか。

補足情報

【補7-8-i-1】事故報告

- 事故報告は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照すること。なお市への事故報告が必要な範囲は次のとおり（青森市⁽¹²⁾）
 - ① 死亡事故
 - ② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事故が生じた時点で報告すること。骨折事案は治療期間が30日を超えるか否かに関わらず報告）
 - ③ 医療機関で受診（入院程度）を要したもの
 - ④ その他、報告が必要と認められる事故（遊具（従業員）による損傷、児童への虐待など、児童の処遇に影響のある法令違反、不祥事案含む）
 - ⑤ 食中毒及び感染症※上記①～④のうち、①、②は市から県を通じて国へ報告する。市への事故報告の報告期限は、次のとおり。① 第一報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）② 第二報：原則1ヶ月以内
- 報告の対象の範囲-死亡事故-治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事故が生じた時点で報告すること。）報告第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）（西宮市⁽¹³⁾）

確認資料

【補7-8-i-1】事故報告様式

- 教育・保育施設等事故報告様式（青森市⁽¹²⁾）

入力を求める情報

【入7-8-i-1】事故の記録

- 事故・不祥事案の発生年月日、内容、処理対応内容、記録の有無、報告の有無（※1 青森市⁽¹²⁾）

※1 青森市⁽¹²⁾

➡ 事故・不祥事案の発生状況（発生年度から発生年度発生時までの1～3月に該当する状況を記録）

発生年月日	事故・不祥事案等の内容	処理・対応の状況	記録の有無	報告
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

III 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

補足情報

【補7-8-j-1】事故の記録の保存期間

➢ 記録は5年間保存してください（川崎市¹⁰）

【補7-8-j-2】事故の記録内容

➢ ここでの事故は前項目1の報告不要の事故（怪我）のことを含む。なお、怪我未満のヒヤリ/ノット事例の状況及び処置も記録を行うことが望ましい。処置には保護者の対応記録、要因の分析、必要な対策を含む（西宮市¹¹）

【補7-8-j-3】事故の記録体制

➢ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録している。または、現時点まで事故発生はないが、このことを理解しており、すぐに対応できる体制を整えている（新潟市¹²）

III 指導基準等確認のための工夫
第7 健康管理・安全確保

k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事件と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取っているか

補足情報

【補7-8-k-1】事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

➢ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。（青森市¹³、志木市¹⁴、新座市¹⁵）

【補7-8-k-2】子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性

➢ 重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。（「保育所保育指針解説」）（志木市¹⁴）

■ 指導基準等確認のための工夫

第8 利用者への情報提供

1 施設及びサービスに関する内容の揭示、2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
第8 利用者への 情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の揭示 補8-1-1	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が容易に場所 に提示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 業種 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供に関する利用者が支払う べき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合に於 ては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保 険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたが否かの 別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	- 全く提示されていない。 - 左記 a～n の事項につき、揭示内容又は提示の仕方が不十分。
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等によ る交付 補8-2-1 補8-2-1	以下の事項について、利用者へ書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保 険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	- 書面等により交付されていない。 - 左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。

■ 指導基準等確認のための工夫

第8 利用者への情報提供

1 施設及びサービスに関する内容の揭示

確認資料

【補8-1-1】揭示物

- 揭示物、実際の揭示場所の確認（愛知県⁽⁴⁾）

入力を求める情報

【入8-1-1】管理者の情報

- 管理者の氏名、住所、職名、メールアドレス、電話番号（※1 浜松市⁽⁴⁾）

※1 浜松市⁽⁴⁾

3	管理者の氏名 (氏名)	(フリガナ)	(職名)
④ 管理者 の住所	〒 _____ 県 _____ 市 _____		
	Tel	/ _____ / _____	

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

補足情報

【補8-2-1】サービスの説明責任

- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項⁽¹⁾について、あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を加算する場合には、その料金についても、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。書面での交付に代えて、利用者の承諾を得て一定の電磁的方法により提供することが可能である（新座市⁽¹⁾）

【補8-2-2】設置者の氏名及び所在地の定義

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地とは設置者が法人のとき：法人の名称及び法人所在地、個人⁽²⁾のとき：個人の名称及び個人住所となる。あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと（認可外保育施設拒絶監督基準⁽³⁾より）（西宮市⁽²⁾）

確認資料

【補8-2-1】契約内容の書面交付書類

- 利用者へ交付する契約に関する書類（福岡県⁽⁴⁾）

■ 指導基準等確認のための工夫

第9 備える帳簿等

1 職員に関する帳簿等の整備 2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備

「指導基準等」における該当箇所

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準 評価事項
【1日に保育する乳幼児の人数によって異なる】 第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。</p> <p style="text-align: center;">【補9-1-1】</p> <p>b 労働基準法等の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、資金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第100条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。 ・左記の帳簿等の整備状況が不十分。
	2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	<p>a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。</p> <p style="text-align: center;">【補9-2-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。 <p style="text-align: right;">【入9-2-1】</p>

■ 指導基準等確認のための工夫

第9 備える帳簿等

1 職員に関する帳簿等の整備

補足情報

【補9-1-1】労働基準法等の法令に基づく対応

- 休憩時間を適正に定めているか。※休憩時間は、1日の労働時間が8時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない（志木市^{10）}）
- 非正規労働者も含めて6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を以下のとおり与えているか（志木市^{10）}）

確認資料

【補9-1-1】資格証明書

- 関係帳簿、資格証明書（写）（豊知県^{11）}）
- 労働者名簿・賃金台帳・雇入、解雇、災害補償、資金その他労働関係に関する重要な書類（※）※例・出勤簿、労使協定の協定書、労働時間の記録に関する書類（残業命令書等）、退職関係書類、休職関係書類等（福岡県^{12）}）

2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備

確認資料

【補9-2-1】乳幼児の出席簿

- 出席簿、利用に関する契約書類、児童に係る書類（※）※例：児童台帳、健康状態の記録簿、保護者の連絡先等（福岡県^{13）}）

入力を求める情報

【入9-2-1】児童の帳簿

- 作成しているものにチェック（※ 1川越市^{14）}）

※ 1川越市^{14）}

- ☐ 作成しているものにチェックを入れてください。
- ☐ 関係書類・児童に関する書類（※）
- ☐ 児童台帳
- ☐ 健康状態の記録簿
- ☐ 保護者の連絡先等
- ☐ 関係書類
- ☐ その他

Ⅲ-2 独自の確認項目の工夫

Ⅲ 指導基準等確認のための工夫 指導基準等に加えた独自の工夫

雇用管理 (1/3)

志木市では、職員との雇用契約締結の際の明示情報や就業規則の作成状況、社会保険の加入状況等も、自主点検の確認項目として設定されている

監査を行う部署では、市内の介護事業者、認可保育事業者等も指導監督しており、それらと同様に認可外保育施設も自主点検時に職員の待遇等について施設に確認してもらうようしている。

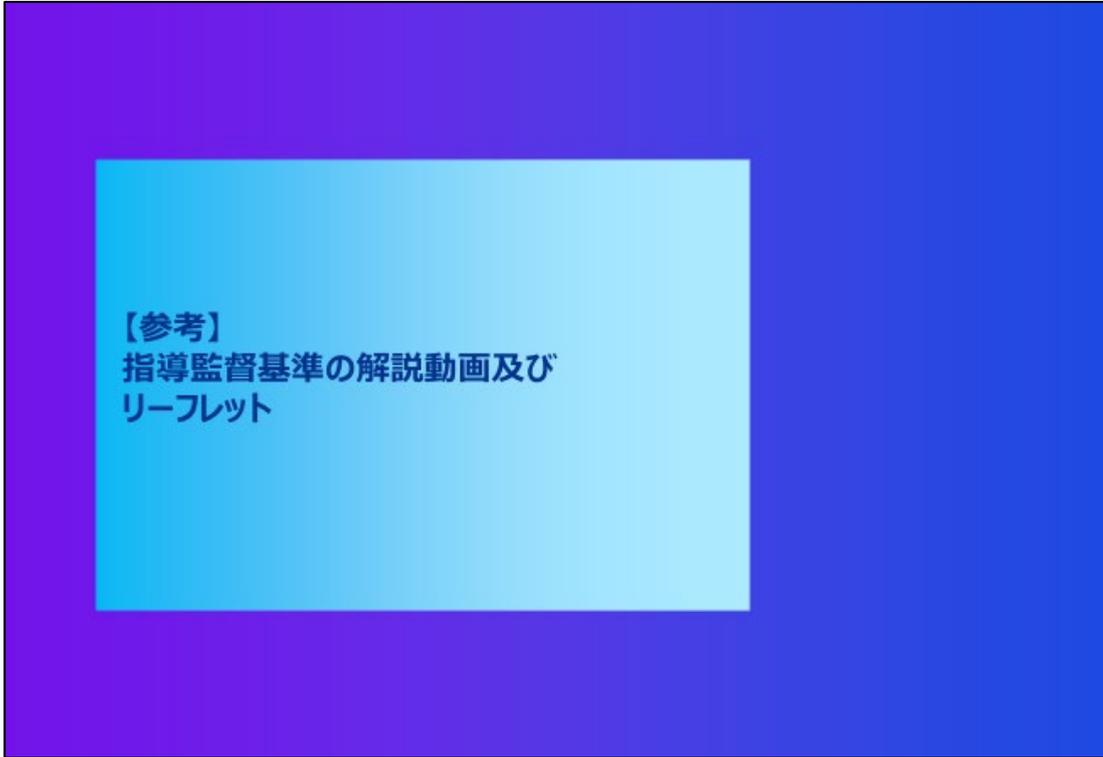


市の担当者

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室等の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 第5 保育の内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿等

追加 第10 雇用管理





【参考】指導監督基準の解説動画及びリーフレット

厚生労働省の指導監督基準の解説動画及びリーフレット

厚生労働省が指導監督基準の解説動画やリーフレットを公開しているため参考にしてください

解説動画 (厚生労働省Youtubeチャンネル)	リーフレット
<p>(認可外保育施設指導監督の指針についての解説動画) ・認可外保育施設への指導監督 8つのポイント https://www.youtube.com/watch?v=TWq77hIL6MI</p> <p>(認可外保育施設指導監督基準についての解説動画) ・認可外保育施設が守るべき 8項目 https://www.youtube.com/watch?v=Vb-74YGN8mg</p>	<p>厚生労働省にて、「見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（従事者向け）」を公開 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html</p> <p>※このチェックリストは、毎年の立入調査において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (3) ベビーシッターを複数雇用する事業者 (4) 個人のベビーシッター

 © 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 84

参考文献一覧

引用文献

- ①愛知県、「認可外保育施設実施指導調査表（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用）」、<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/000018258.html>（参照 2022年2月）
 - ②青森市、「令和4年度 認可外保育施設自主点検表」、<https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kadome-kyuiku/jgyousyuhinkaga/shido-kansa/syutenken.html>（参照 2022年2月）
 - ③千葉県、「認可外保育施設立入調査調査書：1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用」、https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/minokaga_shidou/antoku.html（参照 2022年2月）
 - ④福岡県、「自主点検表（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用）」、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hinkaga/huisisetsukaisetu.html>（参照 2022年2月）
 - ⑤浜松市、「共通様式1（届出事項） 共通様式2（基本事項） 共通様式3（運営状況報告事項）※ペーシター以外」、<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/Sata/Sansa/nokaga.html>（参照 2022年2月）
 - ⑥川崎市、「認可外保育施設自主点検表：1認可外保育施設（運営管理・給食）」、<https://www.city.kawasaki.saitama.jp/emph/kenbafukushu/fukushingo/shidoukansa/kanhojushin-tenken.html>（参照 2022年2月）
 - ⑦高知市、「1認可外保育施設における運営監査」、（参照 2022年2月）
 - ⑧新潟市、「運営監督基準に係るチェックシート」、（参照 2022年2月）
 - ⑨新庄市、「認可外保育施設：自主点検表施設型（6人以上）用」、<https://www.city.niiga.lg.jp/soshu/33hoiku-shidoukansa2021.html>（参照 2022年2月）
 - ⑩西宮市、「自己点検表（6人以上の施設）」、<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shisakuho/hotetsu/04/hinkaga/hoiku.html>（参照 2022年2月）
 - ⑪佐世保市、「自己点検表（長崎県佐世保市）」、（参照 2022年2月）
 - ⑫志木市、「自主点検シート-地域子育て支援拠点事業（令和2年6月版）」、<https://www.city.shiki.lg.jp/soshu/212055.html>（参照 2022年2月）
- 参考文献
- ⑬千葉市、「認可外保育施設：立入調査書（6人以上）」、<https://www.city.chiba.jp/hokefukushu/somuchousyo.html>（参照 2022年2月）
 - ⑭茨城県大田市、「1修正訂正（別表）評価基準（6人以上施設）」、（参照 2022年2月）
 - ⑮前橋市、「認可外保育施設自主点検表（6人以上）」、<https://www.city.mabashi.gunma.jp/soshiki/fukushu/shidoukansa/gyomu/24152.html>（参照 2022年2月）
 - ⑯奈良市、「認可外保育施設運営監督基準適合状況自主点検表（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）」、<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/112916.html>（参照 2022年2月）
 - ⑰鳥取県、「自主点検表（6人以上）（協賛施設型以外）」、<https://www.pref.tottori.lg.jp/306374.htm>（参照 2022年2月）



KPMGコンサルティング株式会社

T: 03-3548-5111

E: kc@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/kc



kpmg.com/jp/socialmedia

本報告書の著作権は、KPMGコンサルティング株式会社に帰属します。本報告書は、地方自治体・認可外保育施設を助成する、弊社の専断の著作権なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。本報告書には、公開情報と似た、本調査に利用する情報を掲載していますが、シリング等で第三者が提供した情報が含まれており、これらの信頼を高め、報告書の内容には完全の配慮がなされています。その複製をすることは禁止され、本報告書は、利用者自身の責任において利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる損害に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.





お問合せ先

KPMG コンサルティング株式会社

T : 03-3548-5111

E : kc@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/kc



home.kpmg/jp/socialmedia

本報告書の著作権は、KPMG コンサルティング株式会社に帰属します。厚生労働省・地方自治体・認可外保育施設を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。本文中では、Copyright、TM、R マーク等は省略しています。

© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.